第2次越谷市地域福祉計画改定版(素案)

地域の新たな支え合い ~いきいきと暮らせる福祉のまち 越谷~



平成 29 年 月

越 谷 市

越谷市福祉憲章 (平成11年9月15日制定)

わたしたち越谷市民は、生涯にわたって、すこやかに、いきいきと、人間らしく、川の流れるこの豊かなまちに、安心して暮らせることを願っています。

そのためには、個人、家庭、地域、企業、行政などが、しっかりと手をたずさ え、知恵をだしあい、それぞれの役割を自覚し、責任を果たしていかなければ なりません。

すべての市民が、ふるさとと実感でき、愛着のもてる福祉のまちをめざして、 この憲章を定めます。

●ともに生きよう かけがえのない あなたのいのち 明日に向けて みんなでつくろう やさしいまちを

(わたしたちは、一人ひとりが個性をもち、自立した、かけがえのない存在です。 たがいに認めあい、励ましあいながら、やさしいまちをつくります。)

●ともにつなげよう あなたのちから わたしの経験 知恵をだしあい みんなで築こう 住みよいまちを

(わたしたちは、一人ひとりがいろいろな能力や経験、知恵をもっています。 ちからを発揮し、いかし、あわせて、住みよいまちをつくります。)

●ともにかけあおう ほほえみと 思いやり 手をとりあって みんなで育てよう ふれあいのまちを

(わたしたちは、たくさんの人との支えあいや助けあいで、生きています。 あたたかいこころと、思いやりをもって、ふれあいのまちをつくります。)

●ともに高めよう すこやかな こころと体

明るい家庭 みんなで愛そう ふるさとのまちを

(わたしたちは、いつも幸せな日々を願っています。健康を守り、趣味をいかし、生きがいをもって、こころ豊かに暮らせる、ふるさとのまちをつくります。)

<u>目次</u>

第1章 計	画策定にあたって
1. 計画領	策定の背景 3
2. 計画	の位置づけ 6
3. 計画	の策定体制
4. 計画	の期間
第 <mark>2章</mark> 現	伏と課題13
1. 本市	の概要 13
2. 市民	• 団体意識調査結果からみた評価 16
3. 本市(の地域福祉の課題 22
第3章 基注	本理念と基本目標31
1. 計画	の目指すもの 31
2. 計画	の基本目標と基本方針 33
3. 計画	の施策体系
4. 重点	施策 36
第4章 基	本目標に向けた取り組み42
基本目標	1 みんなが地域福祉に関心をもち、参画しましょう44
基本目標	2 誰もが必要な支援を受けられるようにしましょう 63
基本目標	3 さまざまな福祉サービスの担い手を増やしましょう85
基本目標	4 安全で安心して住み続けられる快適なまちをつくりましょう 103
基本目標	5 市民・事業者・行政の協動により地域高止を推進しましょう123
第5章 計	画を推進するために
1. 推進	体制
2 進行	管理と評価 130

資料編		131
1.	越谷市地域福祉推進協議会設置要領	131
2.	地域福祉推進協議会のこれまでの取り組み	134
3.	越谷市地域福祉計画検討委員会設置要領	136
4.	越谷市地域福祉計画策定経過	140
5.	越谷市社会福祉審議会条例	141
6.	越谷市社会福祉審議会条例施行規則	144
7.	越谷市地域福祉計画改定経過	147
8.	地域福祉ネットワーク推進モデル事業のこれまでの取り組み	147
9.	用語解説	148

第1章

計画策定にあたって

第1章

<u>章</u> 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

(1) 地域福祉を取り巻く現状について

近年、少子高齢化・人口減少社会への突入、さらには深刻な経済状勢の悪化や 人間関係の希薄化などを背景に、生活不安とストレスが増大し、青少年や中年層 の自殺、ニートやホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなど、かつては想 像もできなかったような社会問題が発生しています。特に最近では、孤立死の問 題がマスコミで大きく取り上げられ、地域での見守りや連携がいっそう重要となっています。また、東日本大震災の発生により、高齢者や障がい者などの災害時 要援護者の把握と支援方法の確立(確認)の必要性が再確認されています。

このように複雑・多様化している社会問題や生活上の諸課題に対応するには、 行政による福祉サービスの充実だけでは難しく、また、住民相互の助け合いだけ でも対応することはできません。そのため、行政による福祉サービスの充実と、 住民相互の助け合い、支え合い活動の促進を両輪として、地域福祉の推進に取り 組むことが求められています。

(2) 国・県の動向

国は、平成19年に「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」を通知し、また、平成24年には孤立死の防止対策として「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」を通知し、さらに、平成26年には、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」を通知しました。これらは、公的サービスで対応しきれない地域における生活課題を解決するため、地域の実情に応じて、必要な機関が連携し、情報を共有することで、より有効な方策等を積極的に推進するために示されたものです。

埼玉県においては、平成27年3月に第4期埼玉県地域福祉支援計画が策定され、『「地域デビュー」「おせっかい」「ネットワーク」で地域力を高める埼玉づくり』を計画の理念とし、「地域のケアシステムと福祉力を統合する基盤づくり」「孤立を防ぎ、見守り、支え合う地域づくり」「地域福祉を支える担い手づくり」「福祉サービスを適切に利用できる環境づくり」「計画の推進・市町村への支援」を大きな柱として取り組むこととしています。

(3) 計画策定の経緯

越谷市では、誰もが住み慣れた地域で、安心して自分らしく住み続けられるよう、社会福祉法第107条の規定に基づき、平成20年3月に「越谷市地域福祉計画」を策定し、「越谷市福祉憲章」の理念のもと、「第4次越谷市総合振興計画」に基づく福祉分野の個別計画を本計画の対象範囲としてとらえ、横断的につなげることで、市民と行政との協働による福祉のまちづくりを進めてきました。

しかし、本市においても、一人暮らしの高齢者や災害時要援護者の対応の問題、 また、子どもや高齢者に対する虐待が顕在化してきており、行政による福祉サー ビスだけでは対応が難しいケースもでてきています。

その一方、地域では、自治会、コミュニティ推進協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO団体、社会福祉協議会等が積極的に福祉活動に取り組んでいます。

今後も、すべての市民が生涯にわたり、すこやかに、いきいきと、人間らしく、 安心して暮らすことができる福祉のまちを実現するためには、さまざまな生活課 題に地域全体できめ細かく取り組む仕組みや福祉サービスを利用しやすい環境づ くりなどを市民と行政とが協働のもとに進めていく必要があります。

そこで、社会情勢の変化や国・県の動向を踏まえ、これまで取り組んできた現行の地域福祉計画の評価や必要な見直しを行い、市民や地域の様々な活動主体が自分の地域に関心をもち、互いにつながり、助け合い、支え合うような関係づくりを進め、「誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくり」を目指し、平成25年3月に第2次越谷市地域福祉計画を策定しました。このたびの改定は、この計画に一部見直しを加えるものです。

(4) 地域福祉とは

毎日の暮らしの中で、私たち一人ひとりは様々な不安やストレスを抱えて暮らしています。たとえば「一人暮らしの不安」「子育ての相談やサポート」「隣人との交流」といった問題です。このような様々な問題を解決するためには、地域で「つながり」「支え合う」ことが重要になります。

誰もが自分らしくいきいきと暮らしていくために、人と人とが「つながり」「支え合う」ことが、地域福祉の考え方です。これまでは、「福祉は、一部の困っている人を助け、支えること」と考えられてきましたが、少子高齢化や核家族化などにより生活形態が多様化する中、誰もが支える立場や支えてもらう立場になりうる時代となっています。互いに支え合いそれぞれの問題を解決するため、「つなが

り」「支え合い」の仕組みをつくる計画が、地域福祉計画です。

地域福祉の推進は、住民、地域で活動する団体等及び行政がそれぞれの役割を 果たしながら、連携・協力することによりはじめて可能となります。それは、「住 民一人ひとりの主体的な活動(自助)」「近所の助け合いやボランティア活動等に よる住民同士の支え合い(共助)」「行政の責任による公的支援(公助)」の役割を 果たすことにより、日常生活の課題を解決していこうとする取り組みです。

この考え方は、地域にはそれぞれ異なる個性を持った人々が暮らし、他の人や 行政などに過度に依存せず自立した生活をおくることができ、その上で、個性を 尊重しつつ、互いに協力してお互いの不足を補い合いながら協働できる地域社会 をつくるということが背景となっています。

■図表 1 「自助」「共助」「公助」のイメージ 【個人や家族の主体的な活動】 自助 【人と人がつながり支え合う】 場合作は版マスコット ティキくん 地域福祉 【行政などによる公的支援】 公助 【行政などによる公的支援】

※42ページにイラストの説明があります。

2. 計画の位置づけ

(1)計画策定の意義・目的

地域福祉計画は、社会福祉法に基づき、社会福祉の基本理念の一つである「地域福祉の推進」を目的として定めるものです。

地域福祉を推進するためには、地域社会で発生する課題を解決し、だれもが健康で生きがいをもって安心して地域で生活できるようにするため、公的サービスの充実のみならず、地域住民や各種団体、事業者等が相互に助け合い、協働で地域づくりを推進していく必要があります。

第2次越谷市地域福祉計画(改定版)の策定にあたっては、これまでの計画の 現況・進捗状況を把握するとともに、社会の変化や福祉医療政策の動向、市民ニ ーズの把握など、多様な福祉課題を整理しながら、越谷市自治基本条例や第4次 越谷市総合振興計画を踏まえつつ、高齢者保健福祉計画や障がい者計画などの福 祉関連個別計画との整合性を図り、施策や事業での連携が取れた計画として策定 するものです。

※社会福祉法から抜粋

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(2) 法律上の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、地域福祉計画の目標として「1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」「2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」「3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」を一体的に定める計画として策定します。

なお、平成19年8月及び平成26年3月の厚生労働省からの通知により、市町村の地域福祉計画には、「要援護者支援方策」及び「生活困窮者自立支援方策」を盛り込むことになっています。

※社会福祉法から抜粋

(市町村地域福祉計画)

- 第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ※平成19年8月10日社援発第0810001号 厚生労働省社会・援護局長通知から抜粋 市町村地域福祉計画の策定について
- ~略~ 地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等を市町村地域福祉計画に盛り込むこととしたところであるが、今般、その盛り込むべき具体的な事項を別添「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」(以下「要援護者支援方策」という。)のとおり定めたので通知する。

(別添) 要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項

- 1. 要援護者の把握に関する事項
- 2. 要援護者情報の共有に関する事項
- 3. 要援護者の支援に関する事項
- ※平成 26 年 3 月 27 日社援 0327 発第 13 号 厚生労働省社会・援護局長通知から抜粋 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について
- ~略~ この新たな生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを 進めていく上でも重要な施策であることから、市町村地域福祉計画及び都道府県地域 福祉支援計画の中に位置づけて計画的に取り組むことが効果的であり、今般、その盛 り込むべき具体的な事項について、別添のとおり「生活困窮者自立支援方策について 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」(以下「生活困 窮者自立支援方策」という。)を定めたので通知する。

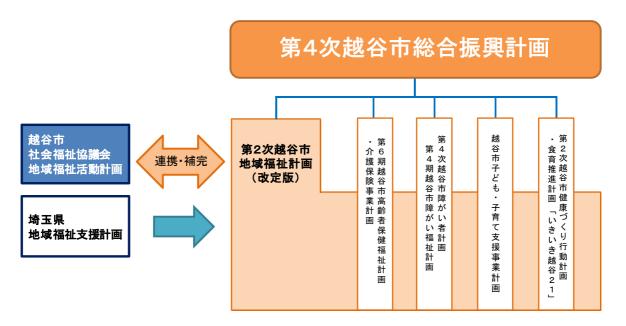
(別添) 生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項

- 1. 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項
- 2. 生活困窮者の把握等に関する事項
- 3. 生活困窮者の自立支援に関する事項

(3) 他の福祉分野の計画との関係

この計画は、越谷市自治基本条例の理念と第4次越谷市総合振興計画に基づき、 越谷市の地域福祉を推進するための共通理念や基本目標を示すほか、保健福祉分 野における各個別計画などと整合性を図りながら地域福祉を総合的に推進する計 画です。

■図表 2 他の福祉計画との関係



■第6期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条8の規定に基づき高齢者の保健・福祉水準の向上を図ることを目的に定めた計画です。

また、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条の規定に基づき、地域の要介護者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護に係る保険給付を円滑に実施するために定めた計画です。

■第4次越谷市障がい者計画

「越谷市障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、越谷市における障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めた計画です。

■第4期越谷市障がい福祉計画

「越谷市障がい福祉計画」は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第88条の規定に基づき、国の基本的方針に沿って、越谷市の障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定めた計画です。

■越谷市子ども・子育て支援事業計画

「越谷市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、子ども・子育て支援新制度に基づいた支援策の充実を図るとともに、すべての子育て家庭を対象として、越谷市が今後進めていく子育ての支援施策の方向性や目標を総合的に定めた計画です。

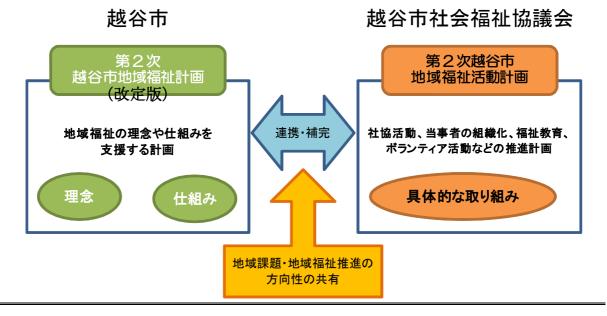
■第2次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画「いきいき越谷21」

「第2次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画」は、健康増進法第8条 及び食育基本法第18条の規定に基づき、本市の健康及び食に関する課題を明 らかにし、市民一人ひとりが健康づくりに取り組むことにより、健康増進及 び食育推進を図ることを目的とした計画です。

(4)第2次越谷市地域福祉計画(改定版)と第2次越谷市地域福祉活動計画との関係 市の行政計画に位置づけられている「地域福祉計画」が、公的なサービス及び それと住民等による福祉活動との連携・協働による総合的なサービスの内容であ るのに対し、地域福祉を推進する団体である社会福祉協議会が、住民等の福祉活 動及び地域福祉の実現を支援するための活動の内容を計画化したものとして「地 域福祉活動計画」があります。

この2つの計画は、「地域福祉の推進」という同一の目的で策定する計画であることから、国や全国社会福祉協議会などでは、両計画を共通の理念や施策方針のもとに策定し、相互に補完・補強しながら推進することが望ましいとしています。

■図表 3 第2次越谷市地域福祉計画(改定版)と第2次越谷市地域福祉活動計画 との関係



3. 計画の策定体制

(1) 第2次地域福祉計画の策定体制

第2次地域福祉計画の策定体制については、庁内組織として関連部課長職で構成する「検討委員会」、さらに、関係各課の副課長職及び係長職で構成された「検討委員会作業部会」を設置し、地域福祉を推進するための諸施策について検討・協議を行いました。

また、地域福祉計画を市民及び各団体と協働で推進するための組織として設置された「越谷市地域福祉推進協議会(平成20年10月30日設置)」において、現行計画の評価や課題の整理などを行い、見直しにあたって、調整、連携を図りました。

社会福祉協議会では、市の地域福祉計画の策定に合わせて、地域福祉活動計画を策定することから、市及び社会福祉協議会は、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」が連携の取れた計画とするため、作業部会での計画原案の調査研究などにおいて、社会福祉協議会にオブザーバーとして加わってもらい連携を図っています。

計画づくりの基礎資料を得ることを目的に、次のとおり、平成24年6月にアンケート調査を実施しました。

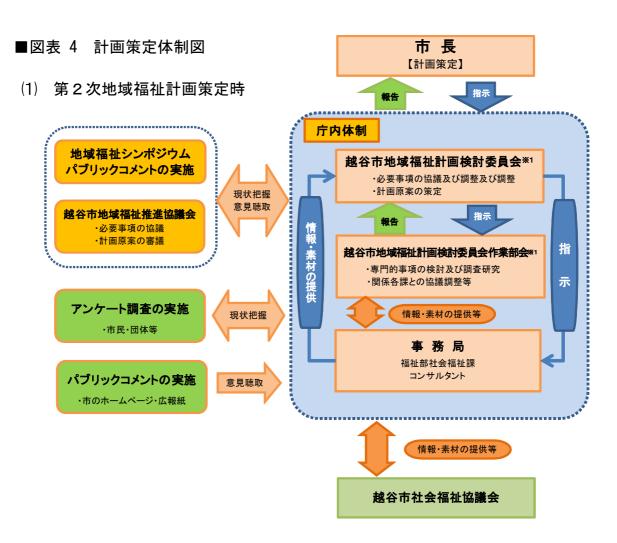
調査名	調査対象者	調査方法	配布数	回収数(回収率)
地域福祉に関する	20 歳以上の住民	郵送	1,820	753 (41.4%)
アンケート調査	福祉関連団体	郵送	700	473 (67.6%)

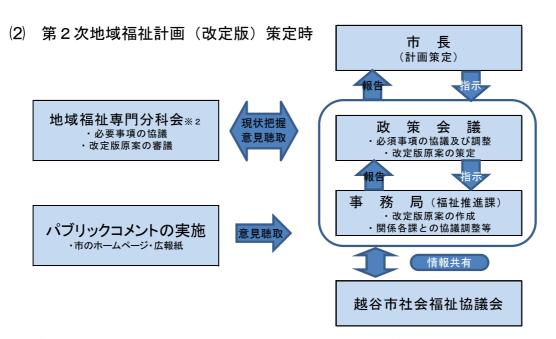
市民の意見を反映させるために平成 24 年 11 月 15 日~平成 24 年 12 月 14 日の期間においてパブリックコメントを実施しました。

(2) 第2次地域福祉計画(改定版)の策定体制

第2次地域福祉計画(改定版)の策定にあたっては、新たに庁内組織は設置せず、事務局である福祉推進課と関係各課とで協議・調整のうえ、改定版の原案を作成しました。改定版の原案については、地域福祉に関する事項を調査・審議する「地域福祉専門分科会」において、その見直しに向け、調査・審議を行い、既存の政策会議の活用を図り、原案の策定を行いました。

市民の意見を反映させるために平成29年3月15日~平成29年4月13日の期間においてパブリックコメントを実施しました。





- ※1 越谷市地域福祉計画検討委員会設置要領、構成委員名簿は資料編(136ページ)参照
- ※2 越谷市社会福祉審議会条例、同条例施行規則、構成委員名簿は資料編(141ページ)参照

4. 計画の期間

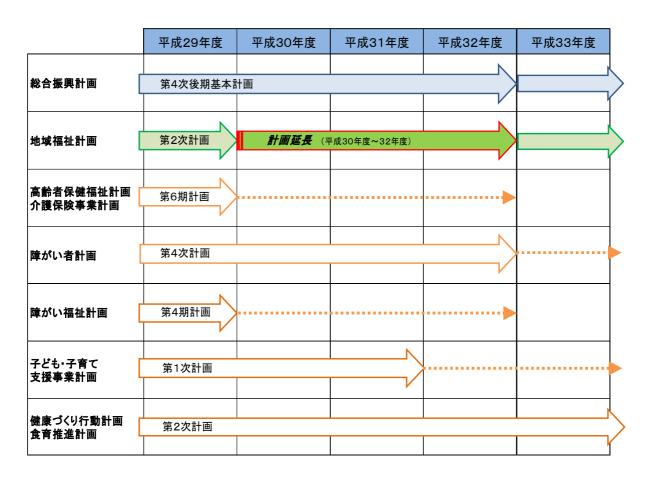
第2次越谷市地域福祉計画は、平成25年度から5か年の計画として策定し、平成29年度で計画期間の満了を迎えます。

近年、福祉分野における分野横断的かつ包括的に適切な支援を提供する仕組みづくりが課題となっており、次期地域福祉計画の策定にあたっては、こうした仕組みづくりに向けた課題整理とともに、上位計画である総合振興計画との整合を図るため、計画期間を平成33年度から平成37年度とします。

そこで、現行の第2次越谷市地域福祉計画については、空白期間が生じないよう、計画期間を3年間延長し、必要事項を盛り込むため一部見直しを行います。

なお、計画延長期間においても、社会状況の変化や国、県における地域福祉施 策の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

■図表 5 第2次越谷市地域福祉計画(改定版)及び関連計画の計画期間



第2章

現状と課題



現状と課題

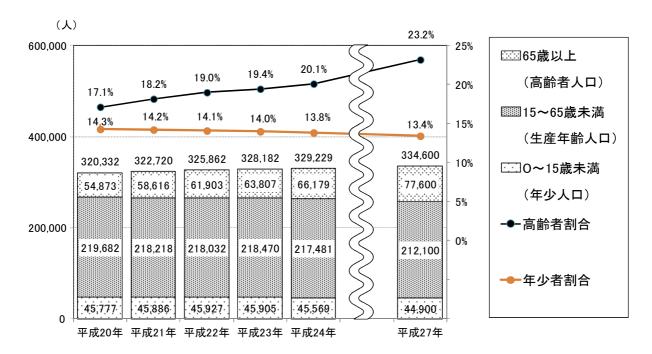
1. 本市の概要

(1)人口の推移

総人口は増加傾向で推移しています。しかし、年齢 3 区分別の推移では、65 歳以上の人口は増加していますが、 $15\sim64$ 歳、 $0\sim15$ 歳未満は減少傾向が続いています。

平成 27 年には高齢者人口の割合は 23.2%に達し、逆に年少者人口の割合は 13.4%に低下すると見込まれ、少子高齢化が進行すると推測されます。

■図表 6 総人口・高齢者人口・年少者人口の割合の推移及び推計



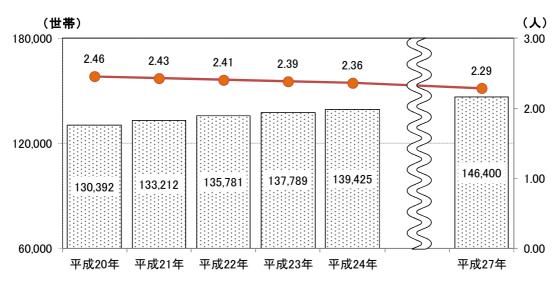
資料:情報統計課 埼玉県町(丁)字別人口調査(各年1月1日現在) 平成27年は推計値(第4次越谷市総合振興計画)

(2)世帯数の状況

世帯数は、平成20年4月現在で130,392世帯でしたが年々増加を続けており、 平成24年4月現在では139,425世帯となり、平成20年と比較して9,033世帯の 増加となっています。このように世帯数が毎年増加している中、自治会の加入率 は、平成20年5月現在で72.8%でしたが、平成24年5月現在では、69.6%と減 少しています。

一方で、一世帯あたりの人数は、これまでと同様、減少傾向が続いており、核 家族化の進行や単身世帯の増加などにより、世帯の小規模化が進むと推測されま す。

■図表 7 世帯数及び一世帯あたりの人数の推移



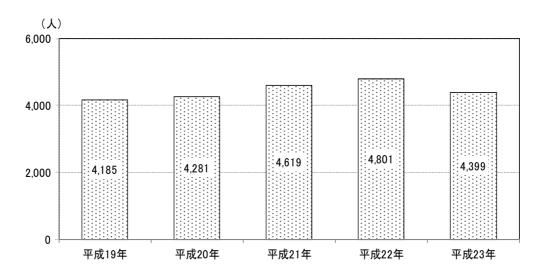
資料:情報統計課(各年4月1日現在)

平成27年は推計値(第4次越谷市総合振興計画)

(3) 外国人登録者の状況

外国人登録者数は、平成23年現在で4,399人(平成8年現在で2,207人)、過去15年間で約2倍に増加し、越谷市民の75人に1人が外国人市民となっています。定住化等により外国人市民は、今後も増加することが予想され、地域における多文化共生の推進がますます重要になってきます。

■図表 8 外国人登録人口の推移



資料:情報統計課 (各年4月1日現在)

2. 市民・団体意識調査結果からみた評価

地域における近所付き合いの程度や地域との関わりなどについて調査した市 民・団体意識調査の結果は、市民の視点から見た地域福祉の施策に対する評価と して捉え整理しました。

評価は、地域福祉の施策の成果だけでなく、様々なまちづくりの施策の総体的な成果に対する評価として捉えるものですが、市民・団体意識調査の調査項目は地域福祉の達成状況を把握する上で重要な指標となるものです。

(1)調査の目的

地域福祉計画の見直しを図るために、市民や市内で活動しているボランティア・NPO団体等の地域福祉に対する考え方や、日頃の生活やボランティア、地域活動の状況などを把握し、計画づくりの基礎資料を得ることを目的としました。

(2)調査の対象及びサンプル数

調査対象者	抽出方法
20 塩以 Lの仕口 1 220 ↓	平成24年6月13日現在の住民基本台帳から、
20 歳以上の住民 1,820 人	地区別、年代別、男女別に無作為抽出
福祉関連団体 700 団体	市内で活動している団体

(3)調査方法及び調査実施期間

調査方法	郵送による配布・回収		
調査実施期間	平成 24 年 6 月 18 日 ~ 7 月 9 日		

(4)回収結果

調査対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
20 歳以上の住民	1,820	753	41.4 %
福祉関連団体	700	473	67.6 %

(5) 分析・表示について

- ・比率は、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため比率が 0.05 未満 の場合には 0.0 と表記しています。また、合計が 100.0% とならないこともあ ります。
- ・複数回答の項目については、原則として、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が100%を超えることがあります。
- ・計画書中の文章やグラフにおいて、設問や選択肢の一部を省略して記載して いる場合があります。
- ・グラフの(n:○○)という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の 基礎となります。

(6) 主な調査結果

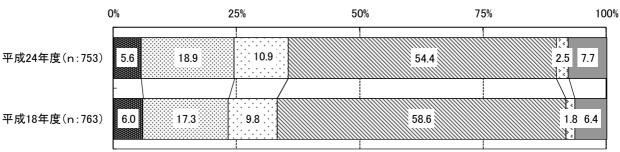
①地域問題への関心

地域問題に対する考え方を前回調査結果と比較したところ、それぞれの調査項目について、大きな変化は見られませんでした。その中でも、「地域社会は、生活の場であるので、行政と地域住民などが相互に協力しあって問題解決する方がよいと思う」は、前回調査より 4.2 ポイント減っており、地域問題の解決を行政に依存する考え方が増加している状況となっています。

■図表 9 地域問題への関心(市民意識調査) 【前回との調査結果比較】

- 地域の問題にはできるだけ主体的に関わっていきたいと思う
- 図 地域の問題に熱心に取り組んでいる方のお手伝いはしたいと思う
- □ 住んでいる地域の課題や問題は、行政にお願いして解決するべきであって、 地域の住民が解決するのは難しいと思う
- □ 地域社会は、生活の場であるので、行政と地域住民などが相互に協力しあって 問題解決する方がよいと思う
- ☑その他

■無回答

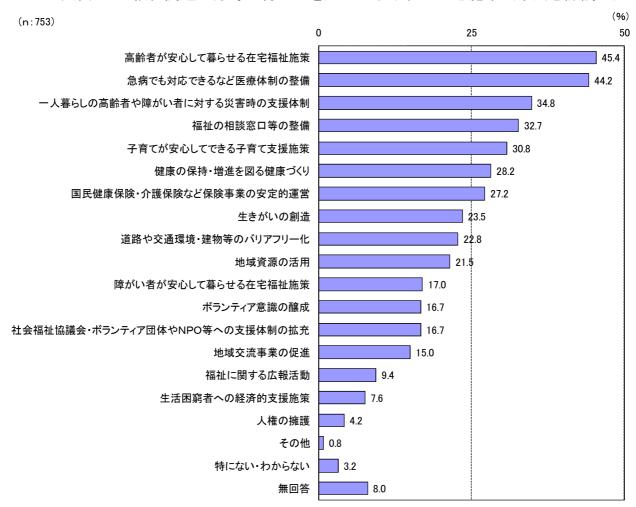


②市が福祉関連の分野で特に力を入れて取り組むべき施策

市が福祉関連の分野で特に力を入れて取り組むべき施策では、「高齢者が安心して暮らせる在宅福祉施策」「急病でも対応できるなど医療体制の整備」が 40%を超えています。

上位にあげられた5項目(30%以上)について、年代別に回答が最も多い項目は、70歳代以上と40歳代では、「高齢者が安心して暮らせる在宅福祉施策」、60歳代と50歳代では、「急病でも対応できるなど医療体制の整備」、30歳代と20歳代では、「福祉の相談窓口等の整備」「子育てが安心してできる子育て支援施策」となっています。

■図表 10 福祉関連の分野で特に力を入れて取り組むべき施策(市民意識調査)

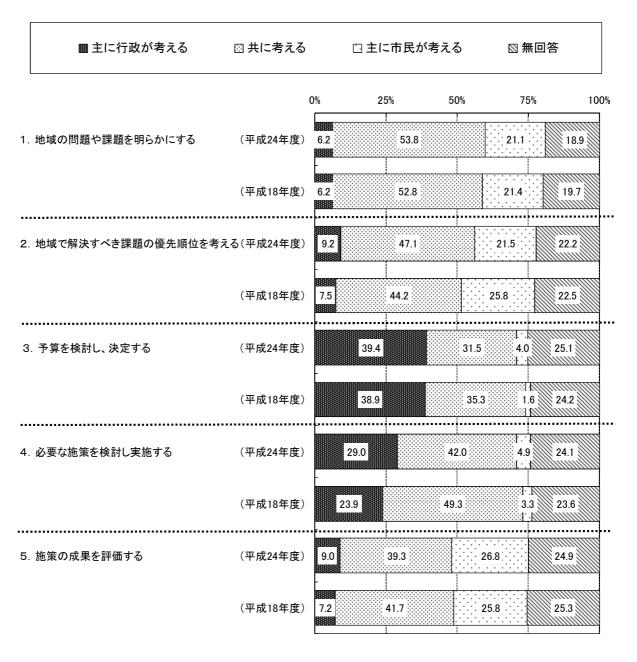


※複数回答の設問

③市民と行政との役割分担

市民と行政の役割分担を前回調査と比較した結果は、以下のとおりです。 調査結果に大きな変化は見られませんが、「4.必要な施策を検討し実施する」 では、「主に行政が考える」は、5.1 ポイント増え、「共に考える」は 7.3 ポイン ト減っています。

■図表 11 市民と行政との役割分担(市民意識調査) 【前回との調査結果比較】



④ 地域福祉の現状

市民・団体意識調査では、地域福祉の現状を把握するために、第1次越谷市 地域福祉計画の基本目標にある基本方針ごとに掲げている「取り組みにより目指 す姿」を質問項目として調査しました。

地域福祉の現状を「できている」(「できている」と「ある程度できている」 の合計)と「できていない」(「あまりできていない」と「ほとんどできていない」 の合計)を比較したものが、図表 12 基本目標別の現状です。

「できている」の割合が多い項目は「13. 地域防犯・交通安全への自主的な活動が行われている」、「14. 地域ぐるみで、身近な環境(保全・美化)が快適に保たれている」となっています。他の項目は「できていない」の割合が多くなっています。

結果を基本目標別にみると、基本目標1、基本目標2、基本目標3は、「できていない」の割合が多く、基本目標4では、「できている」の割合が多くなっています。

■図表 12 基本目標別の現状

	ターナールフ のナフ印ヴーナールフ			
	①できている ②ある程度できている ③あまりできていない ④ほとんどできていない	1)+2	比較	3+4
	1. 世代等を超えた交流が行われている	23.8	<	56.7
	2. 困った時には情報を得たり相談することができる	23.5	<	57.6
基本目標1	3. 地域福祉に関心を持ち、支えあいの行動をしている	11.2	<	68.2
	4. NPOやボランティア等活動を進める情報・拠点等の基盤が整っている	11.8	<	65.1
	5. 地域福祉活動を進めるための人材・資源・資金等の制度が充実	11.3	<	63.9
	6. 多様なニーズ、新しいニーズが的確に把握され、その対応を進めている	11.4	<	63.3
基本目標2	7. 支援制度等の分野について、対象者を支える仕組みが充実している	15.6	<	60.1
	8. 経験豊富な人材が協力し、(福祉)サービスの質が向上している	17.5	<	55.9
	9. 情報が公開され、事業者は提供サービスの質の向上に取り組んでいる	24.0	<	50.1
	10. あらゆる人材が地域に貢献する活動に参加できる仕組みがある	13.0	<	58.7
基本目標3	11. 必要とされる人材が、必要な場所で活躍している	21.2	<	51.8
	12. 起業等の意欲を持つ人に適切な支援が行われている	11.0	<	57.7
基本目標4	13. 地域防犯・交通安全への自主的な活動が行われている	40.3	>	38.1
巫平口保4	14. 地域ぐるみで、身近な環境(保全・美化)が快適に保たれている	47.5	>	31.2

3. 本市の地域福祉の課題

第1次越谷市地域福祉計画(平成 20 年度~24 年度)では、5 つの基本目標を 実現するため、基本目標に対して 14 の基本方針と 33 の施策を掲げ、地域福祉の 推進を図ることとしました。特に、少子高齢社会の中での課題を地域福祉の視点 から解決していくための取り組みや、多様化する暮らしの中での課題を解決する ための取り組み、地域のコミュニティを推進し地域福祉を支えるための取り組み など、市民一人ひとりが地域福祉に理解と関心をもち、福祉を地域全体で支えて いく地域福祉を推進してきました。

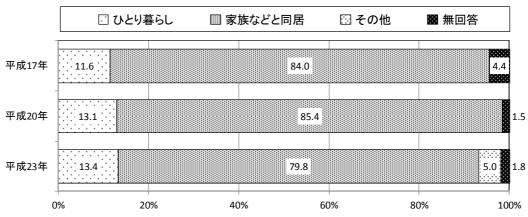
第2次越谷市地域福祉計画では、本市の地域福祉を取り巻く状況について、市 民・団体意識調査結果からみえてきた課題を集約し、地域福祉の方向性としてま とめました。

(1) 少子高齢社会

越谷市の人口は増加傾向で推移しており、人口推計においても増加が見込まれています。人口を年齢3区分別にみると、主に65歳以上の高齢者層の増加が顕著であり、0歳~15歳未満の年少人口は減少傾向となっており、少子高齢化が進行していると推測されます。

また、高齢化率(総人口に占める 65 歳以上人口の割合) は平成 24 年 1 月 1 日現在 20.1%であり、一般的に、高齢化率が 14%を超えた社会は「高齢社会」、21%を超えた社会は「超高齢社会」と言われています。

一方、ひとり暮らしの高齢者の割合は平成 17 年では 11.6%でしたが、平成 23 年では、13.4%となっており、これから迎える「超高齢社会」では、ひとり 暮らしの高齢者についても増加が見込まれます。



■図表 13 高齢者の家族構成の推移

資料:第5期越谷市高齢者保健福祉計画,介護保険事業計画

市民意識調査では、「福祉関連の分野で特に力を入れて取り組むべき施策」の回答からも、「高齢者が安心して暮らせる在宅福祉施策」が45.4%と高く、「一人暮らしの高齢者や障がい者に対する災害時の支援体制」「福祉の相談窓口等の整備」についても上位にあげられています。高齢者のひとり暮らしも増加していることから、高齢者が安心して暮らせるよう地域での見守りがますます重要となっています。

人口と世帯数の割合から一世帯あたりの人数を見ると、平成 22 年には 2.41 人でしたが、平成 27 年には、2.29 人と見込まれ、核家族世帯の増加が推測されます。このような状況は、子育て家庭の孤立などにも進行することから、身近な地域で相談できるような助け合いによる子育て支援が必要になることを示しています。

(2) 地域問題との関わり

近所付き合いなどが希薄化し、近隣とのつながりや日常的な交流が減少しつ つある社会では、どこで、誰が、どのような生活課題を抱えているのか、把握 することが難しくなっています。

近所付き合いの程度では、「何か困った時に、助け合える関係」の割合は年齢層が高くなるに従って増加しています。このことから、お互いに助け合える関係ができていると推測されます。一方、20歳代では、「あいさつをする程度」「ほとんど付き合いはない」といった回答が多く、若い世代が地域にとけ込んでいないことがうかがわれます。

■図表 14 近所との付き合いの程度(年齢別)(市民意識調査)

全体	n	何か困った時 に、助け合え る関係	お互いに、訪問しあう程度	立ち話をする程度	あいさつをす る程度	ほとんど付き 合いはない
	743人	24.6%	5.7%	27.3%	37.4%	4.4%
20歳代	49人	6.1%	0.0%	8.2%	67.3%	18.4%
30歳代	83人	14.5%	1.2%	30.1%	48.2%	4.8%
40歳代	85人	14.1%	2.4%	32.9%	47.1%	3.5%
50歳代	112人	18.8%	3.6%	30.4%	46.4%	0.0%
60歳代	132人	32.6%	5.3%	25.0%	31.8%	5.3%
70歳代以上	282人	32.6%	9.9%	28.0%	25.2%	3.5%

また、住んでいる地域の満足度では、年齢別でみても40%以上が満足していると回答しており、特に、50歳代以上は50%を超えています。

■図表 15 地域との関わり合いの満足度(年齢別)(市民意識調査)

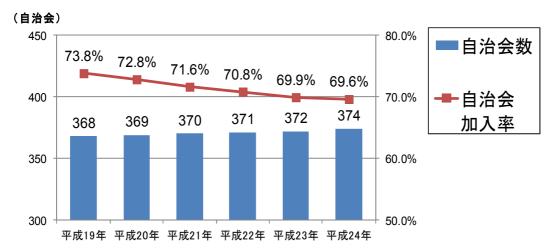
全体	n	満足している + まあまあ 満足している	どちらでも ない	あまり満足 していない + 満足してい ない
	741人	56.4%	30.9%	12.6%
20歳代	49人	42.9%	51.0%	6.1%
30歳代	81人	43.2%	48.1%	8.7%
40歳代	85人	43.5%	41.2%	15.3%
50歳代	111人	54.9%	30.6%	14.4%
60歳代	131人	52.6%	31.3%	16.0%
70歳代以上	284人	68.6%	19.4%	12.0%

しかし、地域問題への関心 (18ページ:図表9参照) について、前回調査と 比較すると、「主体的に関わりたい」や「行政と地域住民が協力して問題解決す る」の割合が減少し、「取り組んでいる方のお手伝いはしたい」や「行政にお願 いして解決する」の割合が増加していることから、地域問題への積極的に関わ る意識低下が推測されます。

自治会の加入率を見ても、平成19年5月現在の自治会数は368自治会、自治会加入率は73.8%でしたが、平成24年5月現在の自治会数は374自治会と増加しているものの、加入率は69.6%と減少傾向です。

地域住民が、地域問題への関心をもち、解決するためには、近所付き合い、自治会活動等の参加を促す取り組みが必要です。

■図表 16 自治会数と加入率の推移



資料:市民活動支援課(各年5月1日現在)

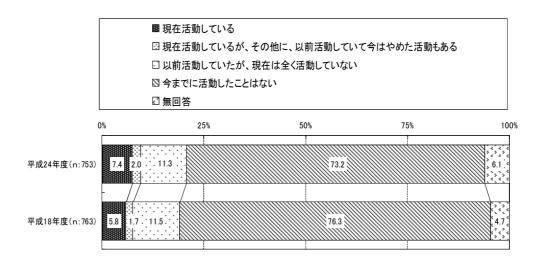
(3) ボランティア・NPO活動

利用者のニーズが多様化している近年、ボランティアやNPOなど、サービスの提供主体が多様化することで誰もが安心して利用できるサービスの発展が期待されています。

ボランティア・NPO活動の経験では、「現在活動している」との回答は前回 調査より増加していますが、回答者の1割に満たない状況となっています。

■図表 17 ボランティア・NPO活動の経験(市民意識調査)

【前回との調査結果比較】



ボランティア活動・NPO活動や市民の自主的な活動等の活性化に必要なことでは、60歳代、70歳代以上が「元気な高齢者の参加を促す」、30歳代が「人間関係が負担にならないようにする」、20歳代と40歳代では「興味や関心を持てる内容にする」などが上位にあげられ、年齢別に対応したボランティア活動・NPO活動への参加促進、活動内容を充実するなどの取り組みが必要です。

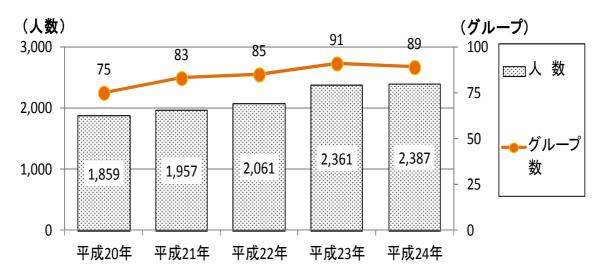
■図表 18 ボランティア活動・NPO活動や市民の自主的な活動等の活性化に 必要なこと・上位 4 位 (年齢別) (市民意識調査) ※複数回答の設問

全体	n	元気な高齢 者の参加を 促す	学校教育で 重要性を教 える	人間関係が 負担になら ないように する	興味や関心 を持てる内 容にする
	643人	34.2%	31.3%	30.2%	29.4%
20歳代	49人	10.2%	26.5%	22.4%	46.9%
30歳代	78人	25.6%	28.2%	34.6%	32.1%
40歳代	81人	22.2%	29.6%	28.4%	40.7%
50歳代	107人	35.5%	29.9%	30.8%	29.9%
60歳代	120人	40.0%	30.8%	33.3%	27.5%
70歳代以上	208人	43.8%	35.1%	28.8%	20.7%

また、地域活動を行う上での問題点・課題では、「スタッフが不足している」 「活動がマンネリ化し、活動が広まらない」「活動に対する周囲の理解不足」が 上位にあげられています。

ボランティア活動・NPO活動を活性化させるためには、行政と連携した生涯学習等による人材の発掘や育成、各種団体とのネットワークによる団体相互の人材交流等の対策が必要です。また、市民のボランティア活動への喚起やボランティア団体への支援方策などの検討も必要です。

■図表 19 ボランティアセンター活動者数の推移



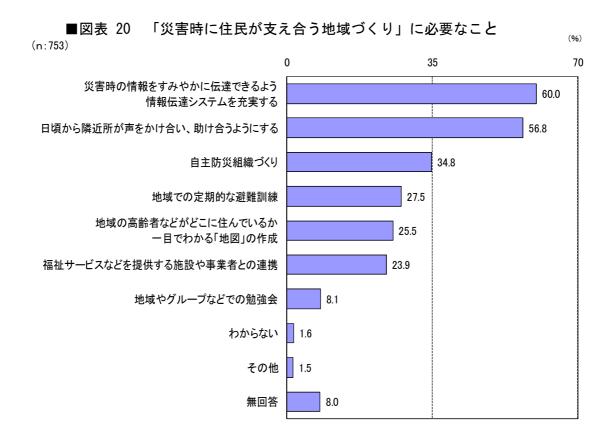
資料:社会福祉協議会 (各年3月末日現在)

(4) 災害時に住民が支え合う地域づくり

東日本大震災の発生により、災害時に住民が支え合う地域づくりが重要となっています。それには、高齢者や障がい者など災害時に支援を要する人々の把握も必要になります。

地震など災害が発生したときに住民が支え合う地域づくりでは、「災害時の情報をすみやかに伝達できるよう情報伝達システムを充実する」「日頃から隣近所が声をかけ合い、助け合うようにする」を半数以上の方が上げていることから、特に重要であると認識していることがわかります。

地域住民と行政が協力して、情報伝達や隣近所が声をかけ合い、助け合うことができるシステム構築が必要です。



※複数回答の設問

第3章

基本理念と基本目標

第3章

基本理念と基本目標

1. 計画の目指すもの

基本理念

「すべての市民が生涯にわたり、すこやかに、 いきいきと、人間らしく、安心して暮らす ことができる福祉のまちを実現する」

平成20年3月に越谷市地域福祉計画が策定されてから、これまでの間、少子高齢化の進展、単身世帯の増加、近所付き合いの希薄化など、地域における生活環境が変化しています。

本市では、「すべての市民が生涯にわたり、すこやかに、いきいきと、人間らしく、安心して暮らすことができる福祉のまちを実現する」を基本理念に、地域の人たちが互いに支え合い、生活課題に対して共に考え行動していくための福祉のまちづくりに取り組んできました。

第2次越谷市地域福祉計画の策定にあたって実施した「市民・団体意識調査」の結果をみると、毎日の暮らしの中で抱えている、「困りごと」「心配ごと」「気にかかること」を解決するためには、地域の支え合い、助け合いのさらなる取り組みが必要であることがわかりました。

この結果から、第2次越谷市地域福祉計画(改定版)においても、これまでの基本理念及び地域福祉の将来像を基本的に踏襲することとし、市民一人ひとりが地域で支える役割を担い、市民相互のきずなと信頼を深めることによって、地域の活動をより活発化させ地域力を高めていくことを目指します。

そして、このような人と人とが「つながり」「支え合い」の仕組みづくりを進めることにより、すべての市民が「いきいきと暮らせる福祉のまち」を実現していきます。

【実現を目指すまち】の視点

①助け合い仲間が増えるまち

地域の支え合いを盛りたてる主役は住民、活動の基盤整備は行政と、役割を明確にし、互いに必要なところは協力する協働のまちを目指します。

また、ご近所など身近な人とのあいさつ・会話・交流があり、だれもが地域の 活動やネットワークに参加できるまちを目指します。

②誰もが自立して暮らせるまち

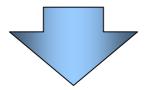
一人ひとりが自立した生活をおくることができる仕組みがあり、しかも互いに 自らの得意なこと・できることで助け合うまちを目指します。

③お互いを思いやり支え合うまち

自らの関心のある趣味や活動に取り組む喜びや、仲間とのふれあいを通じ、誰もが生きがいをもってハリのある生活を送れるまちを目指します。

④安全で安心なまち

困りごとが起きた時や災害時など、いざというときに安心なまちを目指します。



越谷市の地域福祉の将来像

地域の新たな支え合い ~ いきいきと暮らせる福祉のまち 越谷 ~

2. 計画の基本目標と基本方針

地域福祉計画の理念の実現のため、地域福祉を推進していくための基本的な方 向性として、5つの基本目標と14の基本方針を設定します。

基本目標1 みんなが地域福祉に関心をもち、参画しましょう

基本方針 1-1 住民一人ひとりの参画と協力の促進

基本方針 1-2 NPO・ボランティア等の活動促進

基本目標2 誰もが必要な支援を受けられるようにしましょう

基本方針 2-1 ニーズの的確な把握

基本方針 2-2 相談支援体制の充実

基本方針 2-3 福祉サービスの質の向上

基本方針 2-4 個人の権利を守る仕組みの充実

基本目標3 さまざまな福祉サービスの担い手を増やしましょう

基本方針 3-1 サービスを担う人材の裾野の拡大

基本方針 3-2 個人の技や知恵を地域に活かす工夫

基本方針 3-3 コミュニティ・ビジネスや地域での自立した生活の支援

基本目標4 安全で安心して住み続けられる快適なまちをつくりましょう

基本方針 4-1 福祉のまちづくりの推進

基本方針 4-2 災害に強い地域づくりの推進

基本方針 4-3 安全・安心に暮らせる地域づくりの推進

基本方針 4-4 身近な快適環境の推進

基本目標5 市民・事業者・行政の協働により地域福祉を推進しましょう

基本方針 5-1 住民参加を基本とした具体的な実践の推進

3. 計画の施策体系

基本理念 基本目標 基本方針 住民一人ひとりの参画と協力の促進 基本目標1 すべての市民が生涯にわ みんなが地域福祉に 関心をもち、参画しま NPO・ボランティア等の活動促進 しょう 人間らしく、 ニーズの的確な把握 相談支援体制の充実 基本目標2 安心して暮らすことができる福祉のまちを実現する 誰もが必要な支援を たり、 3 福祉サービスの質の向上 受けられるようにしま しょう 個人の権利を守る仕組みの充実 すこやかに、 サービスを担う人材の裾野の拡大 基本目標3 さまざまな福祉サー 2 個人の技や知恵を地域に活かす工夫 いきいきと ビスの担い手を増や しましょう 3 コミュニティ・ビジネスや地域での 自立した生活の支援 福祉のまちづくりの推進 基本目標4 安全で安心して住み 災害に強い地域づくりの推進 続けられる快適なま ちをつくりましょう 3 安全・安心に暮らせる地域づくりの 推進 基本目標5 4 身近な快適環境の推進 市民・事業者・行政の 住民参加を基本とした具体的な実践 協働により地域福祉 の推進 を推進しましょう

施策

- 1-1-1 住民同士の交流の促進
- 1-1-2 自分らしい暮らしを支える仕組みの整備
- 1-1-3 福祉教育の充実
- 1-2-1 活動・参加の機会の提供づくり(きっかけづくり)
- 1-2-2 地域の福祉資源や活動の情報・拠点提供の充実
- 1-2-3 地域福祉活動を推進する仕組みの整備
- 2-1-1 地域の福祉ニーズの調査・把握
- 2-1-2 孤立、虐待、ひきこもり等の要支援者を発見する機能の充実
- 2-2-1 福祉サービスの利用に関する情報提供・相談支援体制の整備
- 2-2-2 ケアマネジメント体制の充実
- 2-2-3 緊急事態への対応
- 2-3-1 サービスの質を高める専門的人材の確保
- 2-3-2 利用者の適切なサービス選択に役立つ情報の提供
- 2-3-3 利用者の権利を守る仕組みの整備
- 2-4-1 個人の尊厳を守る仕組みの整備
- 3-1-1 市の講座や研修等の受講生の登録と活用の促進
- 3-1-2 参加しやすい地域貢献の仕組み検討
- 3-1-3 多様な働き方の推進
- 3-2-1 人材バンクの設置
- 3-2-2 退職者の地域活躍の促進
- 3-3-1 コミュニティ・ビジネスや福祉起業の支援
- 3-3-2 サービス参入・新規開拓のコーディネート
- 3-3-3 高齢者や障がい者等の就労機会の確保
- 4-1-1 バリアフリーのまちづくりの促進
- 4-1-2 移動支援の充実
- 4-2-1 防災意識の高揚と日常からの取り組みの推進
- 4-2-2 地域防災活動の推進
- 4-2-3 災害時要援護者支援策の推進
- 4-3-1 地域防犯・交通安全対策の強化
- 4-3-2 地域に住み続けられる住環境の整備
- 4-4-1 身近な環境の保全・美化の推進
- 5-1-1 計画の進行管理
- 5-1-2 地域で支え合う仕組みづくりの推進

4. 重点施策

◆地域で支え合う仕組みづくり

~地域全体で支え合う福祉の実現のために~

人と人とが「つながり」「支え合い」の地域福祉を推進するためには、市民や市 民活動団体、関係機関・団体、行政、社会福祉協議会などが互いに協力し合うこ とが必要です。

地域のつながりを深めるためには、「住民一人ひとりの主体的な活動(自助)」 「近所の助け合いやボランティア活動等による住民同士の支え合い(共助)」「行 政の責任による公的支援(公助)」の3つの取り組みが重要であり、地域福祉を進 める大きな力となります。

地域における生活環境は変化しており、これまで家族や地域で解決していた問題も、社会的な支援がなくては解決が難しい時代となりつつあります。また、「孤立死」という事案も発生しており、地域で安心した生活をおくるためには「要援護者をもれなく把握する仕組み」や「もれない支援体制づくり」など、社会的に孤立を防止する対策が必要となってきています。

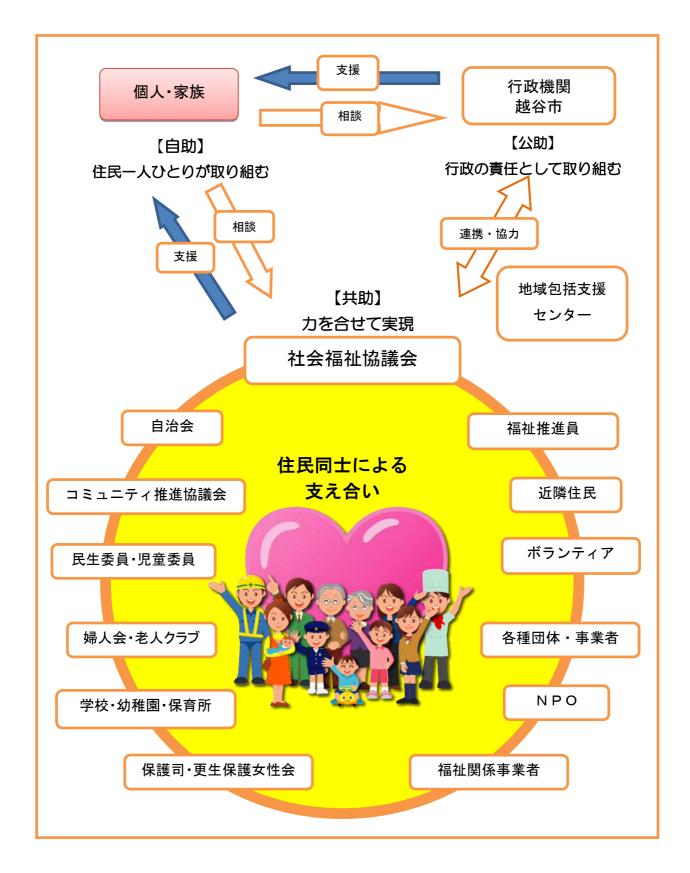
これらの問題や課題を解決するためには、まずは個人サービスを提供する事業 者等と、地域において相談・支援などを行う団体等とが連携し、市との協働で支 援するさらなる仕組みづくりが必要です

そこで、地域における福祉活動をより活性化させて地域力を高めるために、「地域で支え合う仕組み(地域福祉ネットワーク)づくり」と、それを進める事業を第2次越谷市地域福祉計画の重点施策として位置づけることとします。

今後は、この仕組みにおいて地域で福祉活動をする団体等への参加の働きかけ や、それぞれの団体等が有する既存のネットワーク間の連携をなお一層強化する ことにより地域福祉を推進していきます。

また、地域福祉を推進する団体として位置づけられている社会福祉協議会は、 市と連携・協力しながら、地域における福祉活動をより活性化するための必要な サービスの提供や、地域住民・団体等が活動しやすい環境づくりを進めていきま す。

図表 21 地域で支え合う仕組み(地域福祉ネットワーク)のイメージ



(参考) 各部門計画におけるネットワークの必要性

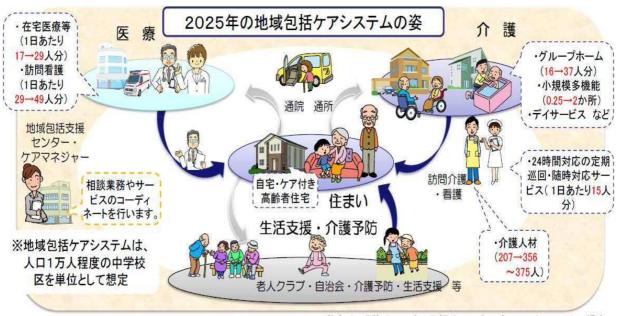
高齢、障がい、子育て、防災など各部門計画においては、それぞれの計画の目標を達成していく上で、地域で支え合う力を高める観点から、関係組織・団体、保健 医療関係者、事業者、企業等と連携した地域ネットワークの推進、強化が個別計画 においても必要とされています。

○越谷市地域包括ケアの実現

地域包括ケアは、在宅医療と介護の連携強化、介護サービスの充実、介護予防の推進、多様な生活支援サービスの確保、高齢者の住まいの整備が切れ目なく、 有機的かつ一体的に提供していく仕組みです。団塊の世代が75歳以上となる 2025年に向けて、各市町村が地域の実情を踏まえ、取り組んでいます。

本市では、地域の要援護者の早期発見や早期対応を目的とした見守りネットワークの構築などを通じて、地域包括支援センターが中心となり、民生委員・児童委員や自治会、福祉推進員等のほか、関係事業者や地域の団体との連携を図ってきました。また、平成27年度の介護保険制度改正を踏まえ、地域の関係者の連携強化や地域課題の共有や解決などを目的とした地域ケア会議の実施、地域住民による生活支援の取り組みへの支援として、実施団体の情報共有や意見交換を行う協議体の設置など、地域住民が主体となる取り組みの推進に努めてきました。

今後、これらの事業を通じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じたサービスや支援の提供体制の構築に取り組んでいきます。



※数字は、現状は2011年、目標は2025年のもので、人口1万人の場合

資料:社会保障・税一体改革関係5大臣会合(平成23年12月30日)厚生労働大臣提出資料より抜粋

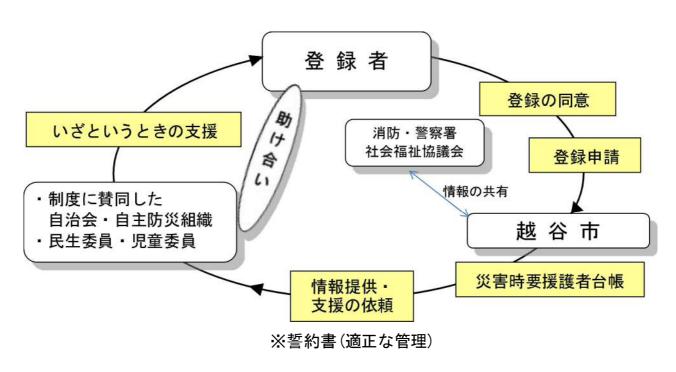
○災害時要援護者避難支援制度の充実

災害時には、高齢者や障がい者などのうち、自らの力で避難することが困難で、 その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を必要とする方の把握が必要となります。

また、災害の状況によっては、市や消防などの行政の対応能力が十分機能しないことが想定されることから、地域での住民相互の助け合いが重要となります。

本市では、災害時要援護者避難支援制度を策定し、登録申請のあった支援を必要とする方の台帳を作成するとともに、あらかじめ市と制度に賛同した自治会や自主防災組織、近隣住民、民生委員・児童委員などの避難支援者が情報を共有しておくことで、災害が発生した際、地域の方々が中心となって支援を必要とする方の安否確認や情報伝達、避難誘導などの避難支援を行う制度を推進しています。引き続き、地域での支援体制等の充実を図り、災害に強い地域づくりを推進します。

■図表 22 災害時要援護者避難支援制度の概要



資料:危機管理課

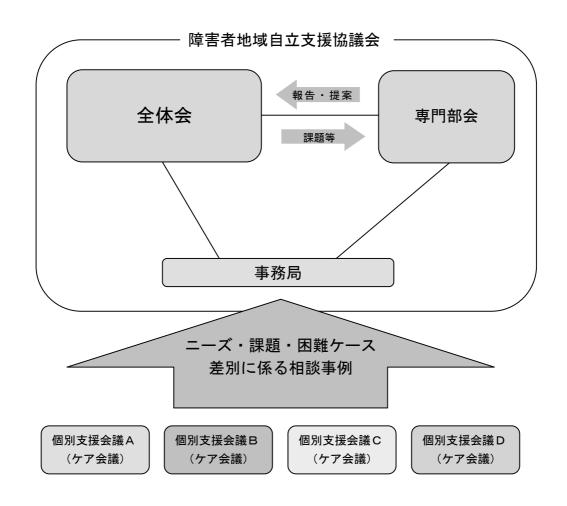
○障害者地域自立支援協議会の充実

障害者地域自立支援協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場です。

本市では、平成21年度末に当協議会を設置し、全体会のほか事務局会議、専門部会を定期的に開催して、支援体制の整備や障がいを理由とする差別の解消に努めています。

引き続き障がい者等の地域生活を支援するために、自立支援協議会の活動を推進し、分野を超えたケアマネジメント体制の充実を図ります。

■図表 23 越谷市障害者地域自立支援協議会の組織図



資料: 障害福祉課

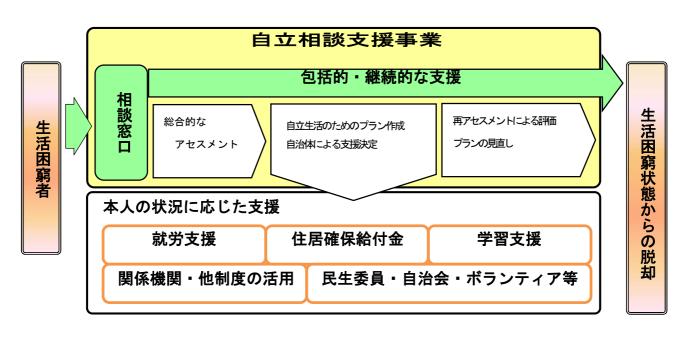
○生活困窮者自立支援制度の充実

生活困窮者自立支援制度は、最後のセーフティネットである生活保護制度の自立助長機能の強化に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する、第2のセーフティネットの充実・強化を図ることが必要であるとして成立したものです。さらにこの制度では、生活困窮者支援を通じた地域づくりにより、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークの構築、包括的な支援を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていくことを目標としています。

制度に基づく事業には、福祉事務所設置自治体が必ず行うべき必須事業と、各自治体の状況に応じて取り組むことが可能な任意事業があります。本市では、平成26年度のモデル事業開始より必須事業の自立相談支援事業を実施しており、平成27年4月以降は法施行に伴い自立相談支援事業と併せて、必須事業の住居確保給付金の支給、任意事業の子どもの学習支援事業を実施しております。さらに、平成29年度からは任意事業の家計相談支援事業を実施することとしました。

引き続き、関係機関との連携を強化し、生活困窮者の早期発見に努めるとともに、生活困窮者が抱える多様な問題に対応すべく包括的・継続的な支援を行い、 経済的な自立だけではなく社会的にも自立した生活が行えるよう、支援の充実を 図ります。

■図表 4 生活困窮者自立支援制度の概要



資料:生活福祉課

第4章

基本目標に向けた取組

基本目標に向けた取り組み

第4章 基本目標に向けた取り組みの見方

《基本目標》

5つの基本目標から構成されています。

2 《1. 現状から見た課題》

各施策の現状や課題について記載して います。

3 《基本方針1-1》

基本目標1の基本方針1を記載してい ます。

4 (1-1-1)

基本目標1の基本方針1の施策1を記 載しています。

5 《取り組みによる目指す姿》

6 や 7 により、実現する状況を記 載しています。

6 《取り組み内容と各主体が担う 役割》

自助、共助、公助の取り組みについて 記載しています。自助と共助は取り組 みの例を記載しています。

48ページ以降は

市民(自助)をコブちゃん、

コバトちゃん

地域(共助)をチイキくん

社会福祉協議会(共助・公助) を越谷市社協マスコットの 「ハートん」



みんなが地域福祉に関心をもち、参画しましょう

現状から見た課題

地域問題への関心は前回と比較するとやや低迷、ボランティアや NPO 活動 はわずかではあるが増加

地域問題への関心(18ページ:図表9参照)は前回調査結果と比較するとあま り変化していないことから、福祉教育や講演会の開催など、住民が主体的に地域 福祉について考えることができる環境が必要です。

また、住民相互の助け合いを推進するボランティア・NPO活動の経験では(27 ページ: 図表 17 参照) 増加傾向となっていることから、さらに地域福祉の重要な 担い手となる社会福祉協議会、ボランティア団体、サービス提供事業者、NPO 法人等の連携を強化していく必要があります

2. 基本方針と施策

住民同士のつながり・支え合いをより深め、一人ひとりの参画と協力による地域 福祉を推進するため、住民相互の交流を促進します。また、福祉に関心を持つ住民 が増えるよう、福祉教育を推進します

さらに、住み慣れた地域で老若男女誰もがいつまでもいきいきと暮らすことがで きるよう、生涯学習や各種講座などを充実するとともに、障がい者の活動機会の充 実、男女共同参画の推進、多文化共生の地域づくりを進めます。

〇地域で、世代等を超えた交流が盛んに行われている。

6

◇地域や越谷市で行われるいろいろなイベントに参加し、困ったことが あれば身近な人に相談しましょう。



○民生委員・児童委員は、福祉サービスや保健サービス、相談窓口、専 門的な相談機関等に対する知識を深め、地域で必要とする人に情報提 供できるようにしましょう。



○子育てや高齢者介護、障がい者の家族を支援するために、「子育で ロン」や「ふれあいサロン」等の情報提供や相談体制の充実を図り、 さらに息抜きの場や機会の提供をするなど、必要とする支援を把握、 実施します。



- □男女が共に働きやすい男女共同参画社会を目指した、子育て・介護支 援環境整備等の取り組みや、外国人市民が地域に溶け込んで暮らせる よう外国語による情報提供等の充実を図ります。
- □誰もが健康で生きがいを持って暮らせるよう、趣味やスポーツ・レク リエーションに関する情報の提供、教室や講座、イベント等を図りま

行政(公助)をホンチョくん の各イラストで示しています。



7 《主な事業》

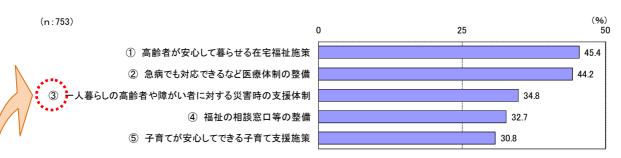
行政や社会福祉協議会の関連する事業を掲載しています。

事業名の★印は地域力を高めるために、「地域で支え合う仕組み(地域福祉ネットワーク)づくり」と、それを進める事業を重点施策として示しています。

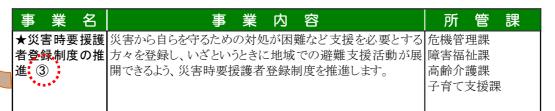
■ 「市が福祉関連の分野で特に力を入れて取り組むべき施策」に関係する事業

市民意識調査の「市が福祉関連の分野で特に力を入れて取り組むべき施策」(19ページ) における上位 5 項目に対応するまる囲み数字を、該当事業名の後ろに付番し関連づけをしています。

■図表 10 福祉関連の分野で特に力を入れて取り組むべき施策(市民意識調査) 19ページ



2 主な事業



※★印、③に該当する事業例

■各基本目標の施策体系に記載している凡例

■事業名のマークについて

- ★:地域力を高めるために、「地域で支え合う仕組み(地域福祉ネットワーク)づくり」と、それを進める事業を重点施策として示しています
- (1)~(5)は市民意識調査で特に力を入れて取り組むべき福祉施策の上位5位に対応
- 1: 高齢者が安心して暮らせる在宅福祉施策
- ②: 急病でも対応できるなど医療体制の整備
- ③: 一人暮らしの高齢者や障がい者に対する災害時の支援体制
- 4: 福祉の相談窓口等の整備
- 5: 子育てが安心してできる子育て支援施策

基本目標1

みんなが地域福祉に関心をもち、参画しましょう

基本方針1-1 住民一人ひとりの参画と協力の促進

	施策	事 業 名	所 管 課
		★地域福祉講座の開催	福祉推進課
		★地域住民での交流の促進	障害福祉課
			子育て支援課
	1-1-1	★地域活動の支援	市民活動支援課
	 住民同士の交流の促進	★世代間交流活動	社会福祉協議会
	住民向工の交流の促進	地域交流活動の推進	障害福祉課
		保育所のふれあい交流	子ども育成課
		児童館の世代交流・伝承遊び事業	青少年課
		公民館等による体験学習	生涯学習課
		★民生委員・児童委員活動①③④⑤	福祉推進課
		★民生委員・児童委員による子育て支援⑤	福祉推進課
			→ 子育で支援課 ・ 地域包括ケア推進課 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
		NASS EV TO EMELO E VO 3 SIG	社会福祉協議会
		★保育所の地域交流事業⑤	子ども育成課
		★ふれあいサロン等の活用・充実	社会福祉協議会
		福祉なんでも相談窓口の充実④	生活福祉課
		地域活動支援センター等の充実	障害福祉課
		レスパイトサービスの充実⑤	障害福祉課
			子育て支援課
		介護知識の普及①	介護保険課障害福祉課
		地域包括支援センター①④	型点性性 地域包括ケア推進課
		老人福祉ヤンターの整備・運営④	福祉推進課
		生きがい対策事業の充実	福祉推進課
		父親サロン⑤	子育て支援課
		 子育てサロン事業(5)	社会福祉協議会 子育て支援課
			社会福祉協議会
		地域交流の促進	子育て支援課
		家庭児童相談室⑤	子育て支援課
	1-1-2	子育て情報の提供⑤	子育て支援課
	自分らしい暮らしを支える	地域子育て支援センター事業⑤	子ども育成課
4	仕組みの整備	保育ステーションの子育て支援事業⑤	子ども育成課
		保育ステーションの子育て広場⑤	子ども育成課
		児童館等における子育て相談	青少年課
		児童館の親子交流事業	青少年課
		児童館の子ども家庭相談	青少年課
		児童館の親子教室	青少年課
		児童館事業	青少年課
		プレーパーク支援	青少年課
		フドナの尺根ボベノハ(竹神悠フドナ地中世界末半)	公園緑地課
		子どもの居場所づくり(放課後子ども教室推進事業)	青少年課
Ì		学童保育事業	青少年課
		子育て講座の開催 科学技術体験センター事業	生涯学習課 生涯学習課
		科学技術体験センター事業 公民館のふれないな流事業	
1		公民館のふれあい交流事業 多文化共生の地域づくり	生涯学習課
		多文化共生の地域 J くり	- 市民活動支援課 スポーツ振興課
Ì		スポーツ・レグリエーション情報の提供 各種スポーツ教室等の充実	スポーツ振興課
		合種スパーツ教主等の元美 各種スポーツ大会等の充実	スポーツ振興課
		日親学級・両親学級	市民健康課
1		世区センター・公民館の整備	市民活動支援課
		地場産業見学・体験	産業支援課
1		地場産業兄子・体験 街区公園等の整備	公園緑地課
	男女共同参画支援センターにおける講座等の開催	人権・男女共同参画推進	
_			
		★シュニアリーダー育成研修会 ★心の教育の推進	事少年課 指導課
	4 4 6		
	1-1-3	★福祉教育・福祉体験活動 認知症理解のための講座・講習会①	社会福祉協議会
	福祉教育の充実	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	地域包括グア推進課 社会福祉協議会
1		広報紙等の活用	- 社会無性協議会 青少年課
		M T N N N N N N N N N N N N N N N N N N	人権・男女共同参画推進記

基本方針1-2 NPO・ボランティア等の活動促進

<u></u>		
施 策	事業名	所管課
	★ボランティアの社会的役割や重要性等の啓発	福祉推進課
		社会福祉協議会
	★介護支援ボランティアポイント事業	地域包括ケア推進課
1-2-1		社会福祉協議会
· — ·	★傾聴ボランティアの充実	社会福祉協議会
活動・参加の機会の提供	★教育ボランティアの活用	指導課
づくり(きっかけづくり)	出張講座の開催	障害福祉課
		介護保険課
		地域包括ケア推進課
	参加しやすい生涯学習の環境づくり	生涯学習課
		T
	★ボランティア団体等への支援	障害福祉課
		社会福祉協議会
1-2-2	★市民活動団体の育成・活動支援	市民活動支援課
・ Z Z 地域の福祉資源や活動の	子育てサークル等への支援⑤	子育て支援課
		子ども育成課
情報・拠点提供の充実	小中学校体育施設開放	スポーツ振興課
	ボランティア情報の提供	社会福祉協議会
	ボランティア活動の拠点設置	社会福祉協議会
	T. W. N. T. T. T. W. W. C. C. C.	
	★地域福祉ネットワークの推進①③④⑤	福祉推進課
		地域包括ケア推進課
	1 D 4 3 0 10 0 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	社会福祉協議会
	★民生委員・児童委員との連携④	福祉推進課
1.0.0		障害福祉課
1-2-3	★地域包括支援ネットワークの充実①	地域包括ケア推進課
地域福祉活動を推進する	★ボランティアセンターの機能充実	社会福祉協議会
仕組みの整備	★ボランティア活動の支援	社会福祉協議会
	★福祉推進員の育成・活動支援	社会福祉協議会
	ボランティアセンターにおける障がい者対応の充実	障害福祉課
		社会福祉協議会
	障がい者の公共施設の利用促進	市民活動支援課
	障がい者団体等からの活動ニーズの発掘	社会福祉協議会

■事業名のマークについて

- ★:地域力を高めるために、「地域で支え合う仕組み(地域福祉ネットワーク)づくり」と、それを進める事業を重点施策として示しています
- ①~⑤は市民意識調査で特に力を入れて取り組むべき福祉施策の上位5位に対応
- ①: 高齢者が安心して暮らせる在宅福祉施策
- ②: 急病でも対応できるなど医療体制の整備
- ③: 一人暮らしの高齢者や障がい者に対する災害時の支援体制
- 4: 福祉の相談窓口等の整備
- ⑤: 子育てが安心してできる子育て支援施策

1. 現状から見た課題



地域問題への関心は前回と比較するとやや低迷、ボランティアや NPO 活動はわずかではあるが増加

地域問題への関心(18ページ:図表9参照)は前回調査結果と比較するとあまり変化していないことから、福祉教育や講演会の開催など、住民が主体的に地域福祉について考えることができる環境が必要です。

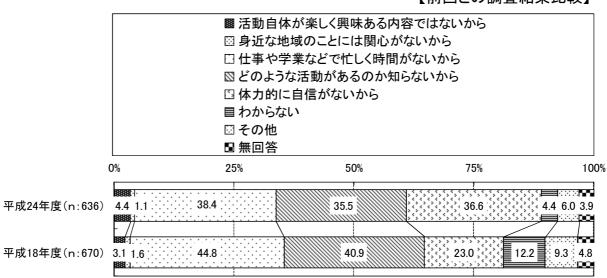
また、住民相互の助け合いを推進するボランティア・NPO活動の経験では(27ページ:図表17参照)増加傾向となっていることから、さらに地域福祉の重要な担い手となる社会福祉協議会、ボランティア団体、サービス提供事業者、NPO法人等の連携を強化していく必要があります。

ボランティア活動に関する情報発信が求められている

ボランティアやNPO活動不参加の理由では、「どのような活動があるか知らない」が35.5%あることから、ボランティア活動等に関する情報を身近な媒体を利用して発信する必要があります。

■図表 25 ボランティアやNPO活動不参加の理由(市民意識調査)

【前回との調査結果比較】





若者の地域活動への参加が不足しています

地域活動への参加状況を調査したところ、「特に何も行っていない」と回答した年代は20歳代でした。近所付き合いにおいても「あいさつをする程度」や「ほとんど付き合いはない」の回答が多くなっています。このようなことから若い世代の地域活動への参加促進が地域の活性化につながります。

■図表 26 地域活動への参加状況(市民意識調査)



■図表 27 地域での活動の状況 (年齢別)

全体	n	自治会等の 行事	空き缶回収 や清掃等の 環境活動	地域の仲間 での講習や 福祉施設で の活動	趣味やス ポーツのサー クルでの活動	地区セン ター・公民館 や交流館等 の市の施設 での講習	その他	特に何も行っ ていない
	738人	47.6%	19.9%	3.9%	16.3%	10.2%	2.6%	39.6%
20歳代	49人	12.2%	8.2%	0.0%	4.1%	6.1%	2.0%	71.4%
30歳代	80人	42.5%	13.8%	0.0%	6.3%	7.5%	1.3%	47.5%
40歳代	85人	50.6%	12.9%	3.5%	10.6%	3.5%	3.5%	42.4%
50歳代	112人	55.4%	25.9%	2.7%	16.1%	5.4%	1.8%	35.7%
60歳代	131人	58.8%	23.7%	6.9%	19.8%	13.7%	2.3%	25.2%
70歳代以上	281人	45.9%	21.7%	5.0%	21.4%	13.9%	3.2%	39.1%

2. 基本方針と施策

基本方針 1-1 住民一人ひとりの参画と協力の促進

住民同士のつながり・支え合いをより深め、一人ひとりの参画と協力による地域 福祉を推進するため、住民相互の交流を促進します。また、福祉に関心を持つ住民 が増えるよう、福祉教育を推進します。

さらに、住み慣れた地域で老若男女誰もがいつまでもいきいきと暮らすことがで きるよう、生涯学習や各種講座などを充実するとともに、障がい者の活動機会の充 実、男女共同参画の推進、多文化共生の地域づくりを進めます。

1-1-1 住民同士の交流の促進

■取り組みにより目指す姿

〇地域で、世代等を超えた交流が盛んに行われている。

〈★〉 取り組み内容と各主体が担う役割

市民 (自助)

◇世代間交流や、高齢者・障がいのある人なども参加しやすい地域活動 を実践しましょう。



地 域 (共助)

○社会福祉施設等は、地域住民との交流機会を積極的につくるなど、地 域に開かれた施設となるように努めましょう。



○地域の地区センター・公民館等を交流の場として利用できるように、 活用方法等について、地域の皆さんで話しあいましょう。

(共助・公助)



社会福祉協議会 ○高齢者福祉施設、地区センター・公民館、自治会館等において、世代 間交流事業を支援します。

行 政 (公助)



□学校や保育所、児童館、高齢者福祉施設、地区センター・公民館等に おいて、世代間交流の充実を図るとともに、幼児期から障がい児(者) と交流する機会を多く持たせるなど、地域で共に育つ環境づくりを進 めます。

主な事業

事 業 名	事業内容	所 管 課
★地域福祉講座	地域福祉についての理解を深め、積極的に地域福祉活動へ	福祉推進課
の開催	参加いただくため、地域福祉の現状や課題を把握する講座	
	を開催し、地域福祉計画を推進します。	
★地域での交流	障がい者への理解を促すため、越谷市障害者福祉センター	障害福祉課
の促進	こばと館やそこで活動する障がい者団体や市内の障がい者	子育て支援課
	関連福祉施設、ボランティア活動実践者などが行う地域での	
	交流事業を支援します。また、地域の世代間交流事業や祭り	
	などの行事を通して交流を促進します。	
★地域活動の支	地域で行う世代間交流事業などの地区まちづくり事業を支援	市民活動支援課
援	します。	
★世代間交流活	様々な世代との交流を積極的に進めていくことにより、地域に	社会福祉協議会
動	おけるコミュニティづくりを支援します。	
地域交流活動の	障がい者が、日中活動や自主活動ができる場など暮らしの基	障害福祉課
推進	盤づくりを推進し、地域ぐるみで支えあう体制づくりに努め、	
	地域交流活動を推進します。	
保育所のふれあ	近隣の高齢者施設やデイケア施設、障がい児療育施設等で	子ども育成課
い交流	高齢者や障がい者等との交流を図ります。また、小中学生、	
	高校生が子育てや地域に関心を深め、将来の子育てに関す	
	る貴重な体験になるよう乳幼児などとのふれあい交流の機会	
	を促進します。	
児童館の世代交	児童館において、世代間交流会、伝承遊びの講習会等を開	青少年課
流・伝承遊び事	催します。	
業		
公民館等による	児童が地域の中でふれあいや協調性を学ぶことができるよ	生涯学習課
体験学習	う、体験学習を開催します。	



1-1-2 自分らしい暮らしを支える仕組みの整備

▼取り組みにより目指す姿

〇誰もが

地域でいきいきと暮らし、

困った時には

情報を

得たり相談すること ができる。

〈★〉 取り組み内容と各主体が担う役割

市民



◇地域や越谷市で行われるいろいろなイベントに参加し、困ったことが あれば身近な人に相談しましょう。

地 域



○民生委員・児童委員は、福祉サービスや保健サービス、相談窓口、専 門的な相談機関等に対する知識を深め、地域で必要とする人に情報提 供できるようにしましょう。



社会福祉協議会 ○子育てや高齢者介護、障がい者の家族を支援するために、「子育てサ ロン」や「ふれあいサロン」等の情報提供や相談体制の充実を図り、 さらに息抜きの場や機会の提供をするなど、必要とする支援を把握、 実施します。

行 政



- □男女が共に働きやすい男女共同参画社会を目指した、子育て・介護支 援環境整備等の取り組みや、外国人市民が地域に溶け込んで暮らせる よう外国語による情報提供等の充実を図ります。
- □誰もが健康で生きがいを持って暮らせるよう、趣味やスポーツ・レク リエーションに関する情報の提供、教室や講座、イベント等を図りま す。
- □地域を基盤として、要援護者の早期発見、早期対応を図るため協力機 関・団体をはじめとする様々な社会資源と連携しながら高齢者等を支 援することを目指します。

主な事業

事業名	事業内容	所 管 課
★民生委員·児	地域の身近な相談役として、常に住民の立場に立って、それ	福祉推進課
童委員活動①③	ぞれが自立した生活が営まれるよう、必要に応じ生活状態を	
45	適切に把握し、相談や助言、福祉サービスについての情報	
	提供などの援助を行い、住民の福祉の推進を図る活動を行	
	います。	
★民生委員·児	地域の身近な相談役として、子育てに関するさまざまな相談	福祉推進課
童委員による子	を受け、同時に情報提供等を行います。また、子育て家庭の	子育て支援課
育て支援⑤	孤立化を防ぎ、悩みを抱えた親への支援が早期に対応でき	
	るよう関係機関へ紹介を行います。	
★助け合いの仕	高齢者が気軽に訪れ、交流することができる場所を提供する	地域包括ケア推進課
組みづくり事業①	ことにより、社会的孤立や生きがい対策の向上を図ります。ま	社会福祉協議会
	た、地域のボランティアを積極的に受入れ、利用者の交流の	
	幅を広げるとともに、居場所新規利用者の拡大のため、気軽	
	に参加出来る講座を定期的に開催します。	
★保育所の地域	すべての子育て家庭を対象に子育て不安を解消するため、	子ども育成課
交流事業⑤	地域における身近な子育て支援施設として、保育所の専門	
	的な機能を生かした事業を推進し、地域の子育て力の向上	
	に努めます。また、地域に開かれた保育所づくりを推進しま	
	す。	
★ふれあいサロ	ひとり暮らし高齢者や家に閉じこもりがちな高齢者等に対し	社会福祉協議会
ン等の活用・充	て、ふれあいサロン等の啓発を行い、内容の充実を図るため	
実	の支援をします。ふれあいサロン等の活動を実施・強化する	
	ことで、寂しさや不安を抱える高齢者等を地域で見守る取り	
	組みを進めます。	
福祉なんでも相	福祉に関する相談やサービスの提供を円滑かつ的確に行う	生活福祉課
談窓口の充実④	「福祉なんでも相談窓口」は、複数の課に及ぶ相談などにも	
	対応し、専門的内容や手続などが必要な場合は、関係の窓	
	口へ案内・引き継ぎをします。市民の利便性を高め、安心し	
	て相談のできる窓口として相談体制の充実を図ります。	
地域活動支援セ	障がい者の社会参加や作業訓練の場として利用する地域活	障害福祉課
ンター等の充実	動支援センター等の生産活動について、社会との交流の促	
	進を図るなど、より一層の自立した生活を営むことができるよう	
	援助します。	
レスパイトサービ	障がい者の地域生活を支援するとともに、介護者の休養など	障害福祉課
スの充実⑤	のため、レスパイトサービスとして生活サポートや日中一時支	子育て支援課
	援事業を実施するとともに、事業の充実のため登録事業者の	
	確保に努めます。	

事業名	事業内容	所 管 課
介護知識の普及	介護者や家族を対象とした講座等を開催し、介護知識の普	介護保険課
1	及を図ります。	障害福祉課
地域包括支援セ	地域包括支援センターの保健師等、社会福祉士、主任介護	地域包括ケア推進課
ンター①④	支援専門員による相談を実施します。介護予防ケアマネジメ	
	ント、権利擁護等の情報提供や介護保険の代行申請等適切	
	な支援を行います。	
老人福祉センタ	けやき荘、くすのき荘、ゆりのき荘において、高齢者に関する	福祉推進課
一の整備・運営	各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及び	
4	レクリエーションなどを総合的に推進します。また、川柳地区	
	に市内4番目の老人福祉センターを整備します。	
生きがい対策事	生涯にわたる健康づくりの推進や多様な社会参加活動を促	福祉推進課
業の充実	進するため、敬老会、シルバーカレッジなど高齢者のニーズ	
	に対応した生きがい対策事業の充実に努めます。	
父親サロン⑤	子育てサロンにおいて、日ごろ児童と接する時間の少ない父	子育て支援課
	親のために、育児に関する相談や各種子育て情報を提供し	社会福祉協議会
	ます。	
子育てサロン事	子育て中の保護者が気軽に集い、交流できる場を設けるとと	子育て支援課
業⑤	もに、子育てに関する講座等を開催します。子育ての悩みや	社会福祉協議会
	不安を持つ保護者の相談を受け、助言・指導を行います。ま	
	た、各子育て機関やサークル等の子育てに関する情報の提	
	供を行います。	
地域交流の促進	障がい児の参加機会の充実が図れるよう、地域との交流機会	子育て支援課
	などを拡大するとともに、保護者同士の交流や障がい児の居	
	場所づくりを支援します。	
家庭児童相談室	学校や幼稚園に行けない、友達と遊べない、非行の心配が	子育て支援課
(5)	あるなど家庭等の問題について、専任の家庭児童相談員	
	が、電話や面談により相談を受け、助言・指導を行います。	
子育て情報の提	市広報を始め、テレビ番組(いきいき越谷)、ホームページ、	子育て支援課
供⑤	ポータルサイトなどの活用を図り、子育て情報を提供します。	
地域子育て支援	子育て講座の開催により、参加した親子間の交流を促進する	子ども育成課
センター事業⑤	とともに、子育て相談の実施や子育て情報の提供等を通じ	
	て、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	
保育ステーション	子育てに関する悩みを相談したり、子育て中の親子の交流を	子ども育成課
の子育て支援事	図るなど地域の子育て支援を進めます。	
業⑤		
保育ステーション	南越谷保育ステーションでオープンスペースを利用し、親子	子ども育成課
の子育て広場⑤	の交流の場を提供します。	

事 業 名	事業内容	所 管 課
児童館等におけ	子育てについての悩みや不安を相談員と気軽に話し合い、	青少年課
る子育て相談	また参加者相互の集いの場とした交流を進めます。	
児童館の親子交	0歳児の親子から各年齢層に応じた多種多様な教室を開催	青少年課
流事業	し、また参加者同士の交流も図ります。	
児童館の子ども	児童館 2 か所で、専任の子ども家庭相談員が、発育や生活	青少年課
家庭相談	習慣、遊びについてなど面談・電話により相談を受け、助言	
	を行います。	
児童館の親子教	幼児と父親を対象に遊びや工作などの教室を開催します。	青少年課
室		
児童館事業	遊びや各種教室などを通して児童の健全な発達や豊かな創	青少年課
	造性を育む場としての事業のほか、児童自らが学び遊ぶ場、	
	集い仲間づくりの場として、大型施設の特徴を生かした児童	
	の居場所づくりを推進します。	
プレーパーク支	都市公園内における1日プレーパークの開催を支援します。	青少年課
援		公園緑地課
子どもの居場所	公共施設等を利用し、放課後や週末等に安全・安心に、継	青少年課
づくり(放課後子	続的な活動のできる場の整備として、子どもの居場所づくりに	
ども教室推進事	取り組みます。	
業)		
学童保育事業	放課後児童の健全育成及び保護者の子育て、就労支援を	青少年課
	図るため、学童保育事業の拡充に努めます。	
子育て講座の開	家庭教育に関する学習機会の場として、小学校就学時健診	生涯学習課
催	と中学校一日体験入学時に、保護者を対象とした講座を開	
	催します。	
科学技術体験セ	観察や実験、工作などの体験を通して、楽しみながら科学へ	生涯学習課
ンター事業	の興味・関心を高め、また創造性豊かな児童生徒の育成を図	
	るための参加型施設として多様な事業を実施します。祝日の	
	開館を図ります。	
公民館のふれあ	児童を対象にリトミックやゲームなど、子どもと親、また子ども	生涯学習課
い交流事業	同士がいっしょに参加する事業を行います。	
多文化共生の地	多文化共生の地域づくりを推進するため、市民や国際化団	市民活動支援課
域づくり	体の協力を得ながら、外国人市民が、日常生活をしていく上	
	で必要となる市政情報等の多言語での提供、コミュニケーシ	
	ョン支援のための日本語教室の開催や地域住民への多文化	
	共生の啓発に努めます。	

事 業 名	事業内容	所 管 課
スポーツ・レクリ	市広報、ホームページ等さまざまな手段を活用し、スポーツ・	スポーツ振興課
エーション情報の	レクリエーション活動に関する情報を提供します。	
提供		
各種スポーツ教	生涯スポーツ講座、スポーツ教室、健康体操教室等の開催	スポーツ振興課
室等の充実	により、市民のライフスタイルに合わせた健康づくり、体力づく	
	りが進められるようスポーツ・レクリエーション活動機会の充実	
	を図ります。	
各種スポーツ大	市民体育祭等の開催により、市民のライフスタイルに合わせ	スポーツ振興課
会等の充実	た健康づくり、体力づくりが進められるようスポーツ・レクリエー	
	ション活動機会の充実を図ります。	
母親学級·両親	妊婦とその夫を対象として、妊娠・出産・育児に関する必要な	市民健康課
学級	健康教育を行います。	
地区センター・公	生涯学習、地域コミュニティ、地域福祉、防災救援、地区まち	市民活動支援課
民館の整備	づくり業務、行政サービス機能などを備えた施設を整備しま	
	す。	
地場産業見学・	小中学生による地場産業事業所への見学やものづくり体験	産業支援課
体験	などを実施します。	
街区公園等の整	子どもから高齢者まで、多くの市民の身近なレクリエーション	公園緑地課
備	や交流の場として、また、災害時の一時避難場所としても利	
	用できる街区公園を、土地区画整理地内に計画的に整備し	
	ます。	
男女共同参画支	「女は家庭、男は仕事」といった固定的役割分担意識に縛ら	人権・男女共同
援センターにお	れることなく、男女が共に性別にとらわれない対等なパートナ	参画推進課
ける講座等の開	ーとして、男女共同参画社会の意識の向上を目的とした講座	
催	の開催等を行います。	



1-1-3 福祉教育の充実

■取り組みにより目指す姿

〇一人ひとりが地域福祉に関心をもち、支え合いの行動をしている。

※ 取り組み内容と各主体が担う役割

市民

- ◇地域福祉について理解を深めましょう。
- ◇福祉に関する講演会等に参加しましょう。



○日頃から地域の人と交流を図り、困ったときには助け合いましょう。



社会福祉協議会 ○学校や地域での福祉教育の機会や福祉学習プログラムを提供し、活動 への支援に努めます。

行 政



□地域でできることについて、一人ひとりが考え行動するきっかけづく りとして、学校教育や生涯学習機関などと連携して福祉教育を推進し ます。



主な事業

事業名	事業内容	所 管 課
★ジュニアリーダ	市内の小学5・6年生を対象に、ジュニアリーダー(中学、高	青少年課
一育成研修会	校生)育成研修会を開催し、地域社会に関心を持てる青少年	
	育成を図ります。	
★心の教育の推	各学校での道徳の授業を中心とし、学校教育全体を通じて	指導課
進	道徳教育の充実を図ります。さらに道徳教育振興会議と連携	
	し、家庭や地域の皆さんと協力しながら、児童生徒の豊かな	
	心を育成します。	
★福祉教育•福	学校教育や生涯学習における福祉教育・福祉体験活動の推	社会福祉協議会
祉体験活動	進を図るとともに、その支援を進めます。また、社会福祉協議	
	会で実施している青少年ボランティアスクール、ジュニアボラ	
	ンティアスクール事業等の充実を図ります。	
認知症理解のた	認知症について地域社会の理解を深めるため、「認知症サポ	地域包括ケア推進課
めの講座・講習	-ター養成講座」などを開催します。	社会福祉協議会
会①		
広報紙等の活用	青少年健全育成に関する各種強調月間等にあわせて、市広	青少年課
	報紙やホームページで子育て事業や支援施設について PR	
	します。	
幼稚園保護者に	幼稚園児や保護者を対象に人権映画会(アニメ)を開催し、	人権・男女共同
対する映画会及	親子に共通の話題を提供するとともに、子育てやいじめ等の	参画推進課
び座談会	人権問題について意見交換を行い、人権擁護委員と保護者	
	が一緒に人権について考え、人権意識を育てます。	



基本方針 1-2 NPO・ボランティア等の活動促進

地域福祉に関する活動に参加する住民や企業を増やすために、そのきっかけとな る場を増やします。

また、NPOやボランティア等に対し、より活動しやすくなるよう、活動に役立 つ情報の提供や課題解決を支援し、地域での支え合いネットワークなどに協働で取 り組む体制づくりを進めます。

1-2-1 活動・参加の機会の提供づくり(きっかけづくり)

<u> 取り組みにより目指す姿</u>

〇これまで特に活動していなかった住民が、参加のきっかけを得て行動して いる。

〈●〉 取り組み内容と各主体が担う役割

市民

◇ボランティアの養成講座や活動に積極的に参加しましょう。



◇ボランティア活動に関心をもち、自分でできることは何かを考えた り、家族や友人などとも話し合いましょう。



○介護保険施設や障がい者福祉施設などは、地域に開かれた施設として 地域住民との交流機会やボランティアの体験機会の提供などに協力 しましょう。



社会福祉協議会 ○地域福祉に関する活動について、分かりやすい情報を提供して関心を 高めるとともに、ボランティア養成講座の開催などを通して、身近な ボランティア活動の機会提供の充実を図ります。

行 政



□活動を行う際のノウハウや、NPO法人設立のための相談対応等を社 会福祉協議会や既存の団体と連携して拡充します。

主な事業

事業名	事業内容	所 管 課
★ボランティアの	シルバーカレッジ等の生涯学習の機会にボランティアの理解	福祉推進課
社会的役割や重	を深めていく講座等を開催します。	社会福祉協議会
要性等の啓発		
★介護支援ボラ	元気な高齢者が施設等でのボランティア活動を行うことによ	地域包括ケア推進課
ンティアポイント	り、高齢者の健康増進や介護予防、社会参加や地域貢献な	社会福祉協議会
事業	ど生きがいづくりを目的に、ボランティア活動に対してポイント	
	を付与する介護支援ボランティア制度の登録者の拡大に努	
	めます。	
★傾聴ボランティ	傾聴ボランティアは、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が抱え	社会福祉協議会
アの充実	る不安や孤独感などについて、相手の気持ちに寄り添って話	
	を聴く身近なボランティア活動です。ボランティア活動の参加	
	へのきっかけとなるよう、活動内容の周知を図り、活動団体の	
	支援に努めます。	
★教育ボランティ	学校応援団の活動を通じて、学校における学習支援・安全・	指導課
アの活用	安心の確保・環境整備などのボランティアとして、地域のみな	
	さんの参加・協力を積極的に進め、学校・家庭・地域が一体と	
	なって子どもの育成を図ります。	
出張講座の開催	地区センター・公民館との連携を密にし、出張講座の活用を	障害福祉課
	図るとともに、地域からの福祉づくりを推進します。	介護保険課
		地域包括ケア推進課
参加しやすい生	障がい者の生涯学習の機会を充実するため、各種学級・講	生涯学習課
涯学習の環境づ	座等に参加しやすい環境づくりを進めます。	
くり		



1-2-2 地域の福祉資源や活動の情報・拠点提供の充実

<u> ■取り組みにより目指す姿</u>

ONPO やボランティア等が地域福祉活動を進めるための情報・拠点等の基盤が整っている。

取り組み内容と各主体が担う役割

◇ 取り組み内谷と合土体が担り役割			
市民	◇地域の課題に関心をもちましょう。		
4			
地 域	○自治会館や集会所などをボランティア活動の拠点として活用できる		
and a	ように開放しましょう。		
社会福祉協議会	○ボランティア等の活動に役立つ情報を整備・提供します。		
行 政	□活動拠点として民間を含む既存・新規施設を積極的に活用・提供しま		
	す。 □活動拠点施設で情報を得ることができるよう、地区センター・公民館 等で市全域や地域の情報を提供します。		

主な事業

事 業 名	事業内容	所 管 課
★ボランティア団	ボランティア活動は福祉の向上には欠かせないものであり、	障害福祉課
体等への支援	地域福祉の担い手として期待されていることから、社会福祉	社会福祉協議会
	協議会と協力して、ボランティアの育成と組織化を図るととも	
	に、活動場所や情報の提供、講習会・研修会、教室の開催	
	等ボランティア活動の活性化・安定化等について検討し、そ	
	の活動を支援します。	
★市民活動団体	コミュニティ推進協議会や NPO(特定非営利活動法人)など	市民活動支援課
の育成・活動支	各種市民活動団体の育成に努め、地域に根付いた活動の支	
援	援を図ります。	
子育てサークル	子育てサークル等に対し、子育てに関する各種情報等の提	子育て支援課
等への支援⑤	供と共有化を図り、子育てサークルの育成と主体的な活動を	子ども育成課
	支援します。	
小中学校体育施	小・中学校体育施設を学校教育に支障のない範囲において	スポーツ振興課
設開放	開放し、地域指導者による地域のスポーツ・レクリエーション	
	の普及・振興を図ります。	
ボランティア情報	ボランティア情報誌を毎月発行し、ボランティア活動がより身	社会福祉協議会
の提供	近なものになるよう、ボランティア活動に関するあらゆる情報を	
	提供するとともに、市内の個別ニーズや施設の状況を把握	
	し、タイムリーな情報収集・提供に努めます。	
ボランティア活動	地域に密着したボランティア団体の活動ができるよう、活動拠	社会福祉協議会
の拠点設置	点等の設置を検討します。	

」コラム 地区コミュニティ推進協議会の活動

市内13地区で活動している地区コミュニティ推進協議会は、身近な地域を魅力的なまちにするために、地域の特色を活かした事業や地域課題への取り組みなど、様々なコミュニティ事業を展開し、まちづくりを実践しています。

1-2-3 地域福祉活動を推進する仕組みの整備

■取り組みにより目指す姿

〇地域福祉活動を進めるための人材・資源・資金等の制度が充実している。

◇◆◇ 取り組み内容と各主体が担う役割

◇市民それぞれが持っている経験やノウハウを地域に生かしましょう。



○青少年や団塊の世代の男性なども参加できるような機会づくりを進 めましょう。

社会福祉協議会 ○活動の継続に必要なNPO運営等のノウハウを学ぶ講座の開催や、団 体同士が情報の共有ができるよう、連携の場や機会を提供します。



行 政

□市内外の各種補助金等資金に関する情報の提供を行います。



□見守りが必要な高齢者や、支え合いが必要な障がい者、子育て家庭等 を地域で支援していくため、地域の民生委員・児童委員、福祉推進員、 地域包括支援センター、介護支援専門員 (ケアマネジャー)、社会福 祉協議会、自治会、企業等によるネットワークの形成を進めます。



事 業 名	事業内容	所 管 課
★地域福祉ネット	地域における様々な生活課題を解決していくため、自治会、	福祉推進課
ワークの推進①	コミュニティ推進協議会、民生委員・児童委員、ボランティア	地域包括ケア推進課
345	団体、NPO法人などの協働により、地域福祉ネットワークを	社会福祉協議会
	推進し、多様な地域福祉のニーズに対応できる体制づくりを	
	進めます。	
★民生委員·児	地区民生委員・児童委員協議会の研修を支援し、障がい者	福祉推進課
童委員との連携	と地域とのパイプ役としてその活動の充実を促進します。	障害福祉課
4		
★地域包括支援	高齢者や障がい者など支援を必要とする方が安心して暮らし	地域包括ケア推進課
ネットワークの充	続けることができるよう、地域包括支援センターを拠点に地域	
実①	全体で見守りや助け合いをしていくネットワークを進めていき	
	ます。	
★ボランティアセ	ボランティア活動を推進していくために、必要不可欠なボラン	社会福祉協議会
ンターの機能充	ティアコーディネーターの資質向上を図ります。	
実		
★ボランティア活	ボランティア活動が円滑に進められるよう、ボランティアコーデ	社会福祉協議会
動の支援	ィネーターの資質向上を図ります。また、ボランティアが活動	
	しやすいようボランティアセンターの機能拡大に努めます。	
★福祉推進員の	福祉推進員研修を定期的に開催するとともに、地域福祉の	社会福祉協議会
育成・活動支援	推進役として積極的に活動できるよう、自治会や地域の方々	
	等に対して情報提供するなど支援を図ります。	
ボランティアセン	障がい者の社会参加のサポート役として、さまざまな障がい	障害福祉課
ターにおける障	に対応できるよう社会福祉協議会のボランティアセンターの	社会福祉協議会
がい者対応の充	機能の充実に努めるとともに、障害者福祉センターこばと館	
実	における福祉ボランティア育成事業の中で、ボランティアセン	
	ターとの連携を図ります。	
障がい者の公共	障がい者と地域住民が気軽に交流できるように、地区センタ	市民活動支援課
施設の利用促進	一・公民館、交流館などのコミュニティ施設の計画的な整備	
	にあわせて、公共施設の使用料の減免を行うなど、利用の促	
	進を図ります。	
障がい者団体等	障がい者が自らボランティア活動に参加し、社会的貢献や役	社会福祉協議会
からの活動ニー	割が果たせるよう、障がい者の活動ニーズを把握するととも	
ズの発掘	に、その活動ができる体制づくりを推進します。	

基本目標2

誰もが必要な支援を受けられるようにしましょう

基本方針2-1 ニーズの的確な把握

	施策	事業名	所 管 課
	2-1-1 地域の福祉ニーズの	★地域福祉ネットワークの推進①③④⑤(再掲)	福祉推進課 地域包括ケア推進課 社会福祉協議会
	調査・把握	地域福祉ニーズの調査	関係各課
_			
	2-1-2	★地域福祉ネットワークの推進①③④⑤(再掲)	福祉推進課 地域包括ケア推進課 社会福祉協議会
	孤立、虐待、ひきこもり等 の要支援者を発見する機能	★民生委員・児童委員等の協力体制の強化①	福祉推進課 地域包括ケア推進課
	の充実	★地域包括支援ネットワークの充実①(再掲)	地域包括ケア推進課
	378X	家庭訪問による育児支援の充実⑤	市民健康課 子育て支援課

基本方針2-2 相談支援体制の充実

施策	事 業 名	所 管 課
	★生活保護制度による支援	生活福祉課
	★生活困窮者自立支援事業	生活福祉課
	★相談支援事業の充実④	障害福祉課
	★自立支援協議会の充実	障害福祉課
	★相談事業の推進	社会福祉協議会
	発達障がい者への相談支援の充実	子育て支援課 関係各課
2-2-1	広報媒体等を活用した積極的なPR①	介護保険課
福祉サービスの利用に関す		社会福祉協議会 関係各課
る情報提供・相談支援体制	制度説明会・講習会の積極的な開催(1)	介護保険課
の整備		7 1 05-21-1-17 10-1-
- · · · · · · · · · · · · · · · · ·	まちかど介護相談薬局①④ 介護知識の普及① (再掲)	介護保険課
	川護和部の自及し(丹梅)	障害福祉課 介護保険課
	高齢者の総合相談・訪問(1)④	地域包括ケア推進課
	保育所の見学	子ども育成課
	乳幼児育児相談、家庭訪問	市民健康課
	健康相談事業	市民健康課
	A CONTRACT OF THE CONTRACT OF	保健総務課
	保健所整備事業	保健総務課
	デイサービスの活用・充実	社会福祉協議会
		•
2-2-2	★福祉サービス利用援助事業の促進	社会福祉協議会
	地域密着型サービスの提供体制整備①	介護保険課
ケアマネジメント体制の	地域包括支援センターの充実①	地域包括ケア推進課
充実	みまもり・あんしん事業	社会福祉協議会
	地域包括支援センターの権利擁護事業の推進①	地域包括ケア推進課
	自殺予防対策事業	保健総務課
2-2-3	緊急医療対策事業②	地域医療課
緊急事態への対応	男女共同参画相談事業	人権・男女共同参画推進課
	要保護児童対策地域協議会	子育て支援課
	障害者虐待防止事業の推進	障害福祉課

基本方針2-3 福祉サービスの質の向上

施策	事業名	所 管 課	
2-3-1 サービスの質を高める専門 的人材の確保	福祉専門職育成事業	生活福祉課 障害福祉課 地域包括ケア推進課 介護保険課 子育て支援課 子ども育成課	
	福祉教育活動研修	社会福祉協議会	
 2-3-2 利用者の適切なサービス選 択に役立つ情報の提供	第三者評価システムの推進	障害福祉課 介護保険課 子ども育成課	
 	福祉保健オンブズパーソン制度の推進	福祉推進課	
2-3-3 利用者の権利を守る仕組み の整備	社会福祉施設等における苦情解決制度の推進	介護保険課 子育て支援課 子ども育成課 青少年課	

基本方針2-4 個人の権利を守る仕組みの充実

	施策	事 業 名	所 管 課
Γ		★福祉サービス利用援助事業の促進(再掲)	社会福祉協議会
	2-4-1 個人の尊厳を守る仕組みの 整備	成年後見センターこしがやの充実と連携強化①④	障害福祉課 地域包括ケア推進課 社会福祉協議会
		成年後見制度利用支援事業①	障害福祉課 地域包括ケア推進課
		福祉サービス利用援助事業利用料助成事業の推進	社会福祉協議会
		みまもり・あんしん事業(再掲)	社会福祉協議会

■事業名のマークについて

- ★:地域力を高めるために、「地域で支え合う仕組み(地域福祉ネットワーク)づくり」 と、それを進める事業を重点施策として示しています
- ①~⑤は市民意識調査で特に力を入れて取り組むべき福祉施策の上位5位に対応
- ①: 高齢者が安心して暮らせる在宅福祉施策
- ②: 急病でも対応できるなど医療体制の整備
- ③: 一人暮らしの高齢者や障がい者に対する災害時の支援体制
- 4: 福祉の相談窓口等の整備
- 5: 子育てが安心してできる子育て支援施策

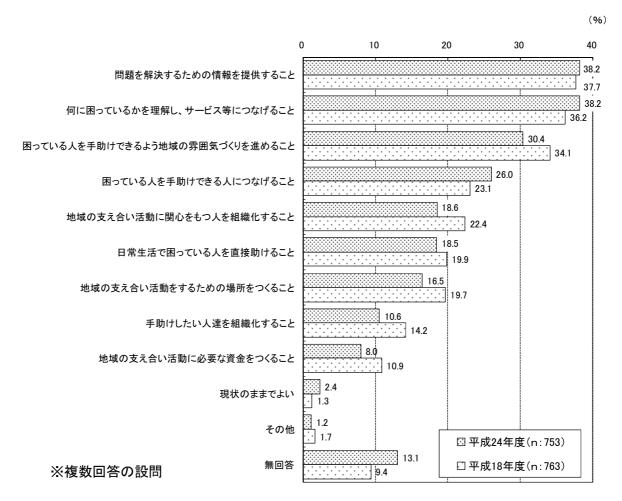
1. 現状から見た課題



情報提供と適切なサービスの提供が必要で地域の手助けできる環境が必要

日常生活に困っている人に対する必要な援助について、前回の調査結果と比較すると、前回と同様に「問題を解決するための情報を提供すること」「何に困っているかを理解し、サービス等につなげること」「困っている人を手助けできるよう地域の雰囲気づくりを進めること」が上位にあげられており、情報提供、適切なサービスの提供、地域の助け合いの心の醸成が必要です。

■図表 28 日常生活に困っている人に対する必要な援助(市民意識調査) 【前回との調査結果比較】

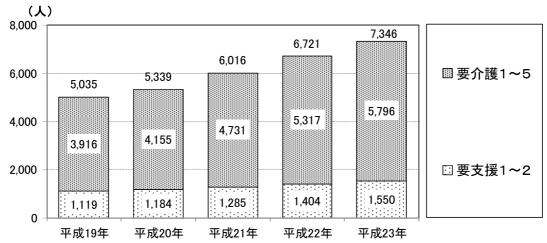




サービスを必要とする人に適切なサービスを提供することが必要

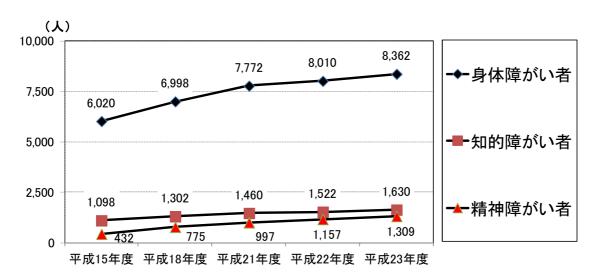
本市の人口の推移(13 ページ:第2章 現状と課題より)を見ても、高齢化が 今後も進行していくことから、新たに要支援・要介護者の増加が見込まれるなど、 地域で支援を必要とする人は確実に増えています。こうしたことから、支援を必 要とする人に対して関係機関と連携し、福祉情報の提供やサービス利用を進める 必要があります。

■図表 29 要支援・要介護認定者数の推移



資料:第5期越谷市高齢者保健福祉計画,介護保険事業計画(各年 10 月現在)

■図表 30 3 障がい者数別の推移



資料:第3次越谷市障がい者計画

注) 平成 15 年度は9月30日現在(精神障害者保健福祉手帳の所持者数は平成16年3月5日現在)、 平成18年度以降は3月31日現在の数値。(例: 平成18年度の身体障がい者数6,998人は、 平成19年3月31日現在の数値)



気軽に安心して相談できる体制整備が必要

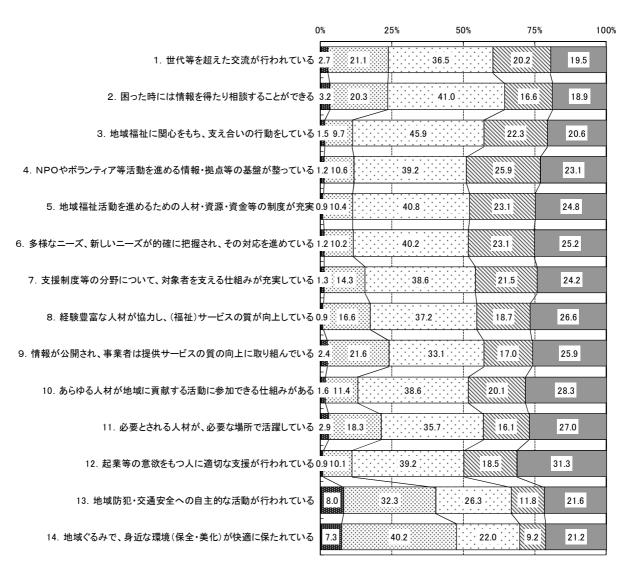
地域福祉の現状を調査したところ、「2. 困ったときには情報を得たり相談することができる」の回答で、「できている」と「ある程度できている」を合計した割合は23.5%でした。このような状況から、今後市民の誰もが必要な時に気軽に安心して相談できる体制を整備するとともに、必要なサービスを選択し、提供できる体制の整備が必要です。

さらに、福祉サービスを利用する人の権利擁護を推進していく必要があります。

■図表 31 地域福祉の現状(市民意識調査)

(n:753)

■できている 🛮 ある程度できている 🗆 あまりできていない 🖎 ほとんどできていない 🔲 不明



※複数回答の設問

2. 基本方針と施策

基本方針 2-1 ニーズの的確な把握

従来の福祉の範囲に限らず、誰もが必要な支援を受けることができるよう、新た なニーズを把握しその解決を進めます。

また、必要な支援を受けていない住民を発見する機能を強化し、必要な支援の提 供を行います。

2-1-1 地域の福祉ニーズの調査・把握

■取り組みにより目指す姿

○地域福祉の多様なニーズ、新しいニーズとしてどのようなものがあるかが 的確に把握され、その対応を進めている。

◆◆◇ 取り組み内容と各主体が担う役割

市民



◇福祉について困ることがあれば、市、社会福祉協議会等に気軽に相談 しましょう。

地 域



- ○民生委員・児童委員や福祉推進員等は、福祉サービス等の必要な人で 受けられずに困っている人を把握するために、プライバシーの保護に 十分配慮しながら連携、協力し合いましょう。
- ○住民自らが、身近な地域でのニーズを把握する調査や社会資源マップ の作成(ご近所の支え合いマップ等)に努めましょう。



|**社会福祉協議会**| ○住民のニーズ把握や円滑な対応をするために、自治会や小地域の活動 者、民生委員などとの連携を図ります。また、身近な地域で安心して 暮らせるように、福祉推進員等の養成に努めます。

行 政



□定期的に地域福祉ニーズを調査し、把握されたニーズへの対応策を検 討します。

事 業 名	事業内容	所 管 課
★地域福祉ネット	地域における様々な生活課題を解決していくため、自治会、	福祉推進課
ワークの推進①	コミュニティ推進協議会、民生委員・児童委員、ボランティア	地域包括ケア推進課
345(再掲)	団体、NPO法人などの協働により、地域福祉ネットワークを	社会福祉協議会
	推進し、多様な地域福祉のニーズに対応できる体制づくりを	
	進めます。	
地域福祉ニーズ	地域福祉の多様なニーズを的確に把握し、対応策を検討し	関係各課
の調査	ます。	

コラム2 民生委員・児童委員の活動

■ 民生委員・児童委員は、地域の身近な相談役として、住民の立場に立って相 談を受けたり、福祉サービスについての情報提供などの援助活動を行うなど、 悩みを抱えている人たちが自ら解決していけるよう地域での見守り活動を行っています。

コラム3 福祉推進員の活動

社会福祉協議会が取り組んでいる福祉推進員は、住民が身近な地域において、 共に生き、支え合い、それぞれが自立した生活をおくることができる地域づ くりを推進するため、ふれあいサロンを中心に声かけや訪問による日常の安 否確認、交流等による見守り活動など様々な福祉活動に取り組んでいます。 地域住民が安心して暮らすことができる福祉のまちづくりの大きな推進力と なっています。

2-1-2 孤立、虐待、ひきこもり等の要支援者を発見する機能の充実

▼取り組みにより目指す姿

○誰もが、自分が受けられる支援に関する情報を得ることができ、適切に選 択することができる。また、現在、支援制度・サービスが手薄な分野につ いて、対象者を支える仕組みが充実している。

<₩〉 取り組み内容と各主体が担う役割

市民

◇広報こしがやや回覧板等を読んで、自分が受けられるサービス等の情 報を入手しましょう。



○サービス提供事業者は、サービス利用者だけではなく、地域住民や地 域団体からの相談に応じるようにしましょう。

社会福祉協議会 ○関係機関との情報の共有化や連携を行います。



○相談機能や他のサービス提供事業者との調整役の機能を強化します。

行 政



- □見守りが必要な高齢者や、支え合いが必要な障がい者、子育て家庭等 を地域で支援していくため、地域の民生委員・児童委員、福祉推進員、 介護相談員、介護支援専門員 (ケアマネジャー)、社会福祉協議会、 自治会、企業等によるネットワークの形成を進めます。
- □発見した要援護者に対し、必要な支援を提供します。
- □サービス利用を拒否している人に対しては、きめ細かな相談を行いま す。

事 業 名	事業内容	所 管 課
★地域福祉ネット	地域における様々な生活課題を解決していくため、自治会、	福祉推進課
ワークの推進①	コミュニティ推進協議会、民生委員・児童委員、ボランティア	地域包括ケア推進課
345	団体、NPO法人などの協働により、地域福祉ネットワークを	社会福祉協議会
(再掲)	推進し、多様な地域福祉のニーズに対応できる体制づくりを	
	進めます。	
★民生委員·児	民生委員・児童委員と行政、地域包括支援センター等の協	福祉推進課
童委員等の協力	力体制を強化し、潜在的な要援護高齢者の掘り起こしと情報	地域包括ケア推進課
体制の強化①	共有により、サービス実施の円滑化を図ります。	
★地域包括支援	高齢者や障がい者等などを必要とする方が安心して暮らし続	地域包括ケア推進課
ネットワークの充	けることができるよう、地域包括支援センターを拠点に地域全	
実 ①(再掲)	体で見守りや助け合いをしていくネットワークを進めていきま	
	す。	
家庭訪問による	保健師等が子育ての悩みや不安な心を抱える家庭や健診未	市民健康課
育児支援の充実	受診家庭を訪問し、育児や健康などの相談を受け、助言・指	子育て支援課
(5)	導を行います。また、他の子育て機関との連携を図り、適切な	
	支援を行います。	



基本方針 2-2 相談支援体制の充実

専門的な相談の充実や多様な媒体・手段を使った相談、身近な地域での相談体制 の整備等を通じて、対象者ごとに多様なニーズに対応できる相談体制を充実します。

「与えられる福祉」から「選ぶ福祉」へと転換する中で、ケアマネジメントによ る一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援を進めます。

また、虐待やいじめの防止、自殺予防・家族への支援等、緊急時の対応について 体制の整備を進めます。

2-2-1 福祉サービスの利用に関する情報提供・相談支援体制の整備

▼取り組みにより目指す姿

〇サービス利用を希望する人が、きめ細かな相談を受けることができ、また 提供されるサービスについて事前に知ることができる。

〈★〉 取り組み内容と各主体が担う役割



- ◇市、社会福祉協議会、関係機関・団体などが発信する情報への関心を 深めるとともに、情報を積極的に活用しましょう。
- ◇相談窓口を利用して、適切なサービスを利用しましょう。



- ○民生委員・児童委員による、地域の身近な相談・支援活動を充実しま す。
- ○保育所での体験保育等、どのような福祉保健サービスが提供されてい るか事前に理解・体験できる機会を充実します。

社会福祉協議会 ○ひとり暮らし高齢者、障がい者、ひとり親家庭など、情報が入手しづ らい人への支援に取り組みます。



行 政



- 口対象者ごとに専門的な知識に基づく迅速な対応を図るとともに、同じ 立場の人が相談を受けアドバイスするピア・カウンセリングの導入な ど、対象者に応じたきめ細かい相談を推進します(各種健康相談、育 児相談、障がい者相談、女性相談等)。
- □制度等の周知を図るため、説明会・講習会等を実施します。
- □広報こしがやや社協だよりといった既存の情報媒体を活用し、ニーズ に的確に対応し分かりやすい情報の提供を行います。
- □電子メールや電話、ファックス、ホームページ等の多様な媒体を利用 して、情報提供と相談対応を行います。

事業名	事業内容	所 管 課
★生活保護制度	毎日の生活の中で、病気やけがにより収入が減ったり無収入	生活福祉課
による支援	になるなどの生活に困窮する方に対し、生活保護制度に基	
	づき、最低限度の生活を保障するとともに、再び自分の力で	
	生活できるよう支援します。	
★生活困窮者自	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、	生活福祉課
立支援事業	生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給	
	付金の支給、その他の支援を行い、第2のセーフティネットの	
	充実・強化を図ります。	
★相談支援事業	地域で生活する障がい者とその家族を支援し、障がい者の	障害福祉課
の充実④	自立と社会参加を促進するため、相談支援事業の充実を図	
	ります。また、計画相談支援を行う指定特定相談支援事業所	
	の整備を推進します。	
★自立支援協議	障がい者等の地域生活を支援するために、地域の課題を共	障害福祉課
会の充実	有し解決に向け協働する中核的な役割を果たす自立支援協	
	議会の活動を推進します。また、障がい者等がそのニーズや	
	生活実態に即して有効な障がい福祉サービスなどの支援を	
	受けられるよう福祉・保健・医療・教育・労働などの分野を超え	
	たケアマネジメント体制の充実を図ります。さらに、障がいを	
	理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏	
	まえた差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行います。	
★相談事業の推	日常生活における法律、ボランティア、貸付など各種相談に	社会福祉協議会
進	応じ、適切な助言と必要に応じ専門機関や福祉サービス等を	
	紹介する相談事業を推進し、福祉の充実を図ります。	
発達障がい者へ	埼玉県が設置する発達障害者支援センターや教育機関など	子育て支援課
の相談支援の充		関係各課
実	制を充実します。	
広報媒体等を活	広報こしがや、社協だよりなどを積極的に活用し、高齢者の	介護保険課
用した積極的なP	ニーズを的確に捉えた情報を分かりやすく提供します。	社会福祉協議会
R①		関係各課
制度説明会・講	保険料を含む介護保険制度の全般に関すること、制度の趣	介護保険課
習会の積極的な	旨や利用者の権利と自立への自覚・介護保険サービスの範	
開催① 	囲と契約などに関すること、介護技術や認知症の理解を深め	
	るための研修会など、対象者に応じ、充実した説明会の開催に努めます。	Λ <i></i>
まちかど介護相	介護保険に関する相談や在宅介護サービスに関する情報提	介護保険課
談薬局①④	供を指定された市内の薬局で実施しており、今後とも身近な	
A =# 4n =4h -> +4 -	相談窓口として情報提供を実施します。	Λ =#* /□ pΛ =m
介護知識の普及	介護者や家族を対象とした講座等を開催し、介護知識の普	介護保険課
①(再掲)	及を図ります。	障害福祉課

事 業 名	事業内容	所 管 課
高齢者の総合相	地域包括支援センターの保健師等、社会福祉士、主任介護	地域包括ケア推進課
談•訪問①④	支援専門員による相談を実施します。介護予防ケアマネジメ	
	ント・権利擁護等の情報提供や介護保険の代行申請等適切	
	な支援を行います。	
保育所の見学	希望者に施設の見学を実施します。	子ども育成課
乳幼児育児相	保健師等による乳幼児の身体測定と育児相談を実施します。	市民健康課
談、家庭訪問	また、各種保健事業から把握された継続支援の必要な方を	
	対象に、面接・訪問等による情報提供と相談を実施します。	
健康相談事業	健康に対する不安や悩みをおもちの方を対象に、専門職が、	市民健康課
	生活習慣をはじめ、歯科・食生活・運動方法・感染症・難病・	保健総務課
	精神保健福祉など、健康に関する情報提供や相談を実施し	
	ます。	
保健所整備事業	総合的な保健衛生サービスの提供と保健・医療・福祉の連携	保健総務課
	の強化を図るため、中核市への移行による保健所の設置準	
	備を進めます。	
デイサービスの	デイサービスとして利用者の社会的孤立感の解消及び心身	社会福祉協議会
活用·充実	機能の維持を図るとともに、その家族の身体的、精神的負担	
	の軽減を目的に介護相談や家族支援なども併せて行い、総	
	合的な援助を行う場として活用します。	



2-2-2 ケアマネジメント体制の充実

■取り組みにより目指す姿

〇一人ひとりのニーズに応じた包括的、かつきめ細かな支援が提供されてい る。

◇◆◇ 取り組み内容と各主体が担う役割

市民

◇福祉サービスについて理解を深め、積極的に活用しましょう。



○市やサービス提供事業者などからの各種情報を周囲の人や情報が届 きにくい人にも伝え、地域で情報を共有しましょう。

社会福祉協議会 ○福祉サービスの情報提供について積極的に協力します。



行 政



- □ケアマネジメント体制を充実し、介護や予防が必要な高齢者、全ての 障がい者、小学校就学前までの子どもを対象とし、一人ひとりのニー ズに応じたきめ細かな支援を行います。
- □地域包括支援センターにおける保健師等、社会福祉士、主任介護支援 専門員を引き続き配置します。

事 業 名	事業内容	所 管 課
★福祉サービス	判断能力などの低下により権利を侵害されやすい障がい者	社会福祉協議会
利用援助事業の	や認知症高齢者のため、福祉サービスの利用援助や日常的	
促進	な金銭管理などの生活援助などを行う社会福祉協議会の日	
	常生活自立支援事業の利用を促進します。	
地域密着型サー	認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護など、	介護保険課
ビスの提供体制	地域特性に応じたきめ細かい地域密着型サービス提供体制	
整備①	を計画的に整備し、認知症高齢者を適切に支援します。	
地域包括支援セ	地域包括支援センターに保健師等、社会福祉士、主任介護	地域包括ケア推進課
ンターの充実①	支援専門員を配置し、包括的・継続的ケアマネジメントの実	
	践が可能な環境整備を個々の介護支援専門員(ケアマネジ	
	ャー)に対し適切に支援していきます。	
みまもり・あんし	親族を頼れない等の理由で将来に不安を抱える一人暮らし	社会福祉協議会
ん事業	高齢者や高齢者夫婦のみの世帯を対象に、孤立せず、地域	
	で安心して自立した生活が送れるよう、「みまもりサービス」や	
	「あんしんサービス」(日常生活支援、入院・入所時保証等)を	
	通じ、支援を行います。	

コラム4 社会福祉協議会の取り組み

社会福祉協議会では、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり を目指し、子育て支援やボランティア活動の推進、ふれあいサロンの拡充、 老人福祉センターや障害者福祉センター・成年後見センターの運営、福祉サ 一ビス利用援助の推進、総合的な福祉相談の実施など、社会福祉の全般にわ たり、きめ細かな福祉活動を進めています。

2-2-3 緊急事態への対応

■取り組みにより目指す姿

○虐待やいじめの防止、自殺予防の取り組みが充実し、発生した場合も迅 速・適切に支援を行っている。

〈★〉 取り組み内容と各主体が担う役割

市民

- ◇日頃から地域との交流を心かけましょう。
- ◇ひとりで悩まず相談をするように心がけましょう。



○サービス提供事業者は、権利擁護の制度を熟知し、利用者にも助言で きるようにしましょう。

社会福祉協議会 ○すべての人々が支え合い助け合える福祉教育を推進します。



○身近な住民組織が行う見守り活動などを支援することで、孤立死や虐 待などの予防を促します。

行 政



- □子どもや高齢者、障がい者への虐待、いじめ、配偶者や恋人からの暴 力(ドメスティックバイオレンス 以下DVと略す)等を予防し、早 期に発見するための啓発を充実するとともに、児童相談所・地域包括 支援センター・警察・病院等の関係機関との連携を強化します。
- □自殺の予防に関する知識の普及・啓発を行います。また、個別のケー スなどに対する相談・支援体制を整備するとともに、関係機関との連 携を図ります。

事業名	事業内容	所 管 課
地域包括支援セ	地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待の相談・支援	地域包括ケア推進課
ンターの権利擁	を行うことにより、高齢者の権利擁護を図るとともに虐待を含	
護事業の推進①	め、支援を必要とする高齢者の早期発見について啓発しま	
	す。	
自殺予防対策事	自殺の予防に関する知識の普及・啓発と、こころの健康に関	保健総務課
業	する相談機関の周知を行い、関係機関との連携により、自殺	
	予防のための相談・支援を実施します。	
緊急医療対策事	初期から第三次の救急医療体制のさらなる充実を図るため、	地域医療課
業②	夜間急患診療所運営事業、休日当番医制事業、病院群輪	
	番制病院運営事業、小児救急医療支援事業を引き続き実施	
	します。	
男女共同参画相	女性の生き方やDV被害等について、専門家による電話・面	人権·男女共同
談事業	接相談を実施し、女性の自立に伴う自己決定ができるまでの	参画推進課
	支援を行うことにより、相談者の孤立化を防止し、自立への支	
	援の充実を図ります。	
要保護児童対策	虐待等の要保護児童の早期発見並びに適切な保護及び児	子育て支援課
地域協議会	童やその家族への適切な支援が図られるよう関係機関との協	
	議・調整を行います。このため各機関の代表者会議・実務者	
	及び個別のケースに応じた会議等を開催します。	
障害者虐待防止	障がい者に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた障が	障害福祉課
事業の推進	い者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階におい	
	て、障がい者の権利擁護を基本においた切れ目のない支援	
	を実施します。	



基本方針 2-3 福祉サービスの質の向上

地元の大学等、教育機関と連携して、最新の知識や技術を学んでいる学生と市内 の福祉施設との交流を図るとともに、人材を育成するための研修などを充実し、サ ービスの質を高めるため専門的人材の確保に努めていきます。

利用者が安心してサービスを選択し利用できるよう、県の福祉サービス第三者評 価制度の利用を促進するとともに、事業者の研修会や相互交流を支援するなど、サ ービスの質の向上を推進します。

2-3-1 サービスの質を高める専門的人材の確保

■取り組みにより目指す姿

〇最新の知識・技術を身に付けた人材と、経験豊富な人材が協力し、サービ スの質が向上している。

〈◆〉 取り組み内容と各主体が担う役割

市民

◇市民それぞれが持っている経験やノウハウを地域に生かしましょう。



地 域



○地域の中で、生活上の問題に気軽に対応できる住民同士の助け合い組 織について検討しましょう。

社会福祉協議会 ○福祉教育実践者として、学校の教員を対象とした研修を支援します。



行 政



□地元の大学等、教育機関と連携して、最新の知識や技術を学んでいる 学生を市内の福祉施設等での実習受け入れや、市や市内の福祉施設で 必要な人材や技術についての意見交換を行うなど、福祉人材の育成・ 確保に努めます。

事業名	事業内容	所 管 課
福祉専門職育成	福祉の専門職を志す学生が、福祉事務所の現場を実習する	生活福祉課
事業	ことにより、地域福祉の現状や課題を理解し、福祉の専門職	障害福祉課
	となることが期待されます。福祉の人材育成・確保を目的とし	地域包括ケア推進課
	て、福祉実習生の受け入れを行っています。	介護保険課
		子育て支援課
		子ども育成課
福祉教育活動研	福祉教育の一環として、福祉体験学習を実施する学校の教	社会福祉協議会
修	員を対象に福祉教育における専門的な知識を深め、実践で	
	活用できることを目的に研修を開催します。	



2-3-2 利用者の適切なサービス選択に役立つ情報の提供

■取り組みにより目指す姿

○利用者がサービスを選択するために必要な情報が公開されており、事業者 は提供サービスの質の向上に取り組んでいる。

〈★〉 取り組み内容と各主体が担う役割

市民

- ◇市、社会福祉協議会、関係機関・団体などが発信する情報への関心を 深めるとともに、情報を積極的に活用しましょう。
- ◇市が提供する事業者の評価に関心をもちましょう。

地 域

○サービス提供事業者は、従事者の研修を行うなど、質の向上に努めま しょう。

社会福祉協議会 ○福祉サービスの情報提供について積極的に実施します。



行 政



□県の福祉サービス第三者評価制度を活用し、市が提供しているサービ スの評価を進めるとともに、市内でサービスを提供する事業者がより 多く評価を受審するよう普及・啓発を行います。

事 業 名	事業内容	所 管 課
第三者評価シス	第三者による公正・中立な立場から福祉サービスなどに対す	障害福祉課
テムの推進	る評価を受けることにより、事業者自らがサービスに関する具	介護保険課
	体的な問題点や課題などを把握し、質の向上を図っていくと	子ども育成課
	ともに利用者がサービス選択時の目安として利用できるよう第	
	三者評価システムを推進します。	

2-3-3 利用者の権利を守る仕組みの整備

■取り組みにより目指す姿

〇サービス利用者の権利が守られ、サービスの質の向上が図られている。

◇◆◇ 取り組み内容と各主体が担う役割

市民

◇高齢者や障がい者などの人権について話し合う機会をつくり、理解を 深めましょう。



○サービス提供事業者は、行政サービスやボランティア団体等の取り組 みについて熟知し、利用者にも助言できるように努めましょう。

社会福祉協議会 ○ノーマライゼーションの理念に基づいた福祉教育を推進します。



行 政



- □福祉保健サービスに関する苦情に対して、「越谷市福祉保健オンブズ パーソン制度」を中心に、公正・中立な立場で迅速に対処します。
- □社会福祉施設等における苦情解決制度を推進します。

事 業 名	事業内容	所 管 課
福祉保健オンブ	高齢者や児童、障がい者等に対する福祉サービスに関する	福祉推進課
ズパーソン制度	苦情を公正・中立な立場で調査・判断し、迅速に問題の解決	
の推進	を図る福祉保健オンブズパーソン制度を推進します。	
社会福祉施設等	市が設置する社会福祉施設等が提供するサービスについ	介護保険課
における苦情解	て、利用者の権利を擁護し、施設運営の公正を確保するた	子育て支援課
決制度の推進	め、苦情解決制度を推進します。	子ども育成課
		青少年課

基本方針 2-4 個人の権利を守る仕組みの充実

日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及・活用等、判断能力が不十分な人た ちの尊厳を守るための仕組みづくりを推進します。

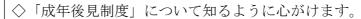
2-4-1 個人の尊厳を守る仕組みの整備

■取り組みにより目指す姿

○自己決定能力の低下している方等の権利を擁護し、自立した生活をおくる ための支援が行われている。

◆◆◇ 取り組み内容と各主体が担う役割

市民





◇虐待やDVに気が付いたときは、相談窓口に相談に行きましょう。

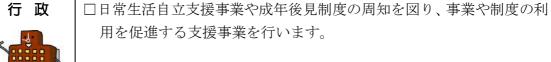


○事業所や病院など虐待を発見しやすい立場の関係機関や関係者は、早 期発見に努めましょう。

|**社会福祉協議会**| ○日常生活にかかる支援事業や成年後見制度の普及に努め、事業を推進 します。



行 政



事 業 名	事業内容	所 管 課
★福祉サービス	判断能力などの低下により権利を侵害されやすい障がい者	社会福祉協議会
利用援助事業の	や認知症高齢者のため、福祉サービスの利用援助や日常的	
促進(再掲)	な金銭管理などの生活援助などを行う社会福祉協議会の日	
	常生活自立支援事業の利用を促進します。	
成年後見センタ	判断能力の不十分な高齢者や障がい者等の権利と財産を守	障害福祉課
一こしがやの充	る法律的な支援制度である、成年後見制度が身近なものとし	地域包括ケア推進課
実と連携強化	て活用されるよう、制度の周知や利用啓発、個別相談への対	社会福祉協議会
14	応、法人後見人の受任等を図る成年後見センターの機能を	
	充実するとともに連携を強化します。	
成年後見制度利	判断能力が不十分な高齢者、知的障がい者、精神障がい者	障害福祉課
用支援事業①	で、身寄りがないため審判申立てができない方に対し市長が	地域包括ケア推進課
	申立てを行います。また、市長が申立てを行った者で、申立	
	て費用及び後見人の報酬等の必要な経費の支払いが困難	
	な方に対して支援します。	
福祉サービス利	福祉サービス利用援助事業を利用する低所得の市民に対	社会福祉協議会
用援助事業利用	し、その利用料の一部を助成し、利用者の負担を軽減すると	
料助成事業の推	ともに、安心して利用できる環境を整備します。	
進		
みまもり・あんし	親族を頼れない等の理由で将来に不安を抱える一人暮らし	社会福祉協議会
ん事業(再掲)	高齢者や高齢者夫婦のみの世帯を対象に、孤立せず、地域	
	で安心して自立した生活が送れるよう、「みまもりサービス」や	
	「あんしんサービス」(日常生活支援、入院・入所時保証等)を	
	通じ、支援を行います。	



基本目標3

さまざまな福祉サービスの担い手を増やしましょう

基本方針3-1 サービスを担う人材の裾野の拡大

	施策	事 業 名	所 管 課
	3-1-1 市の講座や研修等の受講生 の登録と活用の促進	★ボランティア専門講座	社会福祉協議会
_			
	3-1-2	★ボランティア団体等への支援(再掲) 	障害福祉課 社会福祉協議会
	参加しやすい地域貢献の 仕組み検討	地域貢献の仕組みつくり	福祉推進課地域包括ケア推進課
	江地の外交もり	ボランティア情報の提供(再掲)	社会福祉協議会
-	_		
	3-1-3	★ボランティアの社会的役割や重要性等の啓発	福祉推進課 社会福祉協議会
┪	多様な働き方の推進	ボランティアセンター運営事業	社会福祉協議会

基本方針3-2 個人の技や知恵を地域に活かす工夫

施策	事 業 名	所 管 課
- 3-2-1 人材バンクの設置	ボランティア活動育成事業	社会福祉協議会
3-2-2	★介護支援ボランティアポイント事業(再掲)	地域包括ケア推進課 社会福祉協議会
3-2-2 退職者の地域活躍の促進	★助け合いの仕組みづくり事業① (再掲)	地域包括ケア推進課 社会福祉協議会
	シルバー人材センター	産業支援課

基本方針3-3 コミュニティ・ビジネスや地域での自立した生活の支援

施策	事 業 名	所 管 課
3-3-1	創業支援制度の活用	産業支援課
コミュニティ・ビジネスや 福祉起業の支援	生業および就労に関する講座の開催	社会福祉協議会
	★民生委員・児童委員等の協力体制の強化①	福祉推進課 地域包括ケア推進課
	★社会福祉協議会への支援と連携の強化①	福祉推進課 障害福祉課 介護保険課
3-3-2 サービス参入・新規開拓の	★民間サービス事業者の連携①	障害福祉課 介護保険課
コーディネート	地域活動支援センターの設置促進	障害福祉課
- /	介護給付の充実	障害福祉課
	訓練等給付の充実	障害福祉課
	社会福祉法人、民間団体等との連携	障害福祉課
	ファミリー・サポート・センター事業⑤	子育て支援課
	在宅生活支援事業	社会福祉協議会
		4-17-1-1-m
	★生活保護受給者等に対しての就労支援	生活福祉課
	★就労移行支援事業・就労継続支援事業の充実	障害福祉課
3-3-3	★障害者就労支援センターの充実	障害福祉課
高齢者や障がい者等の就労	障害者就労施設等で製作された製品の民間への 販路拡大	障害福祉課
機会の確保	障害者地域適応支援事業の充実	障害福祉課
	シルバー人材センター(再掲)	産業支援課
	障害者就労訓練施設管理•運営事業	社会福祉協議会

■事業名のマークについて

- ★: 地域力を高めるために、「地域で支え合う仕組み(地域福祉ネットワーク)づくり」 と、それを進める事業を重点施策として示しています
- ①~⑤は市民意識調査で特に力を入れて取り組むべき福祉施策の上位5位に対応
- ①: 高齢者が安心して暮らせる在宅福祉施策
- ②: 急病でも対応できるなど医療体制の整備
- ③: 一人暮らしの高齢者や障がい者に対する災害時の支援体制
- 4: 福祉の相談窓口等の整備
- ⑤: 子育でが安心してできる子育で支援施策

1. 現状から見た課題



ボランティア活動等の情報が不足しており、活動に参加できない

ボランティア・NPO団体等では、スタッフの不足が活動の問題点や課題となっています。

■図表 32 地域活動を行う上での問題点・課題 (団体意識調査)



※複数回答の設問

ボランティアやNPO活動不参加の理由(46ページ:図表25参照)では、「どのような活動があるのか知らないから」が35.5%との回答があり、ボランティア活動等に参加する気持ちがあっても、活動に参加できない方がいると推測されます。

また、初めて参加するときに踏み切れない方もおり、こうした方に対して気軽に参加できる活動や活動時間等の情報の発信、説明会の実施などの「きっかけづくり」を行うことで参加者の増加が図れる可能性があります。

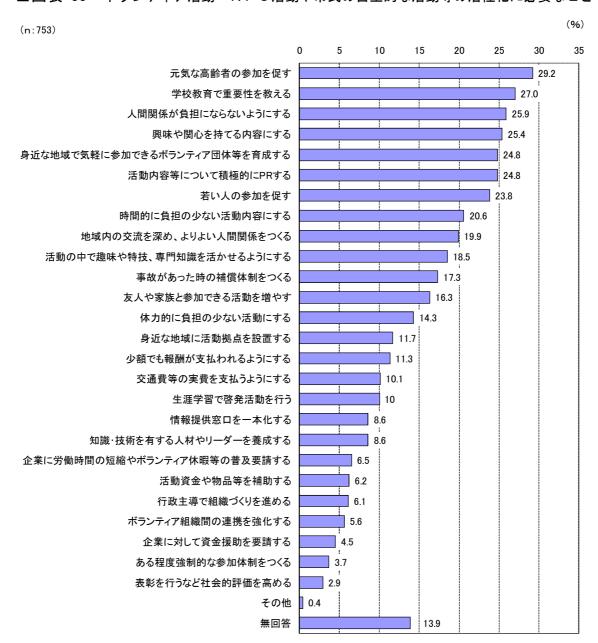


健康な高齢者の活動の機会・場が求められています

ボランティア活動・NPO活動や市民の自主的な活動等の活性化に必要なことでは、「元気な高齢者の参加を促す」が29.2%と上位であり、回答者の割合は、(28ページ:図表18参照)60歳代・70歳代以上が高くなっています。

高齢者の介護、障がい者のサポートなど、地域が抱えている問題の解決に、健康で元気な高齢者の経験や知識を地域に活かす仕組みや活躍の場が必要です。

■図表 33 ボランティア活動・NPO活動や市民の自主的な活動等の活性化に必要なこと



※複数回答の設問



市民が主体となった地域づくり推進の環境づくりが必要です

地域にはさまざまな課題やニーズがあり、全てのニーズに行政が対応するには 限界があります。

これからの地域福祉を推進するためには、公的サービスの充実や地域住民が主体となって地域づくりを進めていくことが不可欠です。そのためには、多くの市民が地域福祉に理解を深め、地域の持つ力を高めるとともに、市民が地域福祉活動に参加しやすい環境づくりを積極的に推進していく必要があります。



2. 基本方針と施策

基本方針3-1 サービスを担う人材の裾野の拡大

各種講座の受講生等を登録・活用する仕組みや、在宅などの時間・場所を限定せ ずに参加できる地域貢献の仕組み等を取り入れ、サービスを担う人材の裾野を広げ ます。

3-1-1 市の講座や研修等の受講生の登録と活用の促進

<u> ■取り組みにより目指す姿</u>

〇知識・技能を身につけた人材が活躍している。

◆◆◇ 取り組み内容と各主体が担う役割

市民

◇福祉に関する講座やイベントに参加し、自分のペースで地域活動やボ ランティア活動を始めましょう。



○自治会やボランティア等は、地域でのさまざまな福祉課題を解決する ため、地域懇談会や研修会を開催・参加しましょう。

社会福祉協議会 ○ボランティアが必要な活動とボランティアを行いたい人とのコーデ ィネートの仕組みを強化します。



行 政



□市や社会福祉協議会、NPO等の団体などが開催する各種講座や講習 会の内容や回数、広報手段を充実するとともに、受講生を登録し、各 種ボランティア活動の担い手や新たな講師・指導者などとして、次の ステップで活躍できるよう、機会・情報を提供します。

事 業 名	事業内容	所 管 課
★ボランティア専	ボランティア実践者を対象に、専門知識の習得及び技術の	社会福祉協議会
門講座	向上を図り、今後のボランティア活動につなげることを目的と	
	して開催します。	

3-1-2 参加しやすい地域貢献の仕組み検討

■取り組みにより目指す姿

○子育て中や日中は勤労している人なども、地域に貢献する活動に参加でき る仕組みがある。

〈★〉 取り組み内容と各主体が担う役割

市民

◇地域のボランティア活動に関心をもち、活動に参加しましょう。



- ○ボランティア団体は、お互いの活動に関心をもち、必要に応じて連携 して取り組んだり、情報交換を行いましょう。
- ○ボランティア団体は、活動内容について情報発信を行い、参加者を募 りましょう。



- **社会福祉協議会** ○誰でも参加しやすい活動のあり方を検討し、参加しやすい環境づくり を進めます。
 - ○団体同士が交流を図り、活動における協力と連携を図り、情報提供を

行 政



□多様な人材が地域福祉の担い手となるよう、自由な時間にボランティ ア活動に参加できる・在宅で参加できるなど、これまで参加したくて もできなかった人たちも積極的に参加できるよう、新しい地域貢献の あり方を検討・実施します。

事 業 名	事業内容	所 管 課
★ボランティア団	ボランティア活動は福祉の向上には欠かせないものであり、	障害福祉課
体等への支援	地域福祉の担い手として期待されていることから、社会福祉	社会福祉協議会
(再掲)	協議会と協力して、ボランティアの育成と組織化を図るととも	
	に、活動場所や情報の提供、講習会・研修会、教室の開催	
	等ボランティア活動の活性化・安定化等について検討し、そ	
	の活動を支援します。	
地域貢献の仕組	多様な人材が地域福祉の担い手となるよう、新しい地域貢献	福祉推進課
みつくり	のあり方を検討します。	地域包括ケア推進課
ボランティア情報	ボランティア情報誌を毎月発行し、ボランティア活動がより身	社会福祉協議会
の提供(再掲)	近なものになるよう、ボランティア活動に関するあらゆる情報を	
	提供するとともに、市内の個別ニーズや施設の状況を把握	
	し、タイムリーな情報収集・提供に努めます。	



3-1-3 多様な働き方の推進

<u>■取り組みにより目指す姿</u>

〇仕事と家庭生活を両立しながら、地域への貢献に取り組む人が増えてい る。

取り知り内容と女子はが担うの割

取り組織 取り組織	み内容と各主体が担う役割
市民	◇地域活動やボランティア活動に積極的に参加しましょう。
地域	○地域の行事を工夫するなど、現在加入していない人が入りたくなるような魅力ある活動を行うなど、活動内容や組織のあり方を見直しましょう。
社会福祉協議会	○活動紹介のパンフレット等の作成を行い、関係団体の支援に努めます。
行政	□ワークライフバランス(仕事と家庭生活との両立)を推進することにより、余暇時間を使ったボランティア活動の担い手を増加させます。

事 業 名	事業内容	所 管 課
★ボランティアの	シルバーカレッジ等の生涯学習の機会にボランティアの理解	福祉推進課
社会的役割や重	を深めていく講座等を開催します。	社会福祉協議会
要性等の啓発		
(再掲)		
ボランティアセン	住民参画活動支援することにより、地域のボランティア活動の	社会福祉協議会
ター運営事業	ネットワークを進めるとともに、身近なところでボランティア活	
	動に参加できるよう、活動に関する相談や情報の提供、各種	
	ボランティアスクールや講座を開催します。	

基本方針3-2 個人の技や知恵を地域に活かす工夫

住民一人ひとりが持つ資格や職能、特技を地域で発揮し、地域に貢献できるよう、 人材バンクの設置や活躍のきっかけづくりを進めます。

3-2-1 人材バンクの設置

■取り組みにより目指す姿

○地域で必要とされる人材が、必要な場所で活躍している。

取り組み内容と各主体が担う役割

市民	◇市民それぞれが持っている経験やノウハウを地域に生かしましょう。
地域	○人材バンクに登録しましょう。
社会福祉協議会	○さまざまな機会を通じ、活動の紹介や参加を呼びかけます。
行政	□保健・医療・福祉の有資格者や職能・特技を持つ住民を登録する人材 バンクを設置し、各種講座の講師や指導員等として活用します。

事 業 名	事業内容	所 管 課
ボランティア活動	市内で活動するすべてのボランティア・市民活動グループ	社会福祉協議会
育成事業	が、円滑かつ継続的に活動が行え、多様化するニーズに対	
	応できるよう、体制を整備し、ボランティア活動の充実を図りま	
	す。	

3-2-2 退職者の地域活躍の促進

■取り組みにより目指す姿

〇定年退職者等、地域で過ごす時間が増える人たちが、いきいきと活躍して いる。

> 取り組み内容と各主体が担う役割

市民 ◇長年培ってきた経験、知識、技術などを地域に役立てましょう。
 社会福祉協議会 ○高齢者の生きがいづくりや地域貢献などを目的とした事業の推進に努めます。
 行政 □定年退職者等を対象に、地域を知り地域で自分の力が発揮できることを考えてもらう集いを開催するなど、地域での活躍を支援します。



事 業 名	事業内容	所 管 課
★介護支援ボラ	元気な高齢者が施設等でのボランティア活動を行うことによ	地域包括ケア推進課
ンティアポイント	り、高齢者の健康増進や介護予防、社会参加や地域貢献な	社会福祉協議会
事業(再掲)	ど生きがいづくりを目的に、ボランティア活動に対してポイント	
	を付与する介護支援ボランティア制度の登録者の拡大に努	
	めます。	
★助け合いの仕	高齢者が気軽に訪れ、交流することができる場所を提供する	地域包括ケア推進課
組みづくり事業①	ことにより、社会的孤立や生きがい対策の向上を図ります。ま	社会福祉協議会
(再掲)	た、地域のボランティアを積極的に受入れ、利用者の交流の	
	幅を広げるとともに、居場所新規利用者の拡大のため、気軽	
	に参加出来る講座を定期的に開催します。	
シルバー人材セ	会員組織活動の強化や受注の拡大、まちづくり・地域づくりと	産業支援課
ンター	連携した新しい職種の開拓とそれに向けての技能講習の充	
	実を図ります。	



基本方針3-3 コミュニティ・ビジネスや地域での自立した生活の支援

地域福祉の多様な担い手育成の一環として、コミュニティ・ビジネス(地域住民 が地域の活性化や課題解決のために有償で自ら取り組む事業)や福祉起業(障がい 者と協働で行う事業)を促進するための支援を行います。

住民のニーズと既存のサービスの隙間を埋めるため、新規のサービス参入事業者 や、サービスの新規開拓を予定する事業者等に対するコーディネート機能を充実し ます。

また、働きたい高齢者や障がい者に対して、シルバー人材センターや障がい者就 労支援センター等を通じて、必要な技術や能力を身につける支援を行うとともに、 関係機関と連携して就労を促進していきます。

3-3-1 コミュニティ・ビジネスや福祉起業の支援

<u>■取り組みにより目指す姿</u>

○起業等の意欲を持つ人に適切な支援が行われている。

〈●〉 取り組み内容と各主体が担う役割

市民

◇コミュニティ・ビジネスや福祉起業について考えてみましょう。



○新たなコミュニティ・ビジネスや福祉起業の情報を発信するととも に、地域で活用しましょう。

社会福祉協議会 ○高齢者で生業及び就労に意欲のある人に対して、関係機関と連携を図 り、情報提供します。



行 政

□意欲を持つ人を対象に、起業ノウハウや組織運営ノウハウ等の情報提 供や講座の開催、経験者との交流の機会の提供等、支援策を検討・実



- □活動拠点の確保や、活動するための補助金や金融機関の融資制度等の 情報の提供、スタッフの能力開発のために関連講座等の紹介など、支 援策を検討・実施します。
- □活動を促進するために、福祉起業等の事業者の登録制度と、登録事業 者のリストの作成・公開について検討・実施します。

事業名	事業内容	所 管 課
創業支援制度の	「創業支援講座の開催」、「起業家育成資金融資制度」など、	産業支援課
活用	新たな創業を支援するための施策を実施しており、制度活用	
	への支援に努めます。	
生業及び就労に	長年培った知識・技能を生かしてもらえるような就労関係の講	社会福祉協議会
関する講座の開	座を実施します。	
催		



3-3-2 サービス参入・新規開拓のコーディネート

■取り組みにより目指す姿

○事業者のサービス参入・新規開拓により、住民ニーズが満たされている。

〈◆〉 取り組み内容と各主体が担う役割

市民

◇福祉サービスについて理解を深め、積極的に活用しましょう。



地 域

○福祉サービスの情報提供について積極的に協力しましょう。



社会福祉協議会 ○福祉サービスのニーズを把握するとともに、事業者に情報を提供し、 参入を促すなど住民ニーズに応えていきます。





- □新規のサービス参入事業者や、サービスの新規開拓を予定する事業者 等に対し、行政が把握している住民ニーズや既存サービスの情報を公 開し、参入・開拓を促します。
- □事業者の求めに応じ、参入・開拓に必要な制度情報や活用できる資源 等の情報を提供します。
- □社会福祉協議会が、ボランティアや在宅福祉サービスなどの拠点とし てさまざまな事業を展開し、民間地域福祉活動の推進主体として、福 祉の向上に大きな役割を担うとともに、今後、さらに地域の事業主体 として先駆的な役割を果たすよう、連携を強化します。

事業名	事業内容	所 管 課
★民生委員·児	民生委員・児童委員と行政、地域包括支援センター等の協	福祉推進課
童委員等の協力	力体制を強化し、潜在的な要援護高齢者の掘り起こしと情報	地域包括ケア推進課
体制の強化①	共有により、サービス実施の円滑化を図ります。	
★社会福祉協議	社会福祉協議会は、民間地域福祉活動の推進主体として、	福祉推進課
会への支援と連	ボランティアや在宅福祉サービスなどの拠点としてさまざまな	障害福祉課
携の強化①	事業を展開し、福祉の向上に大きな役割を担っていることか	介護保険課
	ら、今後も社会福祉協議会への支援に努めるとともに、連携	
	の強化を図ります。	
★民間サービス	障がい者や高齢者がいつでも安心して、適切なサービスを選	障害福祉課
事業者の連携①	択できるよう、民間サービス事業者の連携を図ります。	介護保険課
地域活動支援セ	地域で生活する障がい者に創作的活動・生産活動の機会を	障害福祉課
ンターの設置促	提供し、社会との交流の促進を図るなど、自立した日常生	
進	活、社会生活を営むことができるようサービスを提供する地域	
	活動支援センターの設置を促進します。	
介護給付の充実	日常生活において介護を必要とする障がい者等に療養介	障害福祉課
	護・生活介護などのサービス利用の確保に努めます。	
訓練等給付の充	日常生活、社会生活で訓練を必要とする障がい者等に自立	障害福祉課
実	訓練・就労移行支援・就労継続支援などのサービス利用の確	
	保に努めます。	
社会福祉法人、	障がい者の自立支援サービスの充実と社会福祉法人や民間	障害福祉課
民間団体等との	団体などの協働を推進するため、連携を強化します。	
連携		
ファミリー・サポ	「子育ての援助を受けたい方」と「子育ての援助を行いたい	子育て支援課
ート・センター事	方」の地域での相互援助として組織され、保護者の仕事や病	
業⑤	気などを理由とした、保育所・幼稚園の送迎及び帰宅後の預	
	かりなど行います。	
在宅生活支援事	在宅生活支援事業のうち「ほほえみサービス事業」は、住民	社会福祉協議会
業	サービスの一つとして、家事援助スタッフを有料で派遣し、自	
	立生活の支援を行います。対象は、高齢者、障がい者、一時	
	的な病気・けがや産前産後の方などです。介護保険の認定	
	を受けている方でも利用できます。	

3-3-3 高齢者や障がい者等の就労機会の確保

|取り組みにより目指す姿

○働きたい高齢者や障がい者等の就労機会が増加・多様化し、いきいきと活 躍している。

〈★〉 取り組み内容と各主体が担う役割

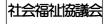
市民

- ◇シルバー人材センターに登録しましょう。
- ◇市や社会福祉協議会の就労相談窓口に相談しましょう。



地 域

○高齢者や障がい者を積極的に雇用しましょう。





|**社会福祉協議会**| ○高齢者や障がい者の就労条件に理解を持つとともに、企業においては 働く環境を整備し、高齢者や障がい者の就労を支援します。



- □シルバー人材センター等において、職種や作業内容の多様化を図ると ともに、個人の技術や能力を高めるため技能訓練を実施する等、高齢 者の就労を支援します。
- □障がい者の就労を支援するために、ライフステージに応じた支援策の 展開、就労支援センター機能の充実、福祉的就労の活性化、関係機関 のネットワーク構築、障がい者のスキルアップなどの支援等を行いま
- □ジョブコーチの派遣等、障がい者の就労を支援する各種手法を検討・ 実施します。
- □「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障がい者の雇用が 求められている規模の企業(法定雇用率が適用される企業)に対し、 適用される雇用率を達成するよう、意識啓発を行います。また、障が い者手帳を所持していないが障がいのある人たちの雇用を働きかけ るとともに、法定雇用率が適用されない規模の企業に対して障がい者 の雇用の意識啓発を行います。

事 業 名	事業内容	所 管 課
★生活保護受給	生活保護受給者等に対して就労に関する様々な指導や助	生活福祉課
者等に対しての	言、情報提供を行います。また、精神的に不安定で、求職活	
就労支援	動を始める前に精神面でのケアが必要と思われる相談者へ	
	の対応を行い、自立を支援します。	
★就労移行支援	障がい者の一般就労への移行を推進するため、就労に必要	障害福祉課
事業•就労継続	な知識や能力の向上を図る場であるとともに、働く場と活動の	
支援事業の充実	機会を提供する就労移行支援・就労継続支援事業を実施の	
	サービス利用の確保に努めます。	
★障害者就労支	障がい者の職業的及び社会的自立の促進を図るため、就労	障害福祉課
援センターの充	支援の総合的窓口として障害者就労支援センターの機能の	
実	充実に努め、就労相談や職場開拓、障害者地域適応支援事	
	業(職場参加・職場実習)など障がい者の適性にあった就労	
	支援を行います。	
障害者就労施設	障害者就労施設等で製作された製品の展示・紹介コーナー	障害福祉課
等で製作された	を市役所等に設置するとともに、民間事業所への市広報紙	
製品の民間への	等を使ったPRや生産品の市役所内での使用を推進するな	
販路拡大	ど、販路拡大を支援します。また、障害者就労訓練施設しら	
	こばとでは、市内障害者施設等と連携を図り、共同受注や生	
	産品の展示・販売などの販路拡大策の検討をすすめます。	
障害者地域適応	障がい者の就労に対する社会適応力を高めるとともに、受入	障害福祉課
支援事業の充実	れ側の意識啓発を図るなど、多様な就労形態を模索する障	
	害者地域適応支援事業(職場参加・職場実習)を実施しま	
	す。	
シルバー人材セ	会員組織活動の強化や受注の拡大、まちづくり・地域づくりと	産業支援課
ンター(再掲)	連携した新しい職種の開拓とそれに向けての技能講習の充	
	実を図ります。	
障害者就労訓練	障がい者の就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を	社会福祉協議会
施設管理·運営	行い、障がい者が地域で働き、自立し、安心して暮らしていけ	
事業	るよう、地域住民との交流を図りながら、生活に関する相談を	
	行います。また、障害者総合支援法に基づく事業所として、	
	「就労移行支援事業」や「就労継続支援事業」を実施します。	

基本目標4

安全で安心して住み続けられる快適なまちをつくりましょう

基本方針4-1 福祉のまちづくりの推進

施策	事業名	所 管 課		
4-1-1	バリアフリーマップの作成	障害福祉課		
1	地域の活動拠点の整備充実	市民活動支援課		
バリアフリーのまちづくり	公園等オープンスペースの整備	公園緑地課		
の促進	公共的建築物のバリアフリー化の推進	建築住宅課		
	★車椅子及び福祉車両の貸出事業	社会福祉協議会		
	福祉有償運送の促進	福祉推進課 障害福祉課		
4.4.0	移動支援事業の充実	障害福祉課		
4-1-2 移動支援の充実	視覚障がい者の移動介護の充実	障害福祉課		
	全身性障がい者・重度知的障がい者の移動介護の充実	障害福祉課		
	歩道整備事業	道路建設課		
	視覚障がい者誘導用ブロックの敷設	道路建設課		
	路線バスの整備促進	都市計画課		

基本方針4-2 災害に強い地域づくりの推進

4.755.7 = 7.2.55.7 - 7.5.55.2			
施 策	事 業 名	所 管 課	
4-2-1 防災意識の高揚と日常から	★防災訓練の実施	危機管理課 市民活動支援課 消防本部	
の取り組みの推進	★災害ボランティアの活用 防災知識の普及啓発	社会福祉協議会 危機管理課	
4-2-2	★見守りネットシステムの検討	社会福祉協議会	
	自主防災組織の育成・強化	危機管理課	
4-2-3	★災害時要援護者避難支援制度の推進③	危機管理課 福祉推進課 障害福祉課 地域包括ケア推進課 子育て支援課	
災害時要援護者支援策の	障がい者災害時支援バンダナの配布 ト地域でススのタカ体制の教徒	障害福祉課	
推進	★地域ぐるみの協力体制の整備 緊急時通報システムの充実①	関係各課 障害福祉課 地域包括ケア推進課 消防本部	
	福祉施設での避難者受入れ体制の確立	関係各課	

基本方針4-3 安全・安心に暮らせる地域づくりの推進

施策	事 業 名	所 管 課
	★更生保護事業の推進	福祉推進課
	★地区青少年指導活動	青少年課
	★地域の防犯活動への支援	市民活動支援課くらし安心課
4-3-1	家庭における安全教育	子育て支援課
地域防犯・交通安全対策の	『子ども110番の家』活動への支援	生涯学習課
強化	交通安全教育	くらし安心課
	交通安全啓発運動	くらし安心課
	放置車両の整理、啓発	くらし安心課
	消費生活相談•啓発	くらし安心課
	交通安全施設の整備	道路総務課
	地域密着型サービスの提供体制整備①(再掲)	介護保険課
	サービス付高齢者向け住宅①	介護保険課
】 4-3-2 地域に住み続けられる住環 境の整備	グループホーム等への支援	障害福祉課
	施設入所支援の充実	障害福祉課
	住宅改善に関する支援制度の充実	障害福祉課
	住宅改善相談・情報提供の充実	障害福祉課
	市営住宅の耐震化及びバリアフリー化	建築住宅課

基本方針4-4 身近な快適環境の推進

施策	事 業 名	所 管 課
4-4-1	「人権の花」運動	人権 • 男女共同参画推進課
身近な環境の保全・美化の	環境美化事業	リサイクルプラザ
推進	資源回収奨励補助金交付事業	リサイクルプラザ

■事業名のマークについて

- ★:地域力を高めるために、「地域で支え合う仕組み(地域福祉ネットワーク)づくり」 と、それを進める事業を重点施策として示しています
- ①~⑤は市民意識調査で特に力を入れて取り組むべき福祉施策の上位5位に対応
- ①: 高齢者が安心して暮らせる在宅福祉施策
- ②: 急病でも対応できるなど医療体制の整備
- ③: 一人暮らしの高齢者や障がい者に対する災害時の支援体制

- 4: 福祉の相談窓口等の整備
- 5: 子育てが安心してできる子育て支援施策

1. 現状から見た課題

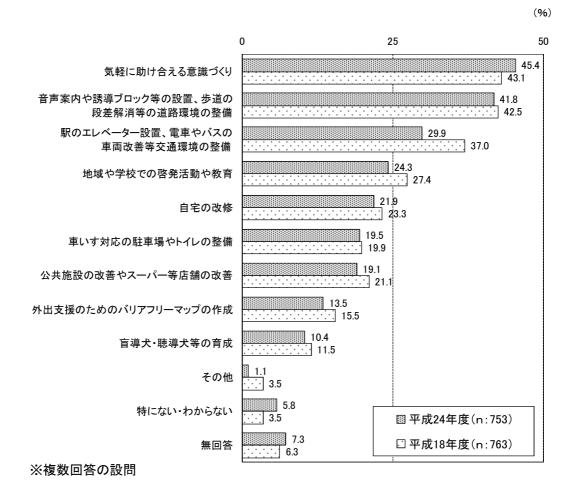


バリアフリー推進には高齢者や障がい者の意見の反映が必要

バリアフリー推進に必要なことを前回の調査結果と比較すると、上位には「気軽に助け合える意識づくり」「音声案内や誘導ブロック等の設置、歩道の段差解消等の道路環境の整備」と同じ結果となっています。ハード面の整備より意識づくりの醸成が上位であることから、福祉のこころの教育が求められています。

また、歩道などの整備等においては、視覚障がい者等の意見を聞くなどして、 障がい者や高齢者の求める整備が必要です。

■図表 34 バリアフリー推進に必要なこと(市民意識調査)【前回との調査結果比較】





防災の地域づくりが求められています

東日本大震災以降、防災の意識が高まっています。自治会においても、避難訓練や高齢者の避難経路の確認などが行われていますが、中にはプライバシー保護を理由とするなど誤解により、高齢者の状況が把握できないところもあります。

さらに、自治会組織がない地域もあることから、自治会と市が協働で災害時の 対応マニュアルの作成等が求められています。

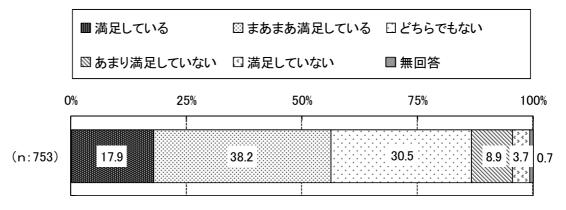


安全で安心して住み続けられる地域づくりの推進

地域との関わり合いの満足度では、「満足している」と「まあまあ満足している」を合計した割合は56.1%となっています。同様に地域福祉の現状において、「13.地域防犯・交通安全への自主的な活動が行われている」や「14.地域ぐるみで、身近な環境(保全・美化)が快適に保たれている」(21ページ:図表12参照)が、「できている」と考える人は4割を超えています。

これらを踏まえて、住み慣れた地域で安心して暮らせるような地域づくりを進める必要があります。

■図表 35 地域との関わり合いの満足度(市民意識調査)



2. 基本方針と施策

基本方針4-1 福祉のまちづくりの推進

高齢者や障がい者、子どもや妊婦等、誰もが安全に快適に暮らすことができるよ う、ユニバーサルデザインの考え方を普及させます。

駅や人の多く集まる場所でのバリアフリー化を進めるとともに、歩きやすく使い やすい施設等の情報をまとめたバリアフリーマップを作成するなど、住民や事業者 と協働してまちづくりを進めます。

4-1-1 バリアフリーのまちづくりの促進

▼取り組みにより目指す姿

○高齢者、障がい者、子育で中の親、その他全ての住民誰もが、使いたいも のを利用できる社会基盤の整備が進められている。

〈●〉 取り組み内容と各主体が担う役割



- ◇バリアフリー、ユニバーサル社会について話し合う機会をつくり理解 を深めましょう。
- ◇埼玉県、越谷市、社会福祉協議会が発信する福祉情報に関心をもつと ともに、福祉学習に参加しましょう。



○公共施設や不特定多数の人が利用する施設の整備・改善に際しては、 「越谷市まちづくり条例」に基づき、誰もが利用しやすい施設づくり に努めましょう。



社会福祉協議会 ○高齢者や障がい者などが暮らしやすい地域づくりについて、話し合う 機会をつくります。



- □「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフ リー新法)」に基づき、誰もが施設等を利用しやすく、また移動しや すいまちづくりを進めます。また、住民や事業者に対しても普及・啓 発に努めます。
- □公共施設や店舗などのバリアフリー情報を掲載した「越谷市バリアフ リーマップ」の広報を行い、住民や事業者に対する普及・啓発を行い ます。

事 業 名	事業内容	所 管 課
バリアフリーマッ	障がい者などが安心してまちに外出し、また行動範囲を拡大	障害福祉課
プの作成	できるよう、障がい者の参画を得て公共的施設などのバリアフ	
	リー状況をまとめたマップ(おでかけマップ、トイレマップ)を作	
	成しており、掲載情報の充実に努めます。	
地域の活動拠点	地域における身近な活動の場として、市民会館をはじめ地区	市民活動支援課
の整備充実	センター・公民館や交流館のバリアフリー化を推進します。	
公園等オープン	市民の憩いの場として、また災害時の避難場所として利用で	公園緑地課
スペースの整備	きるよう、公園・緑地などオープンスペースの整備を計画的に	
	推進します。また、出入り口の段差の解消や多機能トイレの	
	設置など、障がい者、高齢者等に配慮した公園などの整備・	
	改修を推進します。	
公共的建築物の	県条例に基づき、多くの市民が利用する公共的建築物及び	建築住宅課
バリアフリー化の	民間建築物について、障がい者の利用に配慮した施設・設	
推進	備となるよう事業者に対して指導を行い、バリアフリー化を推	
	進します。	



4-1-2 移動支援の充実

■取り組みにより目指す姿

○高齢者、障がい者、子育て中の親、その他全ての住民誰もが、行きたいと ころに移動できる基盤の整備が進められている。

〈●〉 取り組み内容と各主体が担う役割



- ◇公共施設や公共交通機関等を利用した際に、不便なところがあれば情 報提供しましょう。
- ◇外出時など介助が必要な人がいたら、サポートを行いましょう。



○違法・迷惑となる駐車・駐輪をしないようにしましょう。



- |**社会福祉協議会**| ○高齢者、障がい者や子育て中の親など全ての住民が安全・安心して移 動できるよう、意識啓発を推進します。
 - ○外出困難な人を介護する家族などに対し、リフト付ワゴン車を貸し出 すなど、通院・買い物等の支援を進めます。



- □誰もが安全に通行できる歩道を新たに整備するとともに既存の歩道 の広幅員化や段差の解消を進めます。また、放置自転車や看板の不法 な路上占有がなくなるよう普及・啓発を進めます。
- □駅周辺や公共施設周辺の歩道や都市計画道路の整備において、視覚障 がい者誘導用ブロックの敷設を進めます。
- □地域生活支援事業として、障がい者を対象に行う移動支援事業やガイ ドヘルパー派遣事業などをサービス提供事業者等と連携して充実し

事 業 名	事業内容	所 管 課
★車椅子及び福	外出困難な方や介護する家族などに対し、車椅子やスロー	社会福祉協議会
祉車両の貸出事	プ付ワゴン車を貸し出し、通院・買い物等の社会参加を支援	
業	します。	
福祉有償運送の	NPO法人等が実施する福祉有償運送を促進するため、埼葛	福祉推進課
促進	南地区福祉有償運送市町共同運営協議会において必要事	障害福祉課
	項を協議するとともに、指導・助言を行います。	
移動支援事業の	屋外での移動が困難な障がい者に対し、社会生活上必要不	障害福祉課
充実	可欠な外出や余暇活動の社会参加のための外出を支援する	
	ため、移動支援事業を充実します。	
視覚障がい者の	視覚障がい者の社会参加などのための外出を支援するた	障害福祉課
移動介護の充実	め、障害福祉サービスである同行援護の充実を図ります。ま	
	た、同行援護を補完するため、ガイドヘルパー派遣事業を実	
	施します。	
全身性障がい	介護が必要な重度身体障がい者・知的障がい者の外出を支	障害福祉課
者·重度知的障	援するため、ホームヘルプサービスや移動支援事業との調整	
がい者の移動介	を図りながら、全身性障がい者及び重度知的障がい者の介	
護の充実	護人派遣事業を実施します。	
步道整備事業	安全で快適な歩行空間の形成を図るため、広幅員道路にお	道路建設課
	ける歩車道分離を行うとともに、高齢者や障がい者に配慮し	
	たバリアフリー化を図ります。	
視覚障がい者誘	視覚障がい者の歩行の安全を確保するため、駅周辺や公共	道路建設課
導用ブロックの敷	施設周辺の歩道や都市計画道路の整備において、視覚障が	
設	い者誘導用ブロックの敷設を計画的に推進します。	
路線バスの整備	市民、バス事業者、市が連携し、日常生活に欠かせない移動	都市計画課
促進	手段であるバス路線の維持・充実に努めるとともに、利用促進	
	を図るため案内マップなどを作成します。また、すべての路線	
	バス利用者の移動円滑化の実現のためノンステップバスの導	
	入に際し、バス事業者に対し購入費用の一部を助成します。	

基本方針4-2 災害に強い地域づくりの推進

大きな災害の発生に備え、地域で助け合いながら高齢者や障がい者などが安全に 避難できるような地域の防災ネットワークづくりを進めます。

4-2-1 防災意識の高揚と日常からの取り組みの推進

■取り組みにより目指す姿

○誰もが平常時から防災意識をもち、災害時には正しい行動を取ることがで きる。

〈●〉 取り組み内容と各主体が担う役割

市民

◇家庭で災害時の対応についての話し合いをしましょう。



◇日ごろから災害時の危険箇所、避難場所を確認しましょう。



○災害時要援護者の支援に協力します。



|**社会福祉協議会**| ○自治会、消防団、民生委員・児童委員、地域住民などによる連携の強 化、災害時における災害ボランティアセンターの取り組み等の啓発を 推進します。



- □災害時に一人ひとりが適切に判断して行動できるよう、講演会やリー フレットの配布などにより、防災知識の普及・啓発を行います。
- □非常持ち出し品の準備等、災害に対する備えや防災訓練への参加を促 し、市民の防災への意識高揚を図ります。
- □災害時のボランティアの活用について検討を進めます。

事 業 名	事業内容	所 管 課
★防災訓練の実	地震災害発生時に迅速かつ適切な行動をとるためには、日	危機管理課
施	頃からの訓練が必要であり、実際的な想定に基づく防災訓練	市民活動支援課
	を市民、地域、防災関係機関との連携・協力により実施しま	消防本部
	す。また、「外国人のための防災教室」を開催し、外国人市民	
	の防災意識を高めます。	
★災害ボランティ	復興支援ボランティア活動(ボランティアバス)等の実施によ	社会福祉協議会
アの活用	り、ボランティア活動への理解と関心を高めるとともに、災害	
	時におけるボランティアリーダーとしての活動につながるよう、	
	登録ボランティア指導者の育成・活用を図ります。	
防災知識の普及	災害発生時に適切に判断し行動できるよう、防災マップなど	危機管理課
啓発	の防災に関する資料配布、地域における講演会等の開催な	
	ど、防災知識の普及啓発を図ります。	





4-2-2 地域防災活動の推進

■取り組みにより目指す姿

○災害時を想定した自主的な行動が行われている。

◇ 取り組み内容と各主体が担う役割

市民

◇地域の防災に関する活動に参加しましょう。



地 域

○地域が行う自主防災活動に参加しましょう。



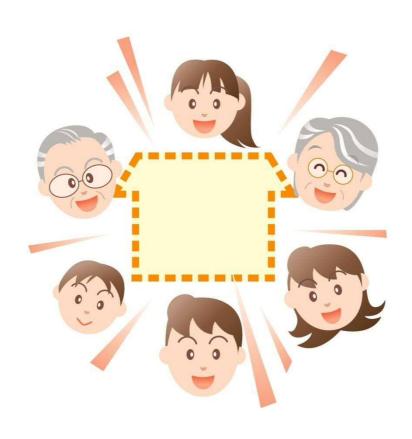
社会福祉協議会 ○地域が行う自主防災活動を支援します。





- □民生委員・児童委員や自主防災組織との連携等、身近な地域での声か け運動や、社会福祉協議会で取り組んでいる福祉推進員制度との連携 を含め、地域ぐるみで見守りネットワークシステムづくりについて検 討します。
- □「自分たちの地域は自分たちで守る」との観点から、自主防災組織の 設立促進や備蓄資器材の購入、防災訓練の実施にあたっての支援を行 います。
- □市内の避難所・避難場所などの防災に関する情報を網羅した「越谷市 防災マップ」を活用し、普及・啓発を行います。
- □平常時には研修や憩いの場として、災害時には防災活動の基地あるい は避難所となる防災拠点を整備します。

事業名	事業内容	所 管 課
★見守りネットシ	緊急時や災害時に障がい者等の安全を図るため、プライバ	社会福祉協議会
ステムの検討	シー問題については十分に配慮しつつ、身近な地域での声	
	かけ運動や見守りネットシステムの形成など、地域住民や民	
	生委員・児童委員、ボランティア等による支援を含めた社会	
	福祉協議会による見守り活動について検討します。	
自主防災組織の	災害に備え自分たちの地域は自分たちで守るという意識を基	危機管理課
育成•強化	盤に、自主防災組織の整備を促進するとともに、活動を支援	
	します。	



4-2-3 災害時要援護者支援策の推進

■取り組みにより目指す姿

○災害時要援護者の避難誘導等が地域の支援で行われている。

※ 取り組み内容と各主体が担う役割

市民



◇災害時には、隣近所の住人の安否確認をし、必要に応じて適切な機関 に知らせましょう。

地 域

- ○支援が必要な人は、災害時要援護者避難支援制度に登録しましょう。
- ○個人情報保護について理解を深め、情報の提供に協力しましょう。



社会福祉協議会 ○支援が必要な人に対して、災害時要援護者避難支援制度への登録を推 進します。



- □災害時要援護者避難支援制度へ登録申請のあった方の情報を市や自 治会などの関係者が共有し、災害時に適切な対応ができるようにしま す。
- □災害時要援護者と地域の支援者とのコミュニティを高めます。

事 業 名	事業内容	所 管 課
★災害時要援護	災害から自らを守るための対処が困難など支援を必要とする	危機管理課
者避難支援制度	方を登録し、いざというときに地域での避難支援活動が展開	福祉推進課
の推進③	できるよう、災害時要援護者避難支援制度を推進します。	障害福祉課
		地域包括ケア推進課
		子育て支援課
障がい者災害時	災害時に障がい者が使用することにより、避難するための支	障害福祉課
支援バンダナの	援や避難してからの支援を受けやすくすることを目的として、	
配布	「障がい者災害時支援バンダナ」を作製・配布します。	
★地域ぐるみの	災害時に支援を要する方の把握を促進するとともに、自主防	関係各課
協力体制の整備	災組織、自治会、コミュニティ推進協議会、民生委員・児童委	
	員などの連携を図り、地域ぐるみの協力体制づくりを推進しま	
	す。	
緊急時通報シス	音声による意志疎通が困難な聴覚・言語機能障がい者の方	障害福祉課
テムの充実①	が、消防署へ緊急通報できるNet119・FAX119通報システ	地域包括ケア推進課
	ムの周知を図るとともに、制度の充実に努めます。また、発作	消防本部
	症状を伴う疾患があるひとり暮しの高齢者等が対象の緊急通	
	報システムにより緊急時の対応を図ります。	
福祉施設での避	災害発生時に近隣の災害時要援護者をはじめとした被災者	関係各課
難者受入れ体制	の避難施設となるように社会福祉施設の活用を推進します。	
の確立		

基本方針4-3 安全・安心に暮らせる地域づくりの推進

犯罪や交通事故を防止するため、地域活動団体の育成や支援を行い、自主的な活 動が行われるように努めます。

また、警察や関係団体と連携した啓発活動を実施し、防犯・安全意識の高揚を図 ります。

4-3-1 地域防犯・交通安全対策の強化

<u> ■取り組みにより目指す姿</u>

〇住民による地域防犯・交通安全への自主的な活動が行われている。

〈●〉 取り組み内容と各主体が担う役割

市民



- ◇家庭で防犯や交通安全について話し合い、自分で身を守る意識を高め ましょう。
- ◇地域で行われる防犯等に関する活動に参加しましょう。

地 域

○地域住民、自治会、関係団体、学校などが連携した防犯パトロール活 動の実施や、見守り、声かけ運動など地域で支え合う防犯活動を推進 しましょう。



- 社会福祉協議会 ○地域において悪徳商法等による消費生活問題の被害を未然に防ぐな ど、福祉推進員などの問題意識を持った住民の育成に努めます。
 - ○「ふれあいサロン」等を通じ、防犯情報の提供を行います。



- □街頭キャンペーンの実施や講演会の開催などの啓発活動と併せて不 審者情報の提供を行い、防犯意識の高揚を図ります。また、防犯用品 の貸し出しなど、地域での自主的な防犯活動が推進されるよう支援し ます。
- □PTAを中心に活動している「子ども110番の家」事業、自治会や PTAが行う地域防犯パトロール活動、地域青少年指導員が中心の青 少年非行防止パトロール等の活動と連携し、地域の防犯・交通安全を 地域全体で進めます。
- □交通安全教室や各種啓発活動等を実施し、交通ルールの順守と交通マ ナーの向上を図ります。
- □駅周辺の放置自転車や放置自動車等の放置車両を撤去し、歩行者の安 全と円滑な通行の確保に取り組みます。

事業名	事業内容	所 管 課
★更生保護事業	犯罪や非行のない安全で住みやすい地域社会を構築するた	福祉推進課
の推進	め、越谷地区保護司会、更生保護女性会等と連携し、「社会	
	を明るくする運動」を開催するなど、地域における犯罪の予	
	防・啓発活動を実施し、更生保護事業を推進します。	
★地区青少年指	地域の青少年指導員を中心に青少年非行防止パトロール等	青少年課
導活動	を実施します。	
★地域の防犯活	自治会やPTAが行う地域防犯パトロール活動などを支援しま	市民活動支援課
動への支援	す。	くらし安心課
家庭における安	家庭内での児童のケガや事故を防止するための啓発活動や	子育て支援課
全教育	学級・講座等での取り組みを図ります。	
『子ども110番の	PTAを中心に活動している「子ども110番の家」事業を支援	生涯学習課
家』活動への支	します。	
援		
交通安全教育	幼稚園・小学校・保護者・高齢者等を対象に交通安全教室を	くらし安心課
	実施します。	
交通安全啓発運	各種交通安全運動・老人福祉施設・児童福祉施設・街頭駅	くらし安心課
動	頭による活動を実施します。	
放置車両の整	駅周辺にある放置自転車や放置自動車を撤去するとともに	くらし安心課
理、啓発	迷惑行為の啓発に取り組みます。	
消費生活相談・	消費生活センターによる消費者被害の救済や、高齢者や障	くらし安心課
啓発	がい者をはじめ市民が被害にあわないよう、講演会や出張講	
	座などの啓発活動を実施します。	
交通安全施設の	地域や関係機関との連携を図りながら、道路照明灯や道路	道路総務課
整備	反射鏡等を設置します。	



4-3-2 地域に住み続けられる住環境の整備

■取り組みにより目指す姿

○高齢者、障がい者、その他全ての住民の誰もが、住み慣れた地域に安心し て暮らし続けることができる。

◇◆◇ 取り組み内容と各主体が担う役割

市民

◇一人暮らし高齢者や高齢者のみの夫婦世帯、障がい者の方が安全で安 心して暮らすことができる住居について相談しましょう。



○高齢者や障がい者の方が共同で生活する形態について話し合う機会 をつくり理解を深めましょう。



社会福祉協議会 ○NPOやボランティア、自治会等の地域団体や組織との連携を通じ て、地域のサービスニーズと既存のサービスの間隙を埋める、新しい サービスのコーディネートに努めます。

行 政



□高齢者や障がい者等の安全や利便性に配慮した市営住宅や、グループ ホームを整備します。

事 業 名	事業内容	所 管 課
地域密着型サー	認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護など、	介護保険課
ビスの提供体制	地域特性に応じたきめ細かい地域密着型サービス提供体制	
整備① (再掲)	を計画的に整備し、認知症高齢者を適切に支援します。	
サービス付高齢	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ夫婦世帯の増加を踏まえ、	介護保険課
者向け住宅①	バリアフリー構造等を有し、介護・医療を連携して、高齢者を	
	支援するサービスを提供する住宅の基盤整備を図ります。	
グループホーム	地域における障がい者の生活の場を確保するため、グルー	障害福祉課
等への支援	プホーム等の整備を推進し、助成等による支援を行います。	
	また、そこでの暮らしを体験する機会を提供します。	
施設入所支援の	施設入所支援サービス提供事業者が短期入所など地域生	障害福祉課
充実	活を支えるサービス拠点としての機能を充実し、入居者の地	
	域生活への移行に向けた取り組みを行うことを支援します。	
住宅改善に関す	重度身体障がい者の居宅改善整備について制度の周知に	障害福祉課
る支援制度の充	努めるとともに、制度の充実を図ります。	
実		
住宅改善相談・	埼玉県総合リハビリテーションセンターなど関係機関との連携	障害福祉課
情報提供の充実	を強化し、住宅改善についての相談を充実します。	
市営住宅の耐震	市営住宅等長寿命化計画に基づき、既設市営住宅につい	建築住宅課
化及びバリアフリ	て、耐震化及び入居者の状況を考慮し、手すりの設置や段	
一化	差の解消などバリアフリー化を推進します。	

基本方針4-4 身近な快適環境の推進

お互いが健やかに暮らせる地域づくりの一環として、地域のごみ拾い等の美化活 動や草花の植え付け等、より快適な地域環境形成を推進することにより、一人ひと りの生きがいづくりや地域コミュニティの醸成を図ります。

4-4-1 身近な環境の保全・美化の推進

<u>■取り組みにより目指す姿</u>

○地域ぐるみで、身近な環境をより快適に保つ。

〈★〉 取り組み内容と各主体が担う役割

市民

◇普段の生活の中で、ごみの量を減らしたりして、自然や環境に目を向 けていきましょう。



○地域の清掃や河川清掃などの環境保全や道路や公園の清掃などの環 境美化に向けての活動を推進しましょう。

|**社会福祉協議会**| ○環境保全や環境美化についての意識啓発を推進します。



行 政



□地域の清掃活動や資源回収、草花の植え付け等の活動を通じ、コミュ ニティ形成を促進します。

事 業 名	事業内容	所 管 課
「人権の花」運動	小学校児童を対象として、草花等の栽培を通して相手の立	人権·男女共同
	場を尊重し、協力、感謝、思いやりの心を育みます。	参画推進課
環境美化事業	地域の快適な生活環境を確保し、清潔できれいなまちづくり	リサイクルプラザ
	を図ります。	
資源回収奨励補	ごみの減量化による処理経費の節減及び資源の有効利用に	リサイクルプラザ
助金交付事業	対する市民意識の高揚を図り、併せて地域コミュニティづくり	
	を促進します。	



基本目標5

市民・事業者・行政の協働により地域福祉を推進しましょう

基本方針5-1 住民参加を基本とした具体的な実践の推進

施策	事業名	所 管 課		
5-1-1	★地域福祉講座の開催(再掲)	福祉推進課		
計画の進行管理	地域福祉専門分科会による進行管理	福祉推進課		
	★地域福祉ネットワークの推進①③④⑤(再掲)	福祉推進課 地域包括ケア推進課 社会福祉協議会		
5-1-2	★地域包括支援ネットワークの充実①(再掲)	地域包括ケア推進課		
カリー と 地域で支え合う仕組みづく りの推進	★災害時要援護者避難支援制度の推進③ (再掲)	危機管理課 福祉推進課 障害福祉課 地域包括ケア推進課 子育て支援課		
	★地域ぐるみの協力体制の整備(再掲)	関係各課		

■事業名のマークについて

- ★:地域力を高めるために、「地域で支え合う仕組み(地域福祉ネットワーク)づくり」 と、それを進める事業を重点施策として示しています
- ①~⑤は市民意識調査で特に力を入れて取り組むべき福祉施策の上位5位に対応
- 1: 高齢者が安心して暮らせる在宅福祉施策
- ②: 急病でも対応できるなど医療体制の整備
- ③: 一人暮らしの高齢者や障がい者に対する災害時の支援体制
- ④: 福祉の相談窓口等の整備
- ⑤: 子育てが安心してできる子育て支援施策

1. 現状から見た課題

地域の課題については、地域と行政との協働による解決が必要です

市民と行政との役割分担(20ページ:図表 11 参照)では、「1.地域の問題や課題を明らかにする」「2.地域で解決すべき課題の優先順位を考える」「4.必要な施策を検討し実施する」「5.施策の成果を評価する」については、「共に考える」が多くあげられています。

一方、「3.予算を検討し、決定する」については、「主に行政が考える」があげられています。このようなことから地域の課題の解決は、地域と行政の協働により進めていく必要があります。

様々な地域課題を解決していくためには、地域で支え合う仕組みが必要です

市民・団体意識調査の結果から、少子高齢社会への対応や近所付き合いの希薄 化など、様々な地域課題があげられています。これらの課題を解決していくため には、地域で活動する団体と既存のネットワークが相互に連携を強化し、地域で 支え合う仕組みを推進していく必要があります。

2. 基本方針と施策

基本方針5-1 住民参加を基本とした具体的な実践の推進

地域福祉の推進を共通課題として捉え、市民、事業者、社会福祉協議会、行政の 各主体が互いの役割について共通認識をもち、連携・協働により、住民参加を基本 とした具体的な実践を推進していきます。

また、越谷市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において、計画に係る事業の進 捗状況を把握し、計画全体の進行管理を進めます。

さらに、地域で活動する団体と既存のネットワークとが相互につながりをもち、 連携を強化し、互いが協力し合うことで活動がより活発に行われるよう地域で支え 合う仕組みを推進します。

5-1-1 計画の進行管理

〈★〉 取り組み内容と各主体が担う役割



◇地域福祉について理解を深めましょう。



- ○地域福祉について理解を深め、参加しやすい地域活動を実践しましょ
- ○日頃から地域の人と交流を深め、地域活動に参加しやすい環境づくり をしましょう。



社会福祉協議会 ○社会福祉協議会の活動状況や地域福祉に関する活動機会、連携の場な どの情報を提供します。



- □計画に係る事業の進捗状況や地域のニーズの把握に努めるとともに、 改善すべき課題や施策の見直しなどの調査・研究に努めます。
- □地域福祉についての理解を深め、積極的に地域福祉活動へ参加してもら うため、地域福祉講座を開催し、地域福祉の現状や課題の把握に努めま す。

事 業 名	事業内容	所 管 課
★地域福祉講座	地域福祉についての理解を深め、積極的に地域福祉活動へ	福祉推進課
の開催(再掲)	参加いただくため、地域福祉の現状や課題を把握する講座	
	を開催し、地域福祉計画を推進します。	
地域福祉専門分	地域福祉専門分科会を開催し、計画に係る事業の進捗状	福祉推進課
科会による進行	況や取り組みの成果、改善すべき課題などについて報告	
管理	し、市民の視点から必要な推進策の提案などについて協	
	議をいただき、計画全体の進行管理を進めます。	





5-1-2 地域で支え合う仕組みづくりの推進

取り組み内容と各主体が担う役割

市民

◇地域福祉について理解を深めましょう。

地 域



○身近な地域の課題の発見と解決に向け、見守りや声かけ、相談などさ まざまな地域の福祉活動に取り組みましょう。



社会福祉協議会 ○地域の諸団体と連携し、地域における福祉活動をより活発化していく ために必要なサービスを提供するとともに、地域住民が活動しやすい 環境づくりを進めます。



- □地域で福祉活動をする団体や地域福祉ネットワークへの参加を促進 するとともに、取り組みがさらに進むよう相互の連携を強化し、地域 における支え合いを推進します。
- □地域の諸団体と連携し、地域における福祉活動をより活発化していく ために必要なサービスを提供するとともに、地域住民が活動しやすい 環境づくりを進めます。

事 業 名	事業内容	所 管 課
★地域福祉ネット	地域における様々な生活課題を解決していくため、自治会、	福祉推進課
ワークの推進①	コミュニティ推進協議会、民生委員・児童委員、ボランティア	地域包括ケア推進課
345(再掲)	団体、NPO法人などの協働により、地域福祉ネットワークを	社会福祉協議会
	推進し、多様な地域福祉のニーズに対応できる体制づくりを	
	進めます。	
★地域包括支援	高齢者や障がい者など支援を必要とする方が安心して暮らし	地域包括ケア推進課
ネットワークの充	続けることができるよう、地域包括支援センターを拠点に地域	
実 ①(再掲)	全体で見守りや助け合いをしていくネットワークを進めていき	
	ます。	
★災害時要援護	災害から自らを守るための対処が困難など支援を必要とする	危機管理課
者避難支援制度	方を登録し、いざというときに地域での避難支援活動が展開	福祉推進課
の推進③(再掲)	できるよう、災害時要援護者避難支援制度を推進します。	障害福祉課
		地域包括ケア推進課
		子育て支援課
★地域ぐるみの	災害時に支援を要する方の把握を促進するとともに、自主防	関係各課
協力体制の整備	災組織、自治会、コミュニティ推進協議会、民生委員・児童委	
(再掲)	員などの連携を図り、地域ぐるみの協力体制づくりを推進しま	
	す。	

コラム5 保護司会・更生保護女性会による更生保護活動

保護司会及び更生保護女性会では、犯罪や非行のない明るい社会を実現する ため、地域の関係機関・団体等と連携し、犯罪や非行の予防・啓発、罪を犯 した人の立ち直りを支える更生保護活動を進めています。

第5章

計画を推進するために

第**5**章

章 計画を推進するために

1. 推進体制

(1) 市民主体による地域課題の解決力強化

支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、 支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成することが求め られています。市民主体による地域課題の解決力を強化できるよう、地域住民・ 団体等による市民参加の場の提供や活動しやすい仕組みづくりを進めていきます。

(2) 社会福祉協議会との連携の強化

社会福祉協議会は、地域福祉の中心的役割を担っており、地域福祉の向上を目的とする事業の企画や実施、他団体への助成などを通じて、地域福祉の推進に大きく貢献しています。

社会福祉協議会が進める、住みよい地域づくりを行っていくための具体的な行動目標を定めた地域福祉活動計画は、地域福祉計画の共助の部分を補完するものであることから、その役割が期待されます。

このため、両計画が相互に補完・補強しながら取り組みを図り、社会福祉協議会との連携を強化し、地域福祉を推進していきます。

(3) 市内大学との連携体制の強化

本市には、保健・医療・福祉の専門的知識と技術を学ぶことができる埼玉県立 大学と文教大学があります。

本市とこれらの大学とは、協働のまちづくりを推進するとともに、地域社会の 発展に寄与することを目的とした包括協定を締結しています。

埼玉県立大学と文教大学は、地域福祉を推進する上での重要なパートナーであり、これまでと同様に、今後も連携体制の強化を図っていきます。

(4) 越谷市社会福祉審議会地域福祉専門分科会(本計画策定時は越谷市地域福祉推進協議会)

社会福祉審議会は、社会福祉に関する事項を調査・審議するための附属機関です。 調査・審議内容が社会福祉という広範な分野に関わることから、複数の分科会や 部会で構成され、各分科会等において、調査・審議が執り行われます。

地域福祉専門分科会では、地域福祉の取り組みに関する情報を共有するとともに、計画に係る事業の進捗状況の把握・課題やニーズの提示、必要な支援策の提案等、地域福祉に関する事項を調査・審議しています。

(5) 庁内関係各課の連携

地域福祉の施策の推進にあたっては、高齢、障がい、児童等といった福祉の分野にとどまらず、地域での生活を支援していくため、安全・安心、健康づくりを含めた幅広い分野から福祉を捉え、地域福祉の視点に立った取り組みを進めていけるよう、庁内の関係各課が連絡・調整を十分に図り、施策の推進に努めます。

2. 進行管理と評価

本計画を実践し、地域福祉を推進していくため、関係各課及び社会福祉協議会は、計画の第4章「基本目標に向けた取り組み」に掲げている事業の進捗状況を 毎年度把握し、越谷市社会福祉審議会地域福祉専門分科会へ報告します。

社会福祉事業従事者・学識経験者等で構成された越谷市社会福祉審議会地域福祉専門分科会は、市及び社会福祉協議会からの事業の進捗状況の報告を踏まえ、計画全体の進捗状況を把握していくとともに、進行管理を含む評価をしていきます。

また、本計画を「計画 Plan」とし、毎年、「実施 Do」「点検・評価 Check」「見直 Laction」を繰り返す、PDCA サイクルによる進行管理を実施するとともに、取組状況を点検評価し、改善や見直しに活用します。

計画の進行管理や評価の状況については、ホームページ等を通じて、市民に周知・公表します。

なお、今後も社会状況及び様々な福祉制度の変化などを踏まえ、必要に応じて 計画の修正・見直しをしていきます。

資料編

1. 越谷市地域福祉推進協議会設置要領

平成20年10月30日 市 長 決 裁

(設置)

- 第1条 越谷市地域福祉計画(以下「計画」という。)を市民及び各団体と協働して推進するため、越谷市地域福祉推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。 (所掌事項)
- 第2条 推進協議会は、計画の推進に必要な事項の協議、計画に係る事業の進捗把握、評価その他計画の推進に関することを所掌する。

(組織)

- 第3条 推進協議会は、委員25人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者の中から市長が依頼する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 社会福祉関係者
 - (3) 地域活動団体等関係者
 - (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は依頼の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)
- 第5条 推進協議会に会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、推進協議会を代表し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 推進協議会の会議は、必要に応じて市長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、推進協議会の委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(部会)

- 第7条 推進協議会に部会を置くことができる。
- 2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 推進協議会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか推進協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この要領は、平成20年10月30日から施行する。

越谷市地域福祉推進協議会委員構成

(敬称略)

No	区分	委員	役職名	備考
1	学識経験者	朝日 雅也	埼玉県立大学保健医療福祉学部 社会福祉学科教授	副会長
2	学識経験者	森 恭子	文教大学人間科学部准教授	会長
3	社会福祉関係者	佐藤博	越谷市民生委員・児童委員協議会会長	
4	社会福祉関係者	桑原 宏之	越谷市社会福祉協議会企画管理課長	
5	社会福祉関係者	平野 きよ	越谷市身体障害者福祉会事務局長	
6	社会福祉関係者	小柳 敬	越谷市精神障害者を守る会(やまびこ家 族会)会長	
7	社会福祉関係者	高野 淑恵	越谷市手をつなぐ育成会会長	
8	社会福祉関係者	松本 實	社会福祉法人相模会の~びる保育園	
9	社会福祉関係者	和田 道哉	越谷市ボランティア連絡会顧問	
10	社会福祉関係者	中本 美智子	NPO 法人 子育てサポーター・チャオ 理事	
11	社会福祉関係者	日吉 孝子	NPO 法人 障害者の職場参加をすすめる会	
12	地域団体等	原田 惣佐	越谷市自治会連合会会長	
13	地域団体等	河原 常美	越谷市コミュニティ推進協議会会長	
14	地域団体等	荻原 章子	越谷市商工会女性部副支部長	
15	地域団体等	五十嵐 平八	越谷市消費生活センター運営委員会会長	
16	地域団体等	林智之	越谷市 PTA 連合会常任理事	
17	その他	永山 毅	蒲生地区センター所長	
18	その他	小池 広彦	出羽地区センター所長	
19	その他	渋谷 博之	地域包括総合支援センター副主幹	

(平成 24 年 11 月 1 日現在)



2. 地域福祉推進協議会のこれまでの取り組み

年度	内 容
20 年度	越谷市地域福祉推進協議会の設置
	(1)地域福祉推進協議会の開催(2回)
	・地域福祉計画の推進方法について
	(2)地域福祉講座の開催
	テーマ:「地域の支え合い活動とは」
	内容:活動紹介「桜井地区高齢者を支援する会」「子育てサロン」
	講演「今後の地域の支え合いについて」
21 年度	(1)地域福祉推進協議会の開催(3回)
	・桜井地区内団体のヒアリング調査の実施決定
	・地域福祉協議会作業部会の設置
	・計画の進捗状況把握
	(2)作業部会の開催(5回)
	・文教大学生の協力による団体ヒアリング調査の実施
	(3)地域福祉講座の開催
	テーマ:「越谷市の地域福祉の現状と課題」
	〜桜井地区団体ヒアリング調査から〜
	内 容:文教大学生によるヒアリング調査の報告
	事例発表と講演
22 年度	(1)地域福祉推進協議会の開催(3回)
	・「市民が提案するプロジェクト」の市内団体等のヒアリング調査の実
	施決定
	・地域福祉協議会作業部会の設置
	・計画の進捗状況把握
	(2)作業部会の開催(5回)
	・文教大学、県立大学の学生の協力による団体ヒアリング調査の実施
	(3)地域福祉講座の開催
	テーマ:「越谷市の地域福祉の現状と課題」
	~市内団体ヒアリング調査から~
	内 容:文教大学、県立大学の学生によるヒアリング調査の報告
	ヒアリングのまとめ

23 年度	(1)地域福祉推進協議会の開催(3回)
	「災害」をテーマとしたヒアリング調査の実施決定
	・地域福祉協議会作業部会の設置
	・計画の進捗状況把握
	(2)作業部会の開催(5回)
	・文教大学、県立大学の学生の協力による団体ヒアリング調査の実施
	(3)地域福祉講座の開催
	テーマ:「東日本大震災に学ぶ」~あの時、越谷で起こったこと~
	内 容:文教大学、県立大学の学生によるヒアリング調査の報告
	講演「東日本大震災発生後の状況、対応について」
	「東日本大震災と社会福祉協議会の活動」
	「災害ボランティア活動に参加して ~市民として災害
	に備える取組とは~」
	ヒアリングのまとめと全体討議
24 年度	(1)地域福祉推進協議会の開催(4回)
	・現行計画の評価
	・第2次地域福祉計画素案の検討
	(2)地域福祉講座(シンポジウム)の開催
	テーマ:「地域で支える仕組みづくり つながり きずな」
	~越谷市地域福祉計画に向けて~
	内 容:第1部 パネルディスカッション
	第2部グループ討議
25 年度	(1)地域福祉推進協議会の開催(1回)
	・第2次地域福祉計画(概要)について
26 年度	(1)地域福祉推進協議会の開催(1回)
	・計画の進捗状況把握
	・地域福祉ネットワーク推進モデル事業の取組みについて

3. 越谷市地域福祉計画検討委員会設置要領

平成24年5月18日 市 長 決 裁

(設置)

第1条 第2次越谷市地域福祉計画の策定のため、越谷市地域福祉計画検討委員会 (以下「検討委員会」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 2 委員長は、検討委員会を代表し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(所掌事項)

- 第3条 検討委員会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 地域福祉を推進するための諸施策の検討に関すること。
 - (2) その他地域福祉の推進に関し必要なこと。

(会議)

- 第4条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会の委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(設置期間)

第5条 検討委員会の設置期間は、設置の日から第2次越谷市地域福祉計画の案を策定する日までとする。

(作業部会)

- 第6条 検討委員会に計画原案の調査研究を行うため、作業部会を設置する。
- 2 作業部会の部会員は、別表第2に掲げる関係課所の副課長(副主幹)職及び係長 (主査)職にある者をもって充てる。
- 3 作業部会にリーダー及びサブリーダーを置き、リーダーは社会福祉課長、サブリーダーは、社会福祉課保護担当副主幹の職にある者をもって充てる。
- 4 リーダーは、作業部会を代表し、会議の議長となる。
- 5 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 リーダーは、必要があると認めるときは、作業部会委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 検討委員会及び作業部会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。 (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか検討委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

この要領は、平成24年5月18日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

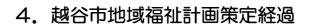
越谷市地域福祉計画検討委員会構成員名簿

役職	所属・職名			
委員長	福祉部長			
副委員長	福祉部副部長 (兼) 高齢介護課長 地域包括総合支援センター長			
委 員	企画部長			
委 員	子ども家庭部長			
委 員	企画部企画課長			
委 員	協働安全部参事(兼)市民活動支援課長			
委 員	協働安全部危機管理課長			
委 員	福祉部副参事(兼)社会福祉課長			
委 員	福祉部障害福祉課長			
委 員	福祉部国民健康保険課長			
委 員	子ども家庭部副部長(兼)子育て支援課長			
委 員	子ども家庭部保育課長			
委 員	保健医療部副参事(兼)市民健康課長			
委 員	環境経済部副参事(兼)産業支援課長			
委 員	教育総務部副参事(兼)生涯学習課長			
委員	学校教育部指導課長			

別表第2 (第6条関係)

越谷市地域福祉計画検討委員会作業部会構成員名簿

役職	所属・職名
リーダー	福祉部副参事(兼)社会福祉課長
サブリーダー	福祉部社会福祉課保護担当副主幹
サブリーダー	福祉部社会福祉課保護担当副主幹
部会員	企画部企画課企画担当副主幹
部会員	協働安全部市民活動支援課協働推進担当主査
部会員	協働安全部危機管理課危機管理担当副主幹
部会員	福祉部高齢介護課給付担当主査
部会員	福祉部高齢介護課長寿政策担当副主査
部会員	福祉部障害福祉課副主幹(兼) 障害福祉推進係係長
部会員	福祉部障害福祉課自立支援担当副主幹
部会員	福祉部国民健康保険課副主幹(兼)給付係係長
部会員	子ども家庭部子育て支援課副主幹(兼)少子政策係係長
部会員	子ども家庭部保育課副課長(兼)管理係係長
部会員	保健医療部市民健康課成人保健担当主査
部会員	環境経済部産業支援課商工観光担当主査
部会員	教育総務部生涯学習課生涯学習担当主査
部会員	学校教育部指導課生徒指導担当主査



年 月 日	内 容
平成24年	第1回 地域福祉推進協議会
5月28日	・第1次地域福祉計画の評価について
	第1回 検討委員会
2 1 22 1	・地域福祉計画策定の基本方針について
6月26日	・第1次地域福祉計画の評価について
	・地域福祉に関するアンケート調査について
6月18日~ 7月 9日	越谷市の地域福祉に関するアンケート調査実施
	第1回 作業部会
	・地域福祉計画策定の基本方針について
7月 9日	・地域福祉に関するアンケート調査
	・計画書の構成(案)について
	第2回 地域福祉推進協議会
8月 22日	・地域福祉に関するアンケート調査報告について
	・地域福祉講座(シンポジウム)について(案)
	第2回 作業部会
8月28日	・地域福祉に関するアンケート調査報告について
	・第2次越谷市地域福祉計画の素案について
0 8 05 8	第3回 作業部会
9月25日	・第2次越谷市地域福祉計画の素案について
10 8 2 8	第3回 地域福祉推進協議会
10月 3日	・第2次越谷市地域福祉計画素案について
10月 5日	第4回 作業部会
10Д 5 ц	・第2次越谷市地域福祉計画の素案について
10月25日	第2回 検討委員会
10/1 20 Д	・第2次越谷市地域福祉計画の素案について
11月 6日	平成24年度地域福祉講座(シンポジウム)の開催
11月15日~	パー・カーフント (辛日八貴) の事権
12月14日	パブリックコメント(意見公募)の実施
平成25年	第4回 地域福祉推進協議会
1月 22日	・第2次越谷市地域福祉計画(素案)について ・平成24年度地域福祉講座について(報告)
	第5回 作業部会
1月 25日	
	・第2次越谷市地域福祉計画(素案)について 第3回 検討委員会
2月 19日	
	・第2次越谷市地域福祉計画(案)について

5. 越谷市社会福祉審議会条例

平成26年12月22日 条 例 第 6 0 号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項及び第12条第1項、 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項並びに就学前の 子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律 第77号)第25条の規定に基づき、越谷市社会福祉審議会(以下「審議会」とい う。)を置く。

(所管事項)

- 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。
 - (1) 社会福祉に関する事項
 - (2) 児童福祉に関する事項
 - (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
 - (4) 子ども・子育て支援事業計画に関する事項
 - (5) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況
 - (6) 幼保連携型認定こども園の設置等の認可、事業停止命令及び認可の取消しに 関する事項

(組織)

- 第3条 審議会は、委員50人以内で組織する。
- 2 審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置く ことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 市議会議員
 - (2) 社会福祉事業従事者
 - (3) 学識経験者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げないものとする。
- 2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 臨時委員の任期は、第1項の規定にかかわらず、特別の事項に関する調査審議が 終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 審議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会の会議は、委員長が招集する。
- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議 を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって 決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

- 第7条 審議会に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、専門分科会が処理する事務 は、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。
 - (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者の福祉に関する事項その他障害者の福祉に関する事項を調査審議する。
 - (3) 児童福祉専門分科会 子ども・子育て支援事業計画に関する事項その他児童 の福祉に関する事項を調査審議する。
 - (4) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項を調査審議する。
- 2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

(審査部会)

- 第8条 審議会は、障害者福祉専門分科会に審査部会を設ける。
- 2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。 (進用)
- 第9条 第5条及び第6条の規定は、第7条の専門分科会及び前条の審査部会につい て準用する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、福祉部福祉推進課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
 - (越谷市児童福祉審議会条例及び越谷市障害者施策推進協議会条例の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 越谷市児童福祉審議会条例(平成13年条例第25号)
 - (2) 越谷市障害者施策推進協議会条例(平成18年条例第6号)

(越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年条例第4号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(越谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

4 越谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年 条例第21号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(越谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

5 越谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第22号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

6. 越谷市社会福祉審議会条例施行規則

平成27年3月25日 規 則 第 2 8 号

(趣旨)

第1条 この規則は、越谷市社会福祉審議会条例(平成26年条例第60号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、越谷市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

- 第2条 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 2 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、社会福祉法施行令(昭和33年政 令第185号)第2条第1項に定めるところによる。
- 3 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)の決議は、重要又は異例な事項 を除き、これをもって審議会の決議とする。

(審査部会)

- 第3条 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、社会福祉法施行令第3条第2項 に定めるところによる。
- 2 審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

(会議の通知)

第4条 委員長は、条例第6条第1項の規定により審議会の会議を招集しようとするときは、会議に付する案件並びに会議の開催日時及び場所を定め、あらかじめ 委員及び当該案件に関係のある臨時委員に通知するものとする。

(会議の公開)

- 第5条 審議会(民生委員審査専門分科会及び審査部会を除く。)の会議は、公開とする。ただし、審議事項により必要と認める場合は、非公開とすることができる。 (意見の聴取等)
- 第6条 審議会は、必要に応じて委員及び臨時委員以外の関係者に対し、審議会の 会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることが できる。

(進用)

第7条 第4条及び前条の規定は、専門分科会及び審査部会について準用する。

(庶務)

- 第8条 専門分科会及び審査部会の庶務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に定める課において処理する。
 - (1) 民生委員審查専門分科会 福祉部福祉推進課
 - (2) 障害者福祉専門分科会 福祉部障害福祉課
 - (3) 児童福祉専門分科会 子ども家庭部子育て支援課・子ども育成課
 - (4) 地域福祉専門分科会 福祉部福祉推進課
 - (5) 審査部会 福祉部障害福祉課 (委任)
- 第9条 この規則に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附則

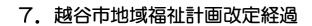
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

越谷市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員構成

(敬称略)

No	区分	委員	役職名	備考
1	社会福祉事業従事者	福澤 辰幸	越谷市社会福祉協議会常務理事 兼事務局長	副分科会長
2	社会福祉事業従事者	松本實	越谷市私立保育園・認定こども園協会 役員	
3	社会福祉事業従事者	高野 淑恵	越谷市手をつなぐ育成会会長	
4	社会福祉事業従事者	臼倉 誉治	越谷市民生委員・児童委員協議会会長	
5	学識経験者	戸巻 正	越谷市コミュニティ推進協議会副会長	
6	学識経験者	井口 伸一	越谷市自治会連合会理事	
7	学識経験者	小柳 ユミ子	越谷市精神障害者を守る会書記	
8	学識経験者	山口 隆志	越谷市PTA連合会常任理事	
9	学識経験者	関口 庸進	越谷地区保護司会会長	
10	学識経験者	新美 由美子	越谷市ボランティア連絡会会長	
11	学識経験者	高橋 直三郎	越谷市薬剤師会顧問	
12	学識経験者	北山 隆司	越谷市老人クラブ連合会副会計	
13	学識経験者	木下 聖	埼玉県立大学保健医療福祉学部 社会福祉子ども学科准教授	
14	学識経験者	森 恭子	文教大学人間科学部人間科学科准教授	分科会長
15	学識経験者	永盛 明代	公募委員	
16	学識経験者	長谷川 敦子	- 公募委員	

(平成29年3月1日現在)



年	月	日	内 容		
平成 28 年			第1回 地域福祉専門分科会		
		8月9日	・地域福祉計画の計画期間延長について		
			・地域福祉計画の計画期間延長に伴う改定について		
			第2回 地域福祉専門分科会		
		11月21日	・地域福祉計画改定の基本方針について		
			・地域福祉計画改定のスケジュールについて		
平成 29 年			第3回 地域福祉専門分科会		
		2月8日	・地域福祉計画改定版(素案)について		
		3月1日~	パブリックコメント(意見公募)の実施		
		3月30日	ハノリツクログンド(息兄公券)の夫旭		

8. 地域福祉ネットワーク推進モデル事業のこれまでの取り組み

年度	内 容				
平成 25 年	地域福祉ネットワーク推進モデル事業の実施				
	内 容:①アンケート調査の実施				
	②ワークショップ形式によるヒアリング調査の実施と人材の育成				
平成 26 年	地域福祉懇談会の開催				
	内 容:地区コミュニティ推進協議会、民生委員・児童委員、福祉推進員を対象に				
	市内5地区(新方・出羽・大相模・大沢・南越谷)で懇談会を実施地域福祉				
	計画の重点施策である地域福祉ネットワーク構築に関する資料として「地				
	域福祉・支えあいレポート」を作成				
平成 27 年	地域福祉懇談会の開催				
	内 容:平成26年度に実施した市内5地区の意見を踏まえ、地区コミュニティ推				
	進協議会、民生委員・児童委員、福祉推進員を対象に市内8地区(桜井・				
	大袋・荻島・増林・越ヶ谷・北越谷・蒲生・川柳) で懇談会を実施地域の				
	多様な主体による生活支援の仕組みを具現化していくための資料として				
	「地域福祉・活動推進レポート」を作成				



9. 用語解説

【あ行】

NPO

民間非営利組織。「Non-Profit Organization」「Not-for-Profit Organization」「Not-for-Profit Organization」の略。利益の追求よりも社会的な使命の実現を優先して活動する民間組織(団体)のことで、平成10年12月にNPO法(特定非営利活動促進法)が施行され、福祉や地域づくりなどを行う市民活動団体が比較的簡単に法人格を取得できるようになった。

【か行】

●介護保険制度

40 歳以上の人が加入する保険であり、疾病や加齢により介護を必要とする状態になった場合に、適切な負担で自分にあった介護サービスを選択・利用しながら、住み慣れた環境で生活し続けられるよう、高齢化を社会全体で支え合うため平成 12 年4月から開始された。

●ガイドヘルパー

障がい者の外出などを支援する人のことで、歩行や車いすの介助のほか、交通機関や病院などでの障がい者の意思伝達など、幅広く手助けする。

●グループホーム

地域社会の中にある住宅において、数人の高齢者や障がい者が共同で生活する形態で、専 任の世話人によって食事や日常生活に必要なサービスが提供されるもの。認知症高齢者のグ ループホームや知的障がい者グループホーム、精神障がい者グループホームがある。

【さ行】

●災害時要援護者

災害時において、特に配慮を要する者をいい、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦 等があげられる。

●社会福祉法

わが国における福祉サービスの基礎をなす法律。社会福祉の目的や理念、原則などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人など、社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画などの作成その他の地域福祉の推進を図るための規定が定められている。

●社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。 社会福祉事業の公共性から、その設立・運営にかかる規制が定められている。

●障害者総合支援法

障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するという観点から、障害者基本法の基本的理念に基づき、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス・公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みとして、平成 18 年に施行された障害者自立支援法が改定され、新たに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)が平成 25 年から施行された。これにより新たに障がい者の範囲に難病が追加されたほか、障害支援区分が創設されるなどの改定がされた。

●障害者福祉センターこばと館

障がい者の各種相談に応じるとともに、外出や就労の機会の得られない障がい者に機能回復訓練や創作的活動、レクリエーション活動などの機会を提供する施設。「こばと館」では、 障がい者の社会参加や自立促進のため、講習会の実施及び障がい者ボランティアの育成のための講座も行っている。また、ボランティア実習の場としても受け入れを行っている。

●ジョブコーチ

職場で障がい者に仕事を教えることを主な役割とする狭義のものと、アセスメントからフォローアップに至る就労支援プロセス全体を担う広義の理解があるが、今日では広義のジョブコーチの重要性が認識されてきている。

●シルバー人材センター

企業や家庭、公共団体などからさまざまな仕事を引き受けて、地域の経験豊かな高齢者に 仕事を提供する団体。働くことを通じて高齢者の生きがいや健康づくりを進め、活力ある地 域社会づくりに貢献することを目的としている。

●人材バンク

個人の特技や技術などを持つ市民を登録し、講習会の講師やイベントへの出演などに活用するしくみのこと。

●成年後見制度

認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々が公的手続きなどの法律行為を行う場合に、一人で行うことが難しい契約の締結や本人にとって不利益な契約を取り消すことによって、本人を保護・支援する制度。

●自主防災組織

「自分たちのまちは、自分たちで守る」という、地域住民の自衛意識と連帯感に基づいて 結成される防災組織。地域(自治会や町会)単位で組織し、地震や風水害などの災害発生時 に地域で自主的に防災活動を行う。

●人権の花運動

小学生「人権の花運動」とは、昭和57年法務省・全国人権擁護委員連合会が人権啓発活動の一環として実施、平成7年以後、全国の小学校を対象として進められている事業。児童がお互いに協力し合って、草花を栽培し、そのことを通して相手の立場を考えること、協力・感謝の心を学び取るとともに、子ども一人ひとりの心に「思いやりの心」を育むことを目的として実施しているもの。

【た行】

●地域子育て支援センター

子育て中の方々の交流や親子のふれあい交流を促進するため、子育てに関する講座や情報の提供を行っている。他にも、子育てに関する相談や子育てサークルの育成支援なども行っている。

●地域包括支援センター

平成 17年の介護保険制度改正によって定められた、高齢者の保健・福祉・医療の向上、 虐待防止、関係機関のネットワークづくり、介護予防ケアマネジメントなどを総合的に行う 機関で、各市区町村に設置された。センターには、保健師等、主任ケアマネジャー、社会福 祉士が配置され、専門性を生かして相互に連携しながら業務にあたっている。

【な行】

●ネットワーク

連絡網のこと。「福祉のネットワークづくり」とは、福祉の活動を行ういろいろな組織や 団体、個人個人がお互いに連絡をとりあい、協力して活動できるような連絡網をつくろうと いうこと。

●ノンステップバス

車両の一部あるいは全体について、床の高さを下げ、床面までのステップをなくしたバス。 歩道のかさ上げにより、ほぼ平面移動でバスに乗降可能となる。

【は行】

●バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁(バリア;Barrier)となるものを除去(フリー;Free)するという意味で、建物や道路の段差など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている制度や意識、情報の活用などにおける障壁の除去も必要であるとされている。

●福祉サービス第三者評価制度

事業者でも利用者でもない第三者の多様な評価機関が、専門的かつ客観的な立場から、福祉サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメントの力などを評価すること。

●福祉保健オンブズパーソン制度

越谷市では、福祉保健サービス利用者からの市やサービス提供事業者に対する苦情に対し、公平・中立な立場で迅速に解決するため、平成14年12月から「福祉保健オンブズパーソン、 ン」を設置しています。オンブズパーソンがサービス利用者からの苦情申立てを受け調査を行い、市に対し制度の改善などについて提言します。

●保育ステーション

都内への電車通勤者が多い状況を踏まえ、多様な保育ニーズに対応し子育て世帯を支援するため、一時預かり、送迎保育、育児相談等の事業を利便性の高い駅に近い場所で実施している。

【ま行】

●民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。 職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者 または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務 への協力など。

【や行】

●ユニバーサルデザイン

身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、全ての人が使いやすいように 考慮してつくられた汎用性のある製品、環境、情報の構築実現をめざしたもの。1990年 代から普及してきた新しいものづくりの考え方。

【ら行】

●ライフステージ

人の一生の中での各段階、世代。例えば「幼年期」や「高齢期」などの区分。

●レスパイトサービス

障がい者を一時的に預かることにより、在宅で障がい者を介護する親・家族に対して、休息とリフレッシュの時間を提供し、日ごろの介護から離れて心身の疲れを回復できるようにするための援助。

●老人福祉センター

健康で生きがいのある生活が送れるよう、60歳以上の方を対象に、健康の増進・教養の 向上等、自主活動の場とし、また教養講座や健康相談事業なども行っている。

第2次越谷市地域福祉計画(改定版) 平成 29 年 月

発 行 越谷市

〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

TEL 048-964-2111(代表)

URL http://www.city.koshigaya.saitama.jp/

